

金元代石刻史料集

——靈巖寺碑刻——

桂 華 淳 祥 編

「石刻史料から見た近世中國佛教の社會史的變遷に關する基礎研究」と題する本研究班では、その活動の一環として、金・元時代の華北地域に關する佛教石刻史料の解讀を行つてきた。その方法は、碑刻が「生の史料」であることを重視する觀點から、テキストには必ず拓本あるいはその影印を用いてまず翻刻を行い、その後すでに錄文のあるものについてはそれを参考にして檢討するというもので、この方針に従つて入手可能な拓影を網羅的に蒐集し、逐次その解讀を進めた。そのなかから山東靈巖寺に關する碑刻をまとめたものが本史料集である。

靈巖寺は山東省濟南市の中南四十五キロメートルの靈巖山（古稱は方山）の麓にある。前秦の皇始元年（三五二）竺僧朗の說法の地で、北魏の正光（五二〇～五二六）の初め、法定がはじめて道場を建て靈巖寺と稱したといわれる。その後、唐の貞觀年間（六二七～六四九）には慧崇が伽藍を造營するなど活況を呈して發展し、潤州（江蘇省南京）棲霞寺・台州（浙江省天台）國清寺・荊州（湖北省江陵）玉泉寺とならんで天下の四絕と稱された。また宋の熙寧三年（一〇七〇）には十方叢林となつて「十方靈巖禪寺」の額を賜り、以來、山東の名刹として金・元代を通じてその活動は連綿と繼承された。この靈巖寺で特筆すべきは、境内に墓塔林と呼ばれる歷代住持の墓塔群をはじめ多數の碑刻が存することである。その碑文の多くは嘉慶六年（一八〇二）刊『泰山志』などに載録されており、また主要な碑刻については、大正十年（一九二

二)に現地調査を行つた常盤大定の報告として『中國文化史蹟』(法藏館一九七六)に紹介されているが、近年には國外の機關に所蔵される拓本の影印が公にされていて、拓影として見ができるものも少なくない。我々が解讀のテキストとしたのはこれらの拓影で、ここに收録した金・元代の碑刻は左記の三十種であり、その中には錄文を見ないものも含まれる。このように同一寺院でこれだけの碑刻史料が、それも生の形で存在するのは珍しく、當該時代の佛教活動を見る上で貴重な史料である。

【收錄碑刻一覽】

- | | |
|------------------------|--------------|
| 一 灵巖寺妙空淨如禪師塔銘 | 皇統二年（一一四二） |
| 二 灵巖寺定光道詢禪師塔銘 | 皇統二年（一一四二） |
| 三 灵巖寺寂照法雲禪師塔銘 | 皇統九年（一一四九） |
| 四 灵巖寺大明法寶禪師塔銘 | 大定十四年（一一七四） |
| 五 灵巖寺惠才禪師塔銘 | 大定二十七年（一一八七） |
| 六 灵巖寺田園記 | 明昌六年（一一九五） |
| 七 十方靈巖寺碑記 | 明昌七年（一一九六） |
| 八 灵巖寺清安德方禪師塔銘 | 至元十九年（一二八二） |
| 九 灵巖寺廣福禪師塔銘 | 至元十九年（一二八二） |
| 一〇 灵巖寺月泉同新禪師塔銘 | 至元二十二年（一二八五） |
| (附) 大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序 | 至元二十八年（一二九一） |
| 一一 灵巖寺足庵淨肅禪師道行碑 | 至元三十年（一二九三） |
| 一二 灵巖寺普覺正廣提點壽碑 | 至元三十一年（一二九四） |

一三	靈巖寺桂庵覺達禪師道行碑	大德五年（一二〇二）
一四	靈巖寺淨平管勾勤跡銘	大德十年（一二〇六）
一五	靈巖寺普耀月庵福海禪師道行碑	皇慶二年（一二一三）
一六	靈巖寺山門五莊記	皇慶二年（一二一三）
一七	靈巖寺古巖普就禪師道行碑	延祐元年（一二一四）
一八	靈巖寺智舉提點壽塔碑	延祐元年（一二一四）
一九	靈巖寺執照碑	延祐二年（一二一五）
二〇	靈巖寺勸請法容長老住持疏碑	至治二年（一二二二）
二一	靈巖寺壽公禪師捨財重建般舟殿記	泰定三年（一二二六）
二二	靈巖寺智舉提點懶績施財記	天曆二年（一二二九）
二三	靈巖寺思亨首座壽塔記	至順二年（一二三一）
二四	靈巖寺涌泉智慧禪師壽塔銘	至順二年（一二三一）
二五	靈巖寺智舉提點塔銘	後至元二年（一二三六）
二六	靈巖寺無爲法容禪師塔銘	後至元四年（一二三八）
二七	靈巖寺子揮提點塔記	後至元四年（一二三八）
二八	靈巖寺創建龍藏殿記	至正元年（一二四一）
二九	靈巖寺息庵義讓禪師道行碑	至正元年（一二四一）
三〇	靈巖寺明德子貞大師塔銘	至正元年（一二四一）

先にも述べたように、これらはいすれも拓影をテキストとして解讀したもので、その所在や碑刻の特徴、また参考に

した文献などについては、それぞれの解題で説明されている。そこでここでは全體を通じての表記上の原則を示しておこう。

碑刻には異體字や俗字なども使用されているが、錄文に際しては基本的に正字で統一した。錄文中の□は判讀不能な文字、□内は判讀できないものを既存の錄文によって補った文字、「」内は字形や文意から判斷した文字である。／は改行を示す。ただし文字の大小やその間隔など碑刻の體裁を十分に表し得ていない部分もある。本史料集に載録する碑刻のテキストは主として『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（以下『北拓』と略記）所載の拓影、及び京都大學人文科學研究所所蔵の拓本（以下「人文拓」と略記）元代に關するものは京都大學人文科學研究所附屬漢字情報研究センターのホームページ [<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/>] に京都大學人文科學研究所所蔵石刻拓本資料として公開されている）を用いているので、文字の配置などについてはそれらを參照されたい。またそれぞれの解題や註で本史料集に載録される碑刻を引く場合、碑題の上にその番號を付した。なお編者は二〇〇五年二月に靈巖寺を訪れて碑刻を實見する機會を得た（日本學術振興會科學研究費補助金基盤研究（B）「十三・十四世紀東アジア諸言語史料の總合的研究 元朝史料學の構築のために」による山東地域調査）。わずか數時間の滞在であり嚴密な調査を行ったわけではないが、拓影では判讀が難しかった文字など、その時に確認できた若干の事柄もここに含まれれていることを付記しておく。

最後に、本研究班の活動にご協力くださった方々に謝意を表したい。竺沙雅章・西尾賢隆・松川節の各先生には、専門的な見地から多くの御教示をいただき、また研究會における解讀の擔當者諸氏（氏名はそれぞれの碑刻の末尾に表記）には、その事前準備から検討した事柄をとりまとめて本史料集の原稿を作成するまで、多大な時間と労力をも提供していただいた。心より御禮を申し上げる。

一 灵巖寺妙空淨如禪師塔銘

〔解題〕

本碑は靈巖寺第八代住持淨如の塔銘。題額には「妙空／禪師／塔銘」の文字が刻され、皇統二年（一一四二）の立石にかかる。

淨如（一一七三～一二四一）享年六十九、僧臘は不明。號は妙空大師、方山老拙と稱する。福州侯官の人。靈巖寺第八代住持を務め、その在任期間は政和四年（一一一四）から皇統元年（一一四一）。「（一）靈巖寺定光道詢禪師塔銘」・「（六）靈巖寺田園記」、及び「妙空長老詩讚二首」（『泰山志』卷一六）にその名が見える。また立石者の道詢は靈巖寺第九代住持。詳細は「（二）靈巖寺定光道詢禪師塔銘」を参照。

本碑拓本は『北拓』第四六冊二〇頁に見えるが、破損および磨滅が甚だしく判讀困難な文字が多い。よつて判讀不明な文字については、『金文最』（中華書局、一九九〇年）卷二一〇に收錄される「長清靈巖寺妙空禪師塔銘」によつて補つた。また、『全遼金文』（一三〇三頁）に錄文が、『泰山志』卷一六に跋文が、『山左金石志』卷一九に著錄がある。なお、本碑拓本の寸法を『北拓』の記載によつて示せば、通高一七二センチ、幅八〇センチ。

〔釋文〕

濟南府靈巖山第八代敕差住持傳法妙空大師塔銘

□ 林郎差充濟南府節度掌書記張巖老撰

文林郎新差濰州司戶參軍韓果篆額
文林郎新授城陽事日照縣令夏曾書

皇統元年六月二十八日、管勾濟南府十一靈巖禪寺寺門事傳法妙空大師奄化於寺之方丈。時室後梨花再發。蓋師示寂之祥也。後十有五日、門弟子禮源等、葬師於本山之西、而起塔於其左。師之法姪詢公、繼師主寺事、以狀請銘於僕。僕家泰山境、與靈巖接。聞師之道行甚久、因得熟師之容貌、愛師之議論。今又得師行事之狀、乃敘而銘之。靈巖自昔爲大禪利、實觀音建化道場。舉天／下勝絕之地相甲乙者、不過二三處。故前後主僧、非一時高名大德、時君不輕付畀。政和甲午、住持者闕、守臣有請、命左右街諸禪／舉堪允其任者。時師方住汝州南禪。衆以師名聞之。乃可其請。師奉命而來過京師、賜紫衣、又賜師號曰妙空。及出京、卿相鉅公、與／緇素迎送者、肩摩踵接。光顯宗門、爲一時美事。旣至靈巖、開堂演法、大振玄風。參徒常不減數百。歷廿八載、迄無閒言。可謂超越前／人者也。師諱淨如、俗姓陳氏、福州侯官縣人。天姿澹泊、自幼不飲酒茹葷、佛教外絕一切嗜好、卓然有出塵志。年十七、師積善寺長／老旋湛、落髮爲僧。卽受具足戒於州之開元寺。乃參游諸方、諮詢祕要、求證妙果。至饒州薦福寺。時道英禪師傳道於彼、師冥心索／隱。英之徒無有出其右者、密授薦福之印。由是、法性益通、深悟微旨。衲子皆謂「紹隆玄化、非師其誰。」師後竟嗣之。崇寧初、至京師。淨／因佛日禪師惟岳⁴、有天下大名、王公大人日夕造謁、師爲惟岳侍者。貴人見其語論精深、器識宏遠、多稱賞之。時汝州南禪法席偶／虛。衆僧仰師名行、禮請住持。師／誘進後學、敷暢玄猷、遠近信向。師在南禪十年、寺宇爲之一新。在靈巖剏起轉輪藏、修鐘樓、完佛／殿。經營輪奐、皆出□□爲衆□利□□不憚勞、人以此多師。然在師皆餘事也。寺有賜田、經界廣袤、歲月遷訛、頗見侵於其鄰。師不與／之爭、而諭之以理、胥盡歸所□田。其度量過人、類皆如此。師名德既著、四方供施者、歲時輻湊、惟恐其後。當兵火間、保聚山谷、演法／如常。盜賊無有犯者。豪右之家、依師得脫者閭衆。師與士大夫對問、必取佛經之合於儒者、詳言之。又能書大字、得顏柳氣質。晚年／辟穀、所食惟果實茵茹者十餘年、殊不見其癯瘠、則與釋之政儒道異矣。非智性圓明、貫通聖教者、疇克爾哉。故將化之時、神情不／亂。作頌辭

衆云「四大幻形、徒勞□別。緣會而生、緣散而滅。一片虛空、本無□欵。六十九年一夢身、臨行何用切切說。」擲筆而化。此則人之所難及也。□□宗門、系出臨濟。初聞道於廬福英禪師、英實開元琦道者。適子、琦出於江西黃龍老南禪師、⁷ 師即黃龍之裔孫也。師兩席度弟子百有餘人、學道者以斯□道者□□時、繼聞宗風、弗墜厥緒者、當不乏人。師之所傳、果有旣乎。銘曰、

世弊於文 □□□□。西方聖人 □□□實。□或蔽蒙 泥而弗通。謂空非色 謂色非空。復以一花 唐示奧妙。正法眼藏 付之一笑。二十一七世 爰有達磨。達磨□來 於意云何。面壁不言 要觀至理。一旦西歸 空餘雙履。下逮六祖 衣止其傳。道豈不傳 學者得焉。四方叢林/上士相繼。偉哉如公 得大智慧。南禪靈巖 四衆具瞻。禪不廢律 戒律特嚴。有生必滅 儻然而往。不滅者存 如在其上。無盡之旨 遺頌/具陳。見者聞者 □真得真。因葬有塔 豈資設飾。因塔有銘 豈事篆刻。師本無冀 人不能忘。尚有斯文 愈久彌光。

皇統二年歲次壬戌六月一日住持傳法沙門道詢立石

布衣田初刻

〔註〕

- 1 【詢公】 道詢、「(一)靈巖寺定光道詢禪師塔銘」參照。
- 2 【詮湛】 不詳。
- 3 【道英】 泉州の人。覺照子琦の法嗣、饒州薦福寺に住する。「建中靖國續燈錄」卷二二・「五燈會元」卷一八・「補續高僧傳」卷六など参照。
- 4 【惟岳】 字は佛日。福建長溪の人。東京華嚴寺に住する。哲宗より佛日禪師の號を賜う。圓照宗本の法嗣となり、東京十方淨因禪院に住する。「建中靖國續燈錄」卷一六・「嘉泰普燈錄」卷七・「補續高僧傳」卷八など参照。
- 5 【寺有賜田】 寺田をめぐる土地争いに關しては「(六)靈巖寺田園記」に詳細が見える。
- 6 【開元琦道者】 子琦(?)一一一五)泉州の人。號は覺照大師。黃龍慧南に師事し、その法を得て、泉州開元寺に住する。語錄がある。「建中靖國續燈錄」卷一二・「聯燈錄」卷一五・「嘉泰普燈錄」卷四・「五燈會元」卷一七・「補續高僧傳」卷八など参照。
- 7 【黃龍老南禪師】 慧南(一〇〇二~一〇六九)信州の人、號は普覺禪師。臨濟宗黃龍派の祖。「黃龍南禪師語錄」一卷がある。

嗣法の弟子に眞淨克文、東林常總、晦堂祖心らがいる。『禪林僧寶傳』卷二二・『建中靖國續燈錄』卷七・『嘉泰普燈錄』卷三・

『五燈會元』卷一七など参照。

(井黒 忍)

二 灵巖寺定光道詢禪師塔銘

〔解題〕

本碑は靈巖寺第九代住持道詢の塔銘。題額には横書きで「定光塔銘」の文字が刻される。立石は皇統二年（一一四二）。

道詢（一一八六～一二四二）享年五十七、僧臘三十二。號は定光禪師。揚州天長義城の人。北宋滅亡後、齊（劉豫政權）の阜昌六年（一一三六）濟南普照寺の住持となる。その後、淨如の後をうけ靈巖寺第九代住持を務め、その在任期間は皇統元年（一一四一）から同二年（一一四二）。

本碑拓本は『北拓』第四六冊二一頁に見える。また、『泰山志』卷一七に錄文を收める。本碑拓本の寸法を『北拓』の記載によつて示せば、通高二〇三センチ、幅一〇六センチ。

〔釋文〕

濟南府十方靈巖禪寺第九代住持定光禪師塔銘／

濮陽李魯撰 濟南高鯉書 儒林郎行臺大理寺丞韓淳篆額／

皇統壬戌中秋、定光侍者走書於魯曰、「先師頃自普照來、住靈巖道場、鋤墾荒蕪、爰立規矩。不幸席未暖、遽示寂滅。智月忝出門下、荷潤特深、報效蔑聞、彌增惕懼。遂躬率諸門人、營建梵塔、厥／功告成、銘誌未備。共念先師疇昔交契之厚、誰如公者。今輒以昌黎韓淘通仕所敍行狀、請銘於公、能無意乎。」魯始錯愕、顧陋學、無以表其高風。旣而曰、「樂道人之善、聖人之訓也、尙何讓。」師諱／道詢、俗姓周、揚州天長義城人也。世爲鄉里大姓、產業雄一方、歲入不貲。幼孤、事祖母以孝聞。及長、性豪邁、姿貌魁偉、喜施與、好鷹犬、馳騁田獵、割鮮染輪、不忘旦夕鄉人畏愛、以任俠處之。居／無何、臂鷹牽黃、過故人家、見讀方冊、師挺前奪取欲視。故人曰、「是豈公所能知。」師氣憚、徐更讀之、乃智望禪師十二時諦也。閱未竟、面熱汗下、嘆曰、報應若此、可奈何。故人曰、「審如是、早自爲計。」／師茫然謝歸、放黜鷹犬游獵之具、杜門飯脫粟、布衣芒屨、體膚餓慄、而祝髮之念萌芽胸府矣。家人以爲狂、初加訶禁。師志益堅、竟禮本縣興教寺常住院首座僧德安爲師、納戒於本州開元／實政和改元之歲也。師在衆持頭陀行、精嚴齋戒、平治心地。其師召謂之曰、「懷與安、實敗名、汝器識遠大、未可量也。」盍游方以廣學問。」師卽詣本州建隆寺、依住持因禪師爲侍者。未幾、參問入／室、頗領玄妙。建隆語師曰、「汝將騰趨萬里、詎可於此久淹。當務遍參、以卒遠業。」師稟命至龜山、見慈禪師坐禪次、聞靜板有省。以頑投龜山、深蒙印可。遂入舒州、見甘露卓禪師。卓識師根器非／常、謂曰、「法華言禪師爲一時郢匠、盍往謁焉。」師忻然領命、及一見、師資道契、駐錫四稔、舉作座元、因爲師小參、舉二祖覓心、了不可得、馬祖卽心、是佛機緣。於是徹證傳心之旨、太湖眞乘寺乏／人、諸禪舉師名德、郡委縣令齋牒勸請。師謝曰、「吾始捨緣、私自爲盟、不願住持。矧茲末法、祖道榛棘、宜得吾門龍象、提宗印以振衰墜、庶幾有益。詎可妄欲以此事付田家子、是猶資越人以章／甫計亦左矣。」因固辭。令請益堅、師計窮、碎牒投諸地。令駭曰、「斯罪也、柰法何。」衆以師厲志純一、本無慢心、禱令得不白州、聽舉自代者、因得遁去。師以名迹爲衆指目、乃歸義城、距祖第數十里、／得佳泉石處、曰治山、構精舍、號定光菴、將終老焉。鄉里子弟、執侍餅錫、願度爲弟子者、五十餘人。建炎二年、大軍渡淮、尋陷天長。師處倉卒無撓色、太尉薛公異之、入白統軍、迎置軍中、日辦供／養、且下令曰、「爾等當善護持、勿致失所。」洎旋軍至沂、聽師

自便。名士劉郊子機雅聞其名、虛懷接納、一叩真機、定交方外、尋於泗水靈光山卜築自晦。阜昌六年、濟南普照虛席、府帥劉公擇可／嗣事者。衆以師應選、乃給帖馳疏敦請。師確守前誓、專使荐來、勢不獲已、以五月十三日到寺、首請惟素禪師爲座元、希蹤□丈、一切以清規從事、晨參夕請、鐘鼓一新。其於誨導尤示慈悲、衲／子仰之爲指南、既暇卽徐視殿宇圮毀者、改建完葺、侈不逾舊儉、而中禮道力所攝、人自樂施。皇統元年、住靈巖妙空淨如禪師示寂、府帥都運劉公謂、「一時尊宿、德行純備、無如師者。」遂親率／府屬寄居士夫僧正綱維、詣寺勸請。師謂、「靈巖巨刹、未易遽治。」

府帥曰、「師負重名、當暫屈、一往不勞指顧、衆自悅服。」師猶形謙讓、府帥懇請久、乃應命。以九月五日開堂演法、漸欲樹立紀綱、請／於府曰、「常住撥賜田土、親力播殖、所得僅足飽耕夫。又供僧歲費、無慮三千萬、丐依舊例原免科役、庶獲飯僧福田、上報國恩、實遠久之大利益也。」府可其請。師乃推擇十方勤舊、以□報／事、喻之曰、世間萬事、欲

一一如法、卽無有是處。至於處叢林、掌常住錢穀、要當先自潔己、錙銖不欺、非唯目下明白、抑亦過凌得力、衆化具德、無不盡心。」師玄學淵深、勤於接物、初機請益、循循／忘倦。於是四方翕然、謂獲宗匠、學者嚮慕道風、踵至籌室、自兵火以來、未之有也。明年春、師至府求退、且曰、「昔黃龍心禪師云、「馬祖百丈已前、無住持事、道人相求於空閑寂寞之濱。其後雖有／住持、皆王臣尊禮爲人天師。今則不然、掛名官府、遂同編氓、是豈久寓之地耶。」援引至理、詞義切當。府帥喻之曰、「非意相干、可以理遣。」師當還坐道場、勿恤也。」時又迫近結制、師乃強留、每語衆／曰、「汝等勉之、吾將逝矣。」因日爲衆普說、入室勤劬不替者彌月、衆亦莫測。俄有野蜂、集於寢堂、鴟鴞百數、悲鳴下上、識者異焉。夏六月

二十三日、粥罷、顧謂侍者、收鉢置方丈、卽令搗鼓集衆、陞／座垂語、詞旨哀切、特異常日。洎下座、示有疾、衆感怖惄、而師神色恬然、屢欲趺坐。衆悲泣救藥不克如志、有問疾來者、但目視之、豈非葉落歸根、來時無口、獨振全提之旨者乎。第後學淺涉、未／之領也。二十四日、右脇而化、時暑氣炎猛、居六日、如始逝。二十九日、以遺命荼毘、得五色舍利百餘粒。翌日、遼靈骨於當山後興塔之右、卽其上樹窣堵焉。閱世五十七、坐夏三十二。門弟子百／有餘人、傳道於四方、以名著者十餘人。有示衆廣語、游方勘辯、頌古偈贊、流通於世。師先在淮甸、嘗膺襍服之賜、及師名禪定。洎北

來、絕口不言、唯號定光菴主、自臨濟義玄禪師凡十二世、系⁷出黃龍慧南、南出照覺常撝、撝出廣鑒行瑛⁸、瑛出舒州法華證道禪寺住持永言、言卽嗣法師也。師常歎、今時傳法紹嗣者、往往開堂有橫費、及居普照、因上堂、便爲法華和尚拈香、出衣盂、／飯堂衆、酬法乳而已。性不積財、住靈巖纔十月、所得盡付常住、爲供僧用。特喜賓客、一時名卿巨公慕其道行、莫不願爲之友、至千里走介問安否。師待人以誠、不視貴賤、高下其心、恤貧周急、／動推惻隱、數於道路解衣、以遺寒者、噤凍而歸。又好儲諸良藥、拯救患難、見有疾苦、如出諸己。於是感恩懷惠、與其參學問法者相半、所至交口稱譽、出於自然、聞者歡喜、願居門下、奔走清風、／唯恐其後。可謂道重一時、名高四遠者矣。趣寂之日、遠邇莫不哀歎。師故人孫力智彥周聞師示滅、亟走諸山、宿中道夢師若平生、來告曰、「山僧兩來靈巖矣。」卽指其藏骨所在。驚寤見室中、佛／光粲然、移時方滅。旣抵寺、僧或告寺有故延珣禪師塔。其銘文有意捨浮華情耽定慧之語、良符彥周之夢、是知師應跡世間、豈偶然哉。銘曰、／

飢鷹摩空、得內乃飽。韓盧待族、志厲霜草。追飛逐走、聊以自娛。陷心潰腦、衣袖爲朱。定光老人、少年如此。勇猛悔悟、是眞佛子。一斛一鉢、誓堅志願。石頭路滑、請益無倦。傳心得妙、爲衆所窺。遁／跡空谷、人不我遺。兩坐道場、接物利生。事有固然、逃名得名。衆仰其德、罔不自厲。壓以至誠、不嚴而治。優游請退、從吾所好。使君眷厚、竟莫之報。死生常事、戲劇有情。於我何有、擺手便行。蒼山／萬仞、靈塔百尺。山低塔高、不埃他日。

持嗣法小師 慶悟

徂徠山崇慶禪寺住持嗣法小師

惟素／

皇統二年歲次壬戌十月庚申朔初十日己巳起復昭武大將軍陝西諸路轉運使劉益 立石 歷山任升刊／

〔註〕

1 [德安] 不詳。

2 [妙空淨如禪師] 靈巖寺第八代住持。「(一)靈巖寺妙空淨如禪

3 [黃龍心禪師] 晦堂祖心(一〇一五—一一〇〇)。慧南之師事。

「師塔銘」參照。

『續燈錄』卷一二・『禪林僧寶傳』卷二三など参照。

4 【馬祖】 馬祖道一（七〇九～七八八）。南嶽懷讓に師事。のち洪州開元寺に住し、江西地方での禪宗の普及に大きな役割を果たす。『宋高僧傳』卷一〇など参照。

5 【百丈】 百丈懷海（七四九～八一四）。馬祖に師事し、後に洪州百丈山に入り、清規を制す。『宋高僧傳』卷一〇など参照。

6 【臨濟義玄】（？～八六六）。黃檗希運に師事。後に鎮州の南郊臨濟院に住す。教説は廣く行われるようになり、臨濟宗の開祖とされる。『宋高僧傳』卷一二・『景德傳燈錄』卷一二など参照。

7 【黃龍慧南】（一二〇〇～一二〇六九）。石霜楚圓の法嗣。のち隆興府黃龍山に住し、教化につとめる。臨濟宗黃龍派の祖。『建中靖國續燈錄』卷七・『禪林僧寶傳』卷二二など参照。

8 【照覺常總】 常總（一二〇二五～一二〇九一）。黃龍慧南に師事。江州東林寺に住す。照覺は號。『建中靖國續燈錄』卷一二・『禪林僧寶傳』卷二六など参照。

9 【廣鑒行瑛】 常總の法嗣。廬山開先華藏禪院に住す。廣鑒は號。『建中靖國續燈錄』卷一九など参照。

10 【永言】 不詳。

（松浦典弘）

〔解題〕

皇統九年（一一四九）五月、康淵立石。正觀撰、無聞比丘某書丹、義詔篆額。題額があり「寂照／禪師／塔銘」と刻字される。

本碑は靈巖寺第十代住持法雲の塔銘である。法雲、俗姓は林氏、泉州同安の人。寂照は庵號。崇寧元年（一一〇二）に生まれ、十六歳で出家、同安縣化度禪院の徳新に師事し、ついで大倫山梵天禪寺の孜禪師に参じた。後に海路より山東の密州に渡り、天眷元年（一一三八）に兗州普照禪寺の住持となり、皇統四年（一一四四）に靈巖寺の住持となる。皇統八年（一一四八）に四十七歳で卒す。僧臘は三十一。

三 灵巖寺寂照法雲禪師塔銘

彼が密州に渡った年次は記されていないが、恐らく普照禪寺の住持となつた天眷元年か、あるいはその少し前のことであろう。當時、本州を含めた山東地方は金朝の勢力圏に入つており、天會九年（一一三二）から同十五年（一一三七）までは金朝によつて建てられた傀儡國・齊の版圖であつた。靖康の變（一一二六）の後、金軍の華北進出と宋室の南遷に伴い多數の漢人が江南に逃れてゐるが、このような情勢下に逆に江南より華北に移つた彼の行動は極めて興味深い。

本碑の拓影は『北拓』第四六冊三五頁に收める。その寸法は『北拓』の記載によれば高二一九センチ、幅八七センチ。碑面には所々缺損が見られ、判讀不能文字は『泰山志』卷一七所收の本碑錄文より補つた。

〔釋文〕

濟南府靈巖山 省差住持傳法第十代雲禪師塔銘

雲巢比〔丘〕正觀撰文

無聞比丘□□書丹

括蒼比丘義詔篆額

師諱法雲、字巨濟。世居泉州同安縣、西林林氏之子、氏族甲于泉南。其祖諱益、宋元豐閒、天子知其人、以諫議大夫除任諫垣。師之伯仲歿于紳者、世率相繼。惟師自纏褓中、聞鍾磬聲、則合掌抵額、或問以善言、則應對無澀、皆與經語暗合。至十六歲、屢請於父母欲出家、父母其志不可□捨令從₁釋氏教、受業于當縣化度禪院、禮尊宿德新以爲師。不喜羣居、卜庵于院之側、榜其庵曰寂照。晏坐自如、修習禪定。德塔禪師每語人曰、「□□真釋氏之神駒爾。」左提右挈、朝夕警誨、千里之行、始于此也。後至大倫山梵天禪寺₂孜禪師會下、孜□見而奇之、遂許入室。叩請甚勤、師一日入室□「外」、「爲」主待次₃者甚衆、不知師出何語、惟聞孜大笑厲聲曰、「子到不疑之地、正要保任。」師掩耳而出、自茲囊錐願露、雲水之士、皆願從之游。師後出世₄而所嗣者孜也。孜嗣大相國寺智海禪院清禪師、清嗣雲居祐禪師、祐嗣

黃龍「南」禪師。⁵師每與同參論道、相約曰、「雖然佛法只者是、然名山大刹、不可不游。」□師碩德、不可／不訪。遂率諸道友、遍歷祖席、航海而至密州、密人扶老携幼、相迎于途者、無慮數千人。日加尊敬、擇幽隱以處之。時兗州普照禪寺、住持闕人、充守□鑾／公、聞師之名、嚮師之道、請居普照、六年、大闢禪關、俾一方之衆知有此道者、師之化也。後靈巖虛席、／

朝廷遴選、其人主之、而 謝鑾公、移守濟南。公採摭輿論、圓師名申、省、三請而後從。紹□□□□□邇悅慕、當途公卿、皆盡外護之力。而／轉運使康公尤爲知遇。⁶凡事之有益于常住者興之、事之有損于常住者革之。居四年而殿宇□□、知其所以然。爾前八月十六日、師密遣人詣 府、陳狀求退、抵 府門而知事僧追及／之、遂止。越十有四日、告疾。衆召醫治之、師曰、「因緣至此、醫者奚用爲。」在疾五日、書頌以別衆回、「秋八月兮、船回波頭、日卓午兮、雷興雲海。橫牽玉象兮、何／有何無、倒騎鐵馬兮、何賓何主。撒手清風滿四維、凝眸皓月超千古。」頌畢、焚香端坐、不言不□不餌。至閏八月初八日、跏趺而化。觀師之建立無倦、而忽／有志于退休、未幾而示寂、豈不自知當然者耶。議者惜其未盡所蘊、而天厄其壽。悲夫、立塔于寺之西北隅祖塔之側。壽年四十有七、僧臘三十一。度弟子十有一人。皆質直守道、無聞于時。師有同參僧祖習、自師出世、輔之翼之、使師之道行于世者、習與有力焉。習執師行狀、求銘于雲巢比丘正觀。/蒙師之獎激、感習之高義、而不敢辭、乃爲之銘曰、

授法溫陵、播道東齊。維茲爰始、引導羣迷。宗門聖箭、釋氏神駒。一音演唱、兩易梵居。禪侶輻湊、是則是儀。解粘去縛、爲世大醫。嗟乎蘊奧、未盡施爲。臨行一句、妙偈四馳。踟趺□滅、拂袖西歸。方山之側、卒堵巍巍。仰懷其德、祇敬其師。式示來者、刻文斯碑。/
一

皇統己巳五月初一日宣武將軍知山東東路轉運使上輕車都尉京兆縣開國伯食邑七百戶康淵立石

〔註〕

1 【大倫山梵天禪寺】 同安縣に在り。『萬曆重修泉州府志』 卷二

四・雜志に「同安縣、梵天寺、在大輪山之阿、舊名興教。宋熙寧中、改名梵天。」とある。

2 【智海禪院】 開封府の大刹相國寺の塔院。『東京夢華錄』卷三・相國寺内萬姓交易の條に「寺內有智海・惠林・寶梵・河沙東西塔院、乃出角院舍、各有住持僧官。」とある。

3 【清禪師】 智清(?)一〇一〇のこと。俗姓は葉氏、泉州安の人。鹿苑寺惠儒のもとで出家、元祐の法席に参じ、蘄州の五祖山に出世、のち智海禪院に住す。元符三年(一一〇〇)に佛印禪師の號を賜る。『建中靖國續燈錄』卷二に傳あり。

4 【雲居祐禪師】 元祐(一〇三〇~一〇九五)のこと。俗姓は王氏、信州上饒の人。十三歳で信州博山承天院の齊晟に師事し、二十四歳で受具。黃檗に居た慧南に依ること十年、のち南康軍の玉洞寺を経て、同軍の雲居寺に住す。『建中靖國續燈錄』卷十

三に傳あり。

5 【黃龍南禪師】 慧南(一〇〇一~一〇六九)のこと。『北拓』所收の拓影では「龍」と「禪」の間の字が缺落して判讀できないが、前註で述べたように元祐は受具の後、當時黃檗に居た慧南に依っていることから彼と斷定して「南」の字を補つた。慧

南、俗姓は章氏、信州玉山の人。十一歳で懷玉寺定水院の智鑾に師事し、十九歳で受具、歸宗・黃檗・黃龍の各寺に歷住す。熙寧二年(一〇六九)卒。大觀四年(一一一〇)、敕して普覺と諡を賜う。『建中靖國續燈錄』卷七に傳あり。

6 「朝」 平檣。

7 【轉運使康公】 本碑の立石者の康淵のこと。山東東路轉運使。『金史』には立傳されていない。『泰山志』卷一七に「靈巖寺康淵詩刻」と題して靈巖寺の西堂堅公禪師に贈った詩を收める。

(藤原崇人)

四 灵巖寺大明法寶禪師塔銘

〔解題〕

靈巖禪寺第十一代大明法寶禪師の塔銘并に序。篆額は「寶／公／禪／師／塔／銘」。翟炳の撰及び書、閻崧の篆額。大

定十四年（一二七四）七月一日に立石される。

大明法寶（一一四一—一七三）、享年六十、僧臘三十四。法諱は法寶。俗姓は武氏、河北西路磁州の人。政和四年に生まれる。宣和元年（一一一九）、王氏より儒書を學ぶ。同三年（一一二二）八歳、出家し、賈氏の庵に住す。宣和七年（一一二五）十二歳にして、『老子』『莊子』などを講ずる。その後、遊方する。再び磁州滏陽に歸り、薛氏宅に庵を結ぶ。道迎首座の磁州來訪により、三年間、首座に參ずる。靖康の變（一一二六）の後、一帶は金朝の支配下に入る。天會十年（一一三三）十九歳、磁州寂照庵の祖榮のもとで剃髮し、法寶の法諱を與えられる。天眷三年（一一四〇）二十七歳、試經度僧により具足戒を受ける。祖榮に従い臨濟の宗旨を參究するも、疑を抱き、萬壽寺青州希辯（青州一辯）のもとへ赴き、知藏となる。大悟し印可された後、さらに三年間、青州のもとで曹洞の宗旨を探求する。後、山東西路泗水縣靈光山に遁跡し、『北拓』第四六冊三七頁「請寶公開堂疏」が記された皇統九年（一一四九）八月以後に靈巖寺に住持する。天德二年（一一五〇）青州の示寂により、仰山棲隱禪寺に住持する。貞元三年（一一五五）遼陽に歸り、慶西寺の舊基に住し、老いたる祖榮の側に侍す。大定二年（一一六二）、張浩が私財を投じ、大明寺の額を買ひ、法寶に住持させる。大定十二年（一一七二）紫山・谼峪に隠居する。大定十三年に示寂する。

拓本は、『北拓』第四六冊一二七頁、「人文拓」（中國金石拓本三九函）がある。錄文は『金文最』卷一一に在る。『泰山志』卷一七は碑題および考證のみで、錄文を缺く。石井修道『宋代禪宗史の研究』（大東出版社、一九八七）附錄資料篇、資料一七に『金文最』卷一一を底本とする訓註があるが、その後、同氏「靈巖寺の寶公禪師塔銘を見つけて」（『中國佛蹟見聞記』第九集「駒澤大學中國佛教史蹟參觀團、一九八九」）・「寶公・才公禪師塔銘の紹介」（『田中良昭博士古稀記念論集 禪學研究の諸相』大東出版社、二〇〇三）には、靈巖寺原碑の寫眞より翻刻した訓註がある。

『北拓』の記載によると、拓本の寸法は通高一八五センチ、幅八二センチ。本碑は靈巖寺に現存。碑陰は缺拓とある。また「人文拓」も碑陰を缺く。

〔釋文〕

濟南府長清縣靈巖十方禪寺第十一代寶公禪師塔銘并序／

相州林慮縣仙巖梅軒居士翟炳撰并書／
忠顯校尉真定府醋同監閻崧篆額／
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

師姓武氏、磁州里人。師自童卯、既立不群、骨相有異。六歲、依里中王氏、居舍學儒典。八歲、告父出家、鄉人賈氏爲構庵、邀師居之。十二歲、復爲人講莊老／玄言、人皆敬畏。既久、無守株之心。一日、廻約里人朱賈二友爲方外之遊、二友從之。遊方既久、復還滏陽。結茆於薛氏宅、日夕辯道。會道迎首座、創歇庵於本／州。聞座處性朴直、少許親近。師往「袁」誠問道、座示禪林古德機語。請益猶同素習、侍瓶錫三載。會有四方之役、座廻遊方、師弗能從。座別、師曰「據仁者／云爲、若白圭飾素、則青烟不迷」。嘗見宗匠、適投師意。後師年十九歲、投本州寂照庵、禮祖榮長老剃髮、師法號法寶、榮喜曰「衆角雖多、一麟足矣」。至天／眷三年、試經具戒。歷一日暮問師、「紙衣道者四料揀話、得趣否」。師陳機應答、速於影響、榮深肯之。已而參究臨際一宗、頗有淘汰、遂告發之、榮始拒之。師／再四懇請、榮問云「子將何之」。師云「聞青州希翻禪師、傳洞下正法眼藏、演唱燕都萬壽禪寺、禪侶雲集、若百川朝於巨海」。榮曰「子器也、不謬舉人、宜過往」。遂／述長謂送之。師至燕、辯一見而奇之「爲禪」門之龍象也。師廻異待、請充知藏。辯一日室中、問師父母未生前事。¹⁴師擬訴閒、辯喝出、尋不知天地之大也。／恍惚歸堂、頓然大悟。翌日證明、默契其毫。辯加以勃勃然般若光中流出之句。¹⁵師、俾止寢鍊。禮薦三年、應係洞下宗旨、處□隱奧、俱造淵源。後禮辭祝座、／辯以法衣三頌付之。師廻遁跡山東泗水靈光。¹⁶會靈巖虛席、府尹韓公爲股。¹⁷運使康公淵、保申行省、具疏邀請、師辭避不獲、□受請焉。天德庚午歲、青州／示寂仰山。太師尚書令南陽郡王張公浩遣使齋疏、命師住持仰山棲隱禪寺。續焰傳芳、靡所不備。然後廻尋舊盟。²⁰貞元三年「乙」亥歲、師以榮公垂老、南／還滏陽。郡人迎師、遠遠趨風、踵相接野。衆捧師於均慶西寺齋基、完爲精廬、權以宴處、侍養榮公。時大定壬午歲、南陽郡王張公太師素慕師德、日甚／

一日。遂將口俸三千萬、特買大明寺額。²¹并給付符文、行下相國、仰師住持。師悉以丈室・殿堂・輪藏・廊廡、不逾一紀、締構鼎新。□□□刹土、於三處住持、盡皆省命。王侯景慕、衲子雲臻。法徧諸天、名飛四海。師之緣法既成、書頌狀告、退隱於紫山・谼峪兩處。韜光未及二載、²²師俗壽六十、僧臘三十四。²³師嗣法門人當山住持惠才、蔚州人山住持善恆、²⁴太原王山住持覺體、中都萬壽住持圓俊、²⁵中都仰山住持性磷、²⁶磁州大明住持圓智。潛符密證、莫知其數。²⁷及落髮門人宗明等五十有三、授法名俗弟子宗定、以次不可勝計。梵化之後、分布靈骨於靈巖・大明・谼峪・紫山四處建塔。於是、才公長老遣侍者廣證、持孫居士實錄、求銘於炳。²⁸炳與禪師爲方外之友、積有歲月。彙知師之行藏、素仰高風。況道友居士賈公善、長、囑炳爲銘。義不可辭、迺作銘曰、/

有大禪師、爲祥爲瑞。化外昂昂、不勝尊貴。建刹匡衆、道傳性悟。子夜獨明、天曉不露。子孫森然、王立滿前。三關密密、五位玄玄。湛然歸真、示寂滅相。雪月混融、水天晃漾。分建此塔、聊成其終。法身常住、窟塞虛空。/

大金大定十四年歲次甲午七月朔日、當山住持嗣法「門人」惠才建/

〔光〕祿「大夫」行濟南府尹柱國金源郡開國公食邑二千戶食實「封」一百「戶」完顏下立石/³¹

□□上□「泰寧」軍節度使兼兗州管內觀察使駙馬都尉上護軍彭城郡開國侯食邑一千戶食實封壹「百戶蒲」察鼎壽同立

石/

鎮國上將軍濟南府判護軍金源郡開國侯食邑壹阡戶食實封壹百戶完顏撫撫亦同立石、賈〔德〕摸刊/³⁴

〔註〕

1 【相州林慮「縣」】 河北西路相州林慮縣。相州は、法寶の出身地

磁州の南隣である。

- 2 【翟炳】 不詳。『全遼金文』第二冊一六五〇頁も「世宗時人」と記すのみである。
- 3 【醋同監閻崧】 閻崧は不詳。醋同監は、『金史』卷五七、百官志、中都都麌使司の條に「……凡京都及眞定皆爲都麌酒使司、設官吏同此。它處置酒使司、課及十萬貫以上者設使・副・小都監各一員……不及二萬貫者爲院務、設都監・同監各一員。不及千貫之院務止設都監一員。其它稅醋使司及榷場與酒稅相兼者、視課多寡設官吏、皆同此」とあり、千貫以上二萬貫未満の院務に置かれた。『泰山志』卷一七に考證がある。
- 4 【滏陽】 河北西路磁州滏陽縣。
- 5 【道迎首座】 不詳。
- 6 【有四方之役】 靖康の變（一一二六）など宋金の戦いの混亂を指す。
- 7 【若白圭飾素、則青烟不迷】 不詳。
- 8 【寂照】 不詳。
- 9 【祖榮】 不詳。
- 10 【衆角雖多一麟足矣】 『五家正宗贊』南嶽石頭禪師章に「師嗣青原……（師）異日問（曹溪大師還識和尚否）。原曰（汝還識吾否）。師曰（識又爭能識）。原曰（衆角雖多、一麟足矣）」とあり、「五家正宗贊助笨」によると、「凡獸皆有二角、但麟角有一。言衆獸角雖有二、麟角有一而靈獸、何如。證明也」とある。この語でもって證明した。
- 11 【紙衣道者】 涿州紙衣和尚のこと。『景德傳燈錄』卷一二 涿州紙衣和尚章から、「臨濟錄」示衆に記される「四料揀」を聞いた僧が、涿州紙衣和尚とわかる。
- 12 【四料揀】 「臨濟錄」示衆「師晚參示衆云（有時奪人不奪境、有時奪境不奪人、有時人境俱奪、有時人境俱不奪）。時有僧問（如何是奪人不奪境）。師云（煦日發生鋪地錦、墮孩垂髮白如絲）。僧云（如何是奪境不奪人）。師云（王令已行天下偏、將軍塞外絕煙塵）。僧云（如何是人境兩俱奪）。師云（并汾絕信獨處一方）。僧云（如何是人境俱不奪）。師云（王登寶殿野老謳歌）とあり、奪人不奪境・奪境不奪人・人境俱奪・人境俱不奪を問うた話。
- 13 【青州希辯】（一〇八一—一四九）。青州一辯とも稱される。『五燈會元續略』卷一・『五燈嚴統』卷一四等に立傳される。
- 14 【不知天地之大】 據は、『莊子』田子方篇、「孔子出、以告顏回曰（丘之於道也、其猶醯鷄與。微夫子之發音覆也、吾不知天地之大全也）」。
- 15 【渤渤然般若光中流出之句】 不詳。後代の史料ではあるが、「居士傳」（續藏八八、七九-b）に「護法之文、須從般若光明海中自在流出、乃爲可貴」の句が見える。あるいはこのような句を指すか。
- 16 【山東泗水靈光】 泗水は山東西路兗州泗水縣。「（一）靈巖寺定光道詢禪師塔銘」に「尋於泗水靈光山卜築自誨」とあり、靈光とは靈光山のこと。靈巖寺第九代道詢禪師の隠居した場所でもあった。また同じ場所を指すかは不明であるが、「（二）靈巖寺涌泉智慧禪師碑塔銘」には、元代に靈巖寺第三十四代住持浦

泉智慧が濟寧路泗水安山禪院で開堂している。

17 【韓爲股】 不詳。『北拓』第四六冊三七頁「請寶公開堂疏」末

にも「安遠大將軍同知濟南尹事南陽縣開國伯食邑七百戶韓爲股」と見える。

18 【康淵】 不詳。「(三)靈巖寺寂照法雲禪師塔銘」の立石者でもある。『北拓』第四六冊三四頁「贈堅公詩刻并跋」に「武安康淵」とあり、康淵は河北西路磁州武安の人と推測される。ただし、『泰山志』卷一七の考證では「武安是冀州之稱」とする。

19 【太師尙書令南陽郡王張公浩】 張浩(?)—一二六三)。『金史』

卷八三、張浩傳に「字浩然、遼陽渤海人。本姓高、東明王之後。……天會八年(一一三〇)、賜進士及第。……世宗卽位于遼陽、……明年(一一六二)二月、浩朝京師、入見。……俄拜太師・尚書令、封南陽郡王」とある。

20 【然後廻尋舊盟】 本碑には載せないが、この頃と考えられる記載がある。『金史』卷八三、張通古傳に「會磁州僧法寶欲去、張浩・張暉欲留之不可得、朝官又有欲留之者。海陵聞其事、詔三品以上官上殿、責之曰「聞卿等每到寺、僧法寶正坐、卿等皆坐其側、朕甚不取。佛者本一小國王子、能輕舍富貴、自苦修行、由是成佛、今人崇敬。以希福利、皆妄也。況僧者、往往不第秀才、市井游食、生計不足、乃去爲僧、較其貴賤、未可與簿尉抗禮。閭閻老婦、迫於死期、多歸信之。卿等位爲宰輔、乃復效此、失大臣體。張司徒老成舊人、三教該通、足爲儀表、何不師之」。

召法寶謂之曰「汝旣爲僧、去住在已、何乃使人知之」。法寶戰

懼、不知所爲。海陵曰「汝爲長老、當有定力、今乃畏死耶。遂

於朝堂杖之三百、張浩・張暉杖二十」とある。

21 【大明寺】『大明一統志』卷二八、彰德府、寺觀に「大明寺、在磁州西北。元元貞閒建立」とあるものを指すか。ただし、本

碑では、元代より前の大定二年(一一六二)に慶西寺の舊基が、大明寺になつたことを記す。

22 【紫山】『讀史方輿紀要』卷一五、廣平府、邯鄲縣に「紫山、縣西北三十里」とあり、河北西路磁州邯鄲縣に在る。

23 【谼峪】『大明一統志』卷二八、彰德府、山川には「谼峪、在林縣西南三十五里」とあり、河北西路相州林縣に在る。また同卷二八、仙釋に「寶公……住谼峪寶嚴寺」とあり、谼峪寶嚴寺のことである。

24 【惠才】靈巖禪寺第十七代惠才禪師「(五)靈巖寺惠才禪師塔銘」参照。

25 【蔚州人山住持善恆】 蔚州は西京路蔚州。人山は不詳。あるいは仁山のことか。『五燈會元續略』卷一上、大明寶禪師法嗣に仁山恆禪師の傳が立てられており、善恆は仁山恆禪師であろう。

26 【太原王山住持覺體】『五燈會元續略』卷一、大明寶禪師法嗣に王山體禪師として立傳される。

27 【圓俊】 不詳。

28 【性璘】 不詳。

29 【孫居士】 不詳。

30 【賈公善長】 不詳。碑文中にある「一日、廻約里人朱賈二友爲

方外之遊」とある賈氏と同一人物であろうか。

31 【完顔下】 不詳。あるいは『金史』卷六六に立傳される完顔下か。ただし碑文にある「濟南府尹」に就いてることは確認されない。

32 【蒲察鼎壽】 『金史』卷一二〇に立傳され、「本名和尚、上京曷速河人。欽懷皇后父也。……大定二年……遷泰寧軍節度使、歷

東平府・横海軍。……卒官。明昌三年、以皇后父贈太尉・越國公」とある。

33 【完顔撫撫】 不詳。
34 【賈德】 不詳。「(七)十方靈巖寺碑記」には「歷山賈德摸并刊」とあり、賈德は濟寧路歷城縣の人。

(加藤一寧)

五 灵巖寺惠才禪師塔銘

〔解題〕

本碑は靈巖寺第十七代住持惠才の塔銘である。篆額に右から左に横書きで「才公禪師塔銘」とあり、大定二十七年（一八七）十一月二十七日の立石。碑陰には「興化和尚弟子法名」と題して、惠才の弟子の題名が刻されている。

本碑の拓影は『北拓』第四六冊一八六〇一八七頁に、錄文は『金文最』卷一一「長清縣靈巖寺才公禪師塔銘」に收められる。また、『山左金石志』卷二〇・金石「才公禪師塔銘」に簡単な跋文がある。『北拓』の解説によれば、本碑の拓本は、碑陽は高一七八センチ、幅八四センチ、碑陰は高八七センチ、幅八二センチである。

惠才（生沒年不詳、享年六十八、僧臘四十七）は、俗姓は韓氏、河南睢陽の出身。金の皇統二年（一一四二）、熙宗による「恩賚普度」によって得度し、ほどなく具足戒を受けた。靈巖寺第十一代住持大明法寶（一一一四～一一七三）に師事し、潞州の天寧寺・大舟の延慶寺・沂州の普照寺の住持を歴任し、靈巖寺の住持に就任した。のちに東平の興化禪院の住持とな

り、四年間その職を務めたのち没した。惠才是、曹洞宗の宗祖洞山良价（八〇七～六九）十二世の法孫にあたる。なお、「(四) 灵巖寺大明法寶禪師塔銘」と本碑に關する專論として、石井修道「寶公・才公禪師塔銘の紹介」（『田中良昭博士古稀記念論集 禪學研究の諸相』大東出版社、二〇〇三、一五一～一七五頁）があり、錄文以外に訓讀と語註が施されている。

〔釋文〕

〔碑陽〕

當山第十七代才公禪師塔銘

朝列大夫山東西路轉運使事食邑七百戶賜紫魚袋徐鐸撰

將仕郎須城縣簿馮遵道篆額 當山比丘宗旨書丹

大定丙午、靈巖比丘廣方狀其師之行、謂僕曰、「先師之道價、推重於人久矣。廣方曩自交午歸宿於師、師不以顚蒙見斥、以長以教、俾至於有／知、皆師之力也。亡何、示寂於東原、門人分其靈骨、塔于方山之陽、因慰因孝思、禮也。廣方念佛乳之恩、了無所報、悼痛之際、遂抽單而東之、至岱宗之麓。逢監寺宗旨、謂廣方曰、「先師靈骨、有塔而碑未立。子從先師學最久、其能已乎。」於是錄師之實而求銘焉。願刻諸石、昭示永久。」僕應之曰、「師之教大矣。東州人人能言之。不特以文字而後顯也。何以銘爲。」又廣方懇以爲請、辭之不得、因摭其狀而次第焉。師諱惠才姓／韓氏、睢陽人也。年甫十歲、適兵荒之難、父母昆季、殂謝殆盡、唯餘王母・叔父存焉。十五而志於道、自謂脫於萬死之餘、念罔極之恩、非出世／聞法無以報。乞身於王母・叔父、欲去家爲釋子者屢矣。皆不能割愛以之許、後王母終堂、叔父憐其意而從之、乃去而之許。館於開元之經／藏院、主僧智昭得之而喜。師獨掃一室、取上生・肇論・法界觀、晝夜服習而身行之。／

皇統壬戌、／

恩賚普度、師乃依昭祝髮、受具戒。一日、謁昭曰、「釋子本以究明心地、欲遍遊諸方、求其所未至、迺宿昔之願也。敢以

此告。」昭嘉嘆、聽其去。時／開封之法雲和・單父之普照通、泊山東・河朔諸尊宿、悉往參之、最後聞磁州大明師唱道靈巖、不遠數百里、造其法席。大明一見賞其法器、／日切留師侍傍、遂服膺不去。大明有仰山之行、從太師張公浩之請也。師亦往侍之、每於問答之際、雖深信此事、而尙未徹悟。忽一日凌晨、／聞開禪鐘聲、默有所得、悲生悟中、淚下如雨。徑詣丈室見大明。大明曰、「汝苦忽遽有何事。」師曰、「意之所得、非言可詮。」大明叩之曰、「洞山言切／忌從他覓、又舉馬祖喚作如如、已是變也。若之何不變。」語未畢、師掩耳而出。大明笑曰、「汝入吾室矣。」自是玄關祕鑰、無不洞解。默承付屬、罔有／知者。已而大明退仰山、師亦遠遊焉。有若涿之範老・獻之欽老・保之明老・鎮府之鍾老、罔不印可。會大明歸隱滏陽、師復詣參侍。大定之初、／長興專使請師住持、師聞之、西走熊耳、尋復歸滏陽、以遂其本志。久之、大明記師曰、「汝道成葉熟、可爲人師。吾之正法、待汝興行。汝其勉之。」／於是辭大明、而隱於東平之靈泉、得一室於人境之外、行住坐臥、無非道場、閉影不受人事者數季。相臺節使必欲得師、使者三往返、屬府／帥・漕使勉之乃行。囊錐既露、厥問四馳、爲法而來、戶外屢滿。纔一年、師倦於陪接、潛遁於西山之白巖、又住潞州之天寧、頃之拂衣東下、晦跡／於濟鄆閒。明年、住大舟之延慶。又明年、住沂州之普照。旣而靈巖虛席、敦請益至、師因往焉。緣益合六年、初師之至也。以寺之重門及御書・羅漢之／閣・薦獻之殿、歲壞月隳、瓦毀桷腐、無以風雨、師乃規其廣而易之、即其舊而新之。是功也、談笑而成、其堅緻可支十世。東平興化禪院主僧明超、以衰蘭／不能住持、懇請者再、遂從其請。居興化四年、師始得微疾、集其徒曰、「早暮及辰日、吾行矣。」遂跏趺而逝。翌日、荼毘於東郊、得舍利百餘顆。閱世六十八、僧／臘四十七。自洞山既寂之後、再傳而得价¹¹、又九傳而得辯¹²、而大明承其嫡派、師受大明之密印、卽洞山十二世孫也。師六踞大刹、其嗣法東平之興化宗源・／中都之萬安浦滌・益都之普照宗如・義州之大明善住・單州之普照道明・大舟之延慶圓明、潛符密證者、莫知其數、落髮小師廣寔而下十有四人。噫、／僕自惟疎謬、乖寡於道。何足以知師哉。弟因其所言、書而銘之。銘曰、／

才公禪師、道茂德純、洞山之孫、嗚呼天乎、曾不憖遺、示寂於東原、學徒烝烝、得法衣是憑、惟法言是聽、大教以成、

如水之澄、如月之明、如玄石之堅貞、／終古其承。

大定二十七年十一月二十七日小師比丘廣方立石、監寺比丘宗旨・

都監寺比丘廣琛同立石／

當山第十九代住持傳法嗣祖沙門法仁勸緣

【碑陰】

興化和尚弟子法名

□ 拙店	烏廣直	王□本	王廣達	馬廣起	□ 廣行	「牛」廣□	廉廣賢／
秦廣昭	馬廣靈	〔范〕廣鑒	李廣燈	范廣政	□ 廣□	任廣□	蒙廣明
戶廣通	郝廣□	□ 廣熙	〔王〕廣遇	鍾廣□	□ 廣〔志〕	□ 廣仲	劉廣義
毛廣政	〔席〕廣〔郎〕	張廣明	馬廣能	馮□□	任廣善	牛「廣尊」／	韓「廣」□／
□ □ □	〔韓〕廣宣	□ 廣□	□ 廣〔成〕	□ □ □	□ □ 和	□ 廣演	□ □ □／
王廣悟	□ 廣□	杜廣□	□ 廣貴	韓廣寂	□ □ □	夏廣道／	
崔廣滿	□ 廣妙	李廣智	□ 廣□	杜廣□	□ □ □	□ 廣秀／	
戶廣應	顏廣存	□ 廣秀	□ 廣□	趙廣□	□ □ □	□ □ □	
杜廣用	許廣秀	李廣□	□ 廣□	孫廣敬	□ □ □	□ □ □	
伊廣成	郭廣溫	□ 廣□	□ 廣等	陳廣等	□ □ □	□ □ □	
孔廣寔	滿廣〔泰〕	□ 廣頭	□ 廣智	劉廣靈	張廣寧	趙廣深／	
郭廣應	郭廣寔	□ 廣頭	李廣如	李〔廣〕湛	〔程〕廣〔道〕	崔廣進／	
安□寧	□ 廣頭	□ 廣頭	李廣瑞	衛廣庄	李〔廣〕瑞	李〔廣〕瑞	
何廣□	□ 廣頭	□ 廣頭	□ 廣智	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	
〔睿〕廣智	□ 廣智	□ 廣智	□ 廣道	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	
〔相〕廣道	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	
□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	□ 廣□	

5 【磁州大明師】 大明法寶。法寶については「(四) 靈巖寺大明

法寶禪師塔銘」参照。

6 【太師張公浩】 張浩(?~一六三)は、字は浩然、遼陽渤海の出身。太祖・太宗・熙宗・海陵王・世宗の五朝に歴仕した。海陵王の時代に燕京城を廣げ、宮室を造営した功によって平章政事に任せられ、以後右丞相兼侍中・左丞相兼侍中の宰相職を歴任した。のちに太傅・尚書令となり、世宗即位後の大定二年(一六二)に太師・尙書令に任せられ、南陽郡王に封ぜられた。遼陽の渤海人中の實力者であり、その一族も榮達した。『金史』卷八三に立傳される。

7 【洞山】 曹洞宗の祖、洞山良价(八〇七~六九)。俗姓は俞氏、諡號は悟本大師。會稽諸暨の人。二十一歳で具足戒を受けたのも、南泉普願・鴻山靈祐に參じ、雲巖疊巒に師事した。疊巒のもとを去る時に大悟し、その法嗣となつた。會昌の廢佛後、大中末年に新豊山に居し、のちに豫章高安の洞山に移つて大いに禪風を廣め、世に「洞山」の道號で稱された。『宋高僧傳』卷一
二・『景德傳燈錄』卷二七・『五燈會元』卷二三などに立傳。

8 【馬祖】 洪州宗の祖、馬祖道一(七〇九~八八)。俗姓は馬氏、諡號は大寂禪師。漢州什邡の人。資州唐和尙について出家し、

渝州圓律師から具足戒を受けた。開元年間に、衡山の南嶽懷讓に師事して禪を學び、その法嗣となつた。建陽の佛跡巖に出世したのち、撫州の西裡山・虔州の龔公山を經て、洪州の開元寺に入り禪風を振るつた。『宋高僧傳』卷一〇・『景德傳燈錄』卷

六・『五燈會元』卷三などに立傳。

9 【若涿之範老・鎮府之鍾老】 いづれも不詳。

10 【再傳而得价】 傳不詳。

11 【再傳而得价】 「价」とあるのは誤りで、正しくは「膺」に作るべきである。

雲居道膺(?~九〇二)は、俗姓は王氏、諡號は弘覺禪師。幽州玉田の人。二十五歳で具足戒を受けたのちに洞山良价に師事した。洪州の雲居山に住すること三十年におよび、教化に務めた。『宋高僧傳』卷一二・『景德傳燈錄』卷一七・『五燈會元』卷一三などに立傳。

12 【九傳而得辯】 「辯」は、青州希辯(一〇八二~一一五〇)。俗姓は黃氏。洪州の人。十八歳で具足戒を受け、襄州の鹿門自覺に師事してその法嗣となつた。青州の天寧寺に出生し、のちに金の首都である中都の奉恩寺・萬壽寺・仰山棲隱寺の住持を歴任した。希辯は洞山良价十世の法孫。

13 【東平之興化宗源】 傳不詳。「東平之興化」(=「東平興化禪院」)は、本碑に見えるように惠才が四年間住持の任に就き、入寂した寺院。

14 【中都之萬安浦濂】 浦濂については、靈巖寺第十八代住持就任を浦濂に要請する開堂疏が石刻の形で残されている(篆額に横書で「開堂疏」とある。拓影・『北拓』第四六冊一六六頁「濂公開堂疏」、跋文・『山左金石志』卷一九・金石「靈巖寺濂公開堂疏碑」)。この開堂疏は大定二十三年(一一八三)九月付で發

給されたもので、浦瀬が靈巖寺住持に就任したのはそれから遠くない時期であろう。大定二十七年の立石にかかる本碑に第十九代住持法仁が勸縁として關わっているので、浦瀬の住持在任期間は大定二十三年（一一九五）～二十七年の間となる。

15 【益都之普照宗如・義州之大明善住】 どちらも傳不詳。益都の普照寺は、本碑に見える沂州の普照寺・單州の普照寺とは異なる

16 【單州之普照道明】 傳不詳。單州の普照寺については、註4参考。

17 【大舟之延慶圓明】 傳不詳。大舟の延慶寺は、惠才が西山の白巖寺・潞州の天寧寺に續いて住持となつた寺院。

（清水智樹）

六 灵巖寺田園記

〔解題〕

明昌六年（一一九五）十月二十三日記。周馳撰、趙楓書、黨懷英篆額、廣琛立石。題額があり「靈巖／寺田／園記」と刻字される。

本碑は靈巖寺の所有田園・界至についての刻記である。碑文は兩面に刻され、碑陽にはまず北宋代より頻繁に田園が侵されてきたことを述べ、これを憂えた住持の廣琛が明昌三年（一一九二）から同五年（一一九四）にかけて政府に訴え、舊有地を還付されたことを記す。碑陰には最上部に觀音菩薩像を描き、ついで二文字十三行に分けて「濟南府長清縣靈巖寺明昌五年上奏斷定田園記碑陰界至圖本」の二十六字を刻し、その下に四至圖を載せ、さらにその下に地名を擧げて寺の界至を示している。

本碑の拓影は『北拓』第四七冊三四頁（碑陽）・三五頁（碑陰）に收める。碑陰のみは『中國文化史蹟』第七卷七頁に

も收録されており、こちらの方が『北拓』所收のものより鮮明である。『北拓』所收の拓影では碑陽・碑陰とも判讀し難い箇所が多く、碑陽の判讀不能文字は『泰山志』卷一七および『八瓊室金石補正』卷一二六所收の錄文より補い、碑陰は『中國文化史蹟』所收の拓影に基づき釋文している。拓影の寸法は『北拓』の記載によれば、碑陽は高一四七センチ、幅八三センチ、題額は高三二センチ、幅四七センチ。碑陰は高一五三センチ、幅九四センチ、題額は高四五センチ、幅五四センチ。

〔釋文〕

〔碑陽〕

十方靈巖禪寺田園記

鄉貢進士周馳撰¹承務郎守祕書丞兼尚書禮部員外郎驍騎尉賜緋魚袋趙漁²翰林學士朝散大夫知制誥兼同修國史護軍馮翊郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯³賜紫金魚袋⁴党懷英⁵篆額

濟南靈巖、自法定禪師肇建道場、于今幾千載矣、峯巒奇秀、祠宇離闢、號天下四絕之一。比丘⁶恒二百餘衆、雖四方布施者、源源而來、然其衣食之用、出於寺之田園者、蓋三之二。其地實亡宋⁷德閒所賜也。逮天聖初、稍爲人侵冒、主寺者不克申理、但刻石以紀其當時所得頃畝界畔而已。其後紹聖閒、掌事者稍怠、左右□□、遂伺隙而取之。時長老妙空者、雖訛於有司、其地未之能歸也。至廢齊時、始徵天聖石記、悉歸所侵地。然石記字畫已皆駁缺、寺僧□其歲久愈不可考、因請於所司、□令主首、故老與夫近隣共立界至。迄今阜昌碑石存焉。/
聖朝天德閒、復有指寺之山欄爲東岳火路地者。既而司迺印署文/帖給付焉。大定六年、/

省部委官驗視、考之阜昌碑文、不得遂其詎、因符移府司、府

朝廷推恩、弛天下山澤⁷、以賜貧民。固是諸山林、舊所固護者、莫敢爲主、樵者薪之、匠者材焉。凡森鬱叢茂之處⁸、皆濯濯如也。惟靈巖山⁹林、以其有得地之本末、故獨保完。明昌三年、提刑司援他山例、許民採伐。由是長老廣琛、詠於部於省、才得地之十二也。¹⁰五年、琛復走京師¹¹、詣登聞院陳詞、蒙¹²

奏斷、用皇昌・天德所給文字爲準、盡付舊地。省符既下、於是事僧悟寶、陳於府再給公帖矣、將復刻石、以爲後人之信、遂丐文¹³於歷下周馳、乃爲序其終始之實而書之。或曰、「世人所以不能脫塵網而逃死生者、以其貪愛爲病也。如來有藥、爲之對治、止於捨而已。故深於道者、視軀命猶視外物、況外物乎。見衆生飢餓、雖割割支體、了無斬惜。今琛公以土地之故、至取必於朝廷而後已。斯無乃於其教歟。」愚應之曰、「不然。夫剗割支體、以瞰衆生、則可矣。若剗割衆生支體、以瞰衆生、豈理也哉。抑管聞客有損萬口以遺累者、蓋初無難色、及有人託守斗粟、則不敢縱鳥雀耗口一龠、何則自爲爲他之理異也。且夫寺之常住所以贍養十方口口也。渠蓋不得已而爲衆主持口爾、非所私有也。如視其湮沒而弗與保護、因而絕大衆日用之資、乃曰、「吾能以捨爲心、然則所捨者誰物耶。」知是理則知琛公之口口違佛教矣。」或者釋然、因併書其言、以告來者、使謹守焉。」

明昌六年十月二十有三日記

首座僧悟倫	書記僧普遷	知藏僧廣藏	知客僧祖清	知閣僧蘊奧	殿主僧宗闔
監寺僧宗徹	副寺僧廣仲	維那僧悟寶	典座僧正演	直歲僧志巧	庫頭僧覺允
當山住持傳法嗣祖沙門廣琛立石					

【碑陰】

(四至圖上) 濟南／府長／清縣／靈巖／寺明／昌五／年上／奏斷／定田／園記／碑陰／界至／圖本
 (四至圖下) 今具本寺／撥賜田園、驗古碑公據、界至自神寶方山／之嶺、東踰□門、過朗公山、東北升基□嶺、／至大仙臺、曲屈而南超青尖、越界碑、升燕／子山大嶺、而西下沿大澗中流、入□水。河／北折過石門水磨、至駱駝□山、東□下小／古道、西北上蟻娘坂、至山堂□□□古路、／過石塚、至覆井坡西南、東西澗之東北至／小澗。又西北至寺莊南、東西澗遂絕〔大〕路、／升崖眉之脊。西南過崖觜、踰□□、入小溝、／絕侯丘古道。南上土山、過漚麻坑、升老婆／山之頂。
 □龍／虎澗中流、東北入大河、順流過赤崖之□。／北盡河圈、過野狐窟、至車輛小溝口、東□／至大道、□軌而北至靳莊南、東西古澗、泝／流而上、東抵豹谷第三嶺、遂陟其脊、迤邐／東登□山頂、東上黃尖、復至方山之嶺。／已上諸山、皆／以分水爲界。

〔註〕

1 【周馳】 字は仲才、濟南の人。迂齋と號す。『中州集』卷七に立傳され、これによると本碑の書・篆額を擔當した趙渢および

党懷英とは「忘年友」であるといふ。

2 【趙渢】 字は文孺、東平の人。黃山と號す。大定二十二年(一八一)進士。仕は禮部郎中に至る。『金史』卷一二六に傳あり。

3 【党懷英】 字は世傑、泰安(もとは馮翊)の人。竹谿と號す。

大定二十年(一八〇)進士。翰林侍講學士、泰寧軍節度使等を経て翰林學士承旨に至る。金朝を代表する文人であり、篆書

に長じ、正書を善くする趙渢とならべて「党趙」と稱される。『金史』卷一二五、『中州集』卷三などに傳あり。

4 【宋□德閒】 真宗の年號の景德(一〇〇四～一〇〇七)であろう。後掲「(二八)靈巖寺創建龍藏殿記」に「宋太平興國・天禧・景德、徧以其號錫宇内寺院、故(靈巖)寺嘗號景德。」と見え、靈巖寺にはかつて年號に因んだ景德の寺號が賜與されてい

る。本寺所有の田園はこの時に附與されたものか。

5 【長老妙空】 灵巖寺第八代住持淨如のこと。前掲「(一)靈巖寺妙空淨如禪師塔銘」参照。ただしこの塔銘においては、妙空

が寺の田園の還付を求める有司に訴えたとは記さず、侵した者に理をもつて諭して全て返還させたとする。

10 「京」 平壠。

11 「奏」 平壠。

7 「朝」 平壠。

8 「明昌三年、提刑司援他山例、許民採伐」『金史』卷四九・食貨志・諸征商條に「(明昌)二年、諭提刑司、禁勢力家不得固山澤之利。」と見える。この章宗の詔諭に基づく施策であろう。

9 【長老廣琛】靈巖寺第二十代住持。後掲「(七) 十方靈巖寺碑記」に「今琛公禪師廿代矣」と見える。

12 【阜昌・天德所給文字】阜昌年間(一一三一～一一三七)および天德三年(一一五二)頃に靈巖寺に發給された寺の界至を證する公文書。『泰山志』卷一七に天德三年十一月立石「靈巖寺山場界至圖」を著録しており、その按文に該碑の横題を載せて「昨

山廟妄爭山場、蒙岱書戶部准法斷、還本寺。今將紀界、古碑并

阜昌公據、四至照驗、畫圖刻石、庶後人若觀諸掌。」という。

13 「朝」 平壠。

（藤原崇人）

7 「朝」 平壠。

8 「明昌三年、提刑司援他山例、許民採伐」『金史』卷四九・食貨志・諸征商條に「(明昌)二年、諭提刑司、禁勢力家不得固山澤之利。」と見える。この章宗の詔諭に基づく施策であろう。

9 【長老廣琛】靈巖寺第二十代住持。後掲「(七) 十方靈巖寺碑記」に「今琛公禪師廿代矣」と見える。

七 十方靈巖寺碑記

〔解題〕

本寺碑記は、靈巖寺が一時侵地され、歴朝の石刻記録も摩滅したので、靈巖寺の建置や宗派の承傳等を後世に知らしむため、第二十代住持廣琛が党懷英に新たに作成させたものである。篆額は「十方／靈巖／寺記」。本文は隸書。党懷英撰ならびに篆額・隸書。金明昌七年(一一九六)十月十四日に立石される。

内容は、以下のとおりである。靈巖寺は、神秀の氣が集まる方山の麓に位置するだけでなく、觀音が成道した地でもあつた。北魏の正光元年(五一〇)に、梵僧法定がやつてきて道場を建て、檀施は雲の如く集つた。宋に至り、その莊嚴も立派に整えられ、毎年、千萬人が寄付し、佛事もさかんに營まれ、その子院も三十六を數えるに至つた。熙寧三年(一

○七〇)には、住持永義が俗事を厭い、寺務を執行しないため、大衆は、圓覺經を講じていた開封の僧行詳を推舉し、永義に代わって住持させた。またこの機會に、甲乙刹から十方刹に改められた。熙寧六年(一〇七三)仰天元公禪師が雲門宗を唱道する。以後、禪學が盛行し、叢林の様も改められる。その後住持を缺けば、名徳を請じて住持させ、その宗派を問わなかつた。こうして現住の廣琛禪師に及ぶまで二十代であつた。この廣琛の宗旨は臨濟宗であつた。廣琛が住持したばかりの頃は、寺田が侵害されるなど魔事が續出した(「(六) 灵巖寺田園記」参照)が、その盡力により舊に復された。

拓本は、碑陽は『北拓』第四七册三七頁、『中國文化史蹟』第七卷、圖版第九(二)がある。『泰山志』卷一七の錄文および『中國文化史蹟』八九頁解説によると、碑陰には「遊靈巖留題」が錄され、さらにその後に「冠氏帥趙侯・濟河帥劉侯率將佐來游、好問與焉。丙申三月廿五日題」と刻されているといふが、『北拓』『中國文化史蹟』とも未收録。拓本の寸法は、『北拓』によれば、碑身は高一九四センチ、幅九二センチ、額は高三六センチ、幅四六センチである。

〔釋文〕

十方靈巖寺記/

翰林學士朝散大夫知制誥兼同修國史上護軍馮翊郡開國侯食邑一千戶食實封壹佰戶賜紫金魚袋/
党懷英撰并書篆/

名山勝境、天地所以儲靈蓄秀、非福力淺薄者、所能棲止。必待僊佛異人、建大功德、以爲衆生無量福田。泰山爲諸嶽之宗、因¹/峯巒拱揖、谿麓回抱。神秀之氣、尤鍾於西北。而西北之勝、莫勝於方山。昔人相傳以爲、希有如來、於此成道、今靈巖是其處也。²後魏正光初、有梵僧曰法定、杖鋤而至、經營基構、始建道場。定之至也、蓋有青蛇前導、兩虎負經。四衆驚異、檀施雲集。於是、空³/崖絕谷、化爲寶坊。歷隨至宋、土木丹繪之功、日增月葺、莊嚴爲天下之冠。四方禮謁、

委金帛以祈福者、歲無慮千萬人。佛事□／興而居者益衆、分而爲院者、凡卅有六。趣嚮既異、遂生分別。主僧永義⁵、律行孤介、以接物應務爲勞、力辭寺事。時開封僧行「詳」⁶、方以圓覺密理、講示後學。衆共推舉、可以住持。乃更命詳、寔來代義、仍改甲乙、以居十方之衆、實熙寧庚戌歲也。越三年癸丑⁷、仰天元公「禪」師、以雲門之宗、始來唱道。自是、禪學興行、叢林改觀、是爲靈巖初祖。爾後、法席或虛、則請名德以主之、而不專□／宗。暨今槩公禪師廿代矣。其傳則臨際裔也。師至之曰、屬山門魔起、規奪寺田、四垣之外、皆爲魔境。大衆不安其居。師爲道力猛、卒以道力、摧伏羣魔。山門之舊、一旦還復、衆遂安焉。師以書屬懷英曰、「吾寺之名、著於諸方舊矣。繇希有至於定公、則不□／計其歲月。繇定至於今、幾七百年。中更衰叔、歷朝刊紀、斷泐磨滅、蕩然無餘。而佛祖之因地建置之本末、與夫禪律之改□、□／派之承傳、後來者鮮或知之。念無以起信心鎮魔事。雖然、佛法堅固、與虛空等。而魔者如浮雲、浮雲彈指變滅、而虛空無有□／盡、何憂乎魔事。惟是著述銘勒、佛事門中、舊所不廢。子無以有爲譙我、幸爲我一言」。餘報之曰、「諾已」。乃敍師之所欲言者、書□／遺之。若夫山川光怪、靈蹟示現、山中老宿、皆能指其所而詳之、此不復道也。明昌七年秋九月十有九日記。」

首座僧卽敏・書記僧普賓・知藏僧蘊奧・知客僧宗徹・知閣僧廣仲・殿主僧宗堅

監寺僧法敍・副寺僧普遷・維那僧悟寶・典座僧普守・直歲僧志巧・庫頭僧覺胤¹⁰

明昌七年十月十四日當山住持傳法嗣祖沙門廣琛立石

歷山賈德摸并刊

〔註〕

¹ [党懷英] 党懷英（一一三四～一二二一）。「（六）靈巖寺田園記」參照。《金史》卷一二五・《中州集》卷三・《遺山集》卷四〇に立傳。《金史》卷一二五、党懷英傳に「字世傑、故宋太尉進士一代孫、馮翊人。父純睦、泰安軍錄事參軍、卒官、妻子不能歸、

因家焉。……大定十年（一一七〇）、中進士第。……懷英能屬文、工篆籀、當時稱第一、學者宗之。……承安二年（一二九七）乞致仕、改泰安軍節度使。明年、召爲翰林學士承旨。……大安三年（一二二一）卒。謚文獻」とある。「（六）靈巖寺田園記」

の篆額者である。「北拓」第四六册一七一页「天封寺記」は、党懷英撰并正書・篆額であり、その中に「余昔家徂徠之下、而游於所謂天封者舊矣」とあり、党懷英は山東西路泰安州徂徠山の麓、天封寺の近くに住していたことが確認される。

2 【方山】靈巖寺の境致。靈巖寺は方山の麓に在る。

3 【希有如來】觀音のこと。『泰山志』卷十七「靈巖觀音聖跡象竝序」によると、「夫靈巖大刹、昔自祖師觀音菩薩託相」とある。

4 【後魏正光初、有梵僧曰法定】正光年間は五二〇～六年であるが、『泰山志』卷一七「靈巖寺觀音聖跡象并序」に「梵僧曰法定、于後魏正光元年、始建道場」とあって、もとより傳承ではあるが、ここで正光初も正光元年と考えられる。

5 【永義】不詳。『北拓』第三九册四〇頁の熙寧三年（一〇七〇）九月刻「送靈巖寺主義公詳公詩刻」には、張掞が、熙寧二年中元日（七月十五日）に、義公の靈巖寺入寺を祝して送った七言律詩一首と熙寧三年九月十三日に、詳公の同寺入寺を祝して送った七言律詩一首が載せられる。つまり永義は、熙寧二年七月頃に靈巖寺に一旦入寺したが、一年餘で退き、行詳が、熙寧三年九月頃に入寺したと確認される（尙、「北拓」は字が不鮮明なため、ここでは「山左金石志」卷一六「張掞送靈巖寺僧詩刻」の錄文を参照）。

6 【開封僧行詳】『泰山志』卷一六「敕賜十方靈巖寺牒文」に據つて、「詳」の字を補う。

7 【仰天元公禪師】不詳。仰天は益都府臨朐縣仰天山を指すか。たとえば『山左金石志』卷二に「仰天山大佛寺石幢」などが見られる。

8 【廣琛】本碑に「暨今琛公禪師廿代矣」とあるように、靈巖寺第二十代住持。「（六）靈巖寺田園記」によると、廣琛は、明昌三年（一一九二）～一九四）、舊地を靈巖寺に還付させるために奔走する。また本碑立石は明昌七年（一一九六）十月十四日であるから、廣琛の靈巖寺住持期間には、すくなくとも明昌三年（一一九二）から明昌七年（一一九六）十月十四日までの期間が含まれる。『泰山志』卷一七「靈巖寺王珣路伯達二詩刻」に付される考證參照。

9 【臨際】臨濟に同じ。『泰山志』卷一七に考證する。「碑文稱〈琛公之傳爲臨際裔〉。臨際卽臨濟。齊乘載〈濟陽〉、大定六年（一一六六）避金主允濟諱、改曰清陽。允濟遇殺復舊。此碑刻於明昌七年、宜遵大定制、爲衛紹王諱也」。要するに衛紹王すなわち完顔允濟の諱を避けたため、臨濟が臨際になつたとする。ただ宋代の文献に、臨濟の二字を林際と書くことは、すでに『祖堂集』「祖庭事苑」などにも見え、その影響も考えるべきである。

10 本碑と「（六）靈巖寺田園記」とは作成日が約一年隔たるだけで、列記される職位・僧名の多くが一致する。

11 【賈德】不詳。歷山とあるから、山東西路濟寧路歷城縣の人。「（四）靈巖寺大明法寶禪師塔銘」にも賈德の名が見える。（加藤一寧）

八 灵巖寺清安德方禪師塔銘

〔解題〕

靈巖禪寺第二十五代仲矩德方禪師の塔銘竝に序。篆額は「清安／禪師／方公／塔銘」。靈巖禪寺第二十六代足菴淨肅の撰。永達の書。高又玄の篆額。至元十九年（一二八二）六月一五日に立石される。

仲矩德方（一一〇五～八一）。法諱は徳方、道號は仲矩、別號は清安。京兆德順の人。俗姓は姚氏、姚太師（姚景行）の子孫である。享年七十七、僧臘三十五。泰和五年（一一〇五）に生まれる。興定七年（一二一三）頃、木華^{ムカリ}が鳳翔路に侵攻する。兩親を喪し、東原を流浪する。その後、龍興寺子京福汴に從つて薙髮し、數年修行する。正大四年（一二三七）二十三歳、具足戒を受ける。陶山寺仁公のもとで五年參ずる。燕京報恩寺萬松行秀のもとで書記となり、數年參禪し印可される。その翌年、京西奉先清安禪寺に住持し、定宗三年（一二四八）束鹿眞如禪寺に住持する。憲宗五年（一二五五）中統元年（一二六〇）の閒、靈巖禪寺に住持し、中統五年（一二六四）鵠里崇孝禪寺に住持する。晩年には、庵を結び閑居し、至元十八年（一二八一）八月二十日に示寂する。

拓本は『北拓』第四八冊八二頁にある。『北拓』は碑陽のみを載せる。「人文拓」は、GEN0021A・GEN0021B・GEN0022X。『泰山志』卷一八は、碑題と考證を載せるのみで、錄文を缺いている。拓本の寸法は『北拓』の記載による。と、通高一九八センチ、幅八五センチ。

〔釋文〕

〔碑陽〕

泰安州長清縣十方靈巖禪寺第二十五代方公禪師塔銘／

當山住持傳法嗣祖沙門淨肅述¹／

本寺庵主永達書²／

伏聞、仕有名者、必誅其功矣。僧有道者、必銘其行矣。功若立而名自著、行若純而道自彰矣。道也者、靈明而廓徹。³名也者、任重而致遠。功／名既顯赫於外、道行必主持於內。內外兼備、表裏俱稱。雖不假於文爲、必待錄其實矣。／

師諱德方、字仲矩、號清安、京兆德順州人也。姓姚氏。世尋丕祚、有自來矣。況乃先宗姚太師之裔孫也。夙秉所負、賦性非常。雖在孩提中、／不煩保母。學之成童、工習儒業、不喜葷茹。屢告於父母、意欲出家。父母未許之間、天兵南牧。數歲干戈、燎原燔蕩。罹鋒刃者、靡所孑遺。師／僅得免難、喪失恃怙。與同憂者、適於關東、伶仃東原。偶聞龍興汴公子京者、飫聞飽參、儒釋兼備、懇求披剃。旣許之薙髮、訓名德方。巾／瓶累年、始終匪懈。二十有三受具、遨遊講肆。尋依陶山仁公席下、爲室中領袖。叩寂五稔、頗得證入。暨聞萬松道風遠播、直抵燕薊／報恩蘭若、造萬松之室。已而命掌記室、依止數載。一日、萬松勘詰法眼指簾因緣、師猛然如桶底脫去、大悟於言下曰「而今而後、更不疑／天下老和尚舌頭也」。萬松深許之、始蒙印可。明年、本京都行省劉公備書疏、請師開法、住京西奉先清安禪寺。雖遠方小刹、叢林所宜／者、咸修備之。未朞月、信施雲委、賢士大夫、一時景向。故號清安、至戊申、／

宣授保定路軍民都總管相公張公、備禮書疏、請師住東鹿真如禪寺。安衆雖不多、往往皆叩參者、高人勝士、日夕參觀。迨乙卯、／

宣授東平路軍民都總管相公嚴公、敬備書疏、命師主十方靈巖禪寺。未周歲、衆容三千指、陞堂演法、請益小參、殊無懈倦。日就月將、爲／農爲圃。經之當之、不日成之。¹⁷莊產園林侵占者、復歸之。殿閣・丈室・堂廊所廢者、復新之。至中

統元年庚申、相公復請師住鵲里崇孝禪寺。／公子諸〔官〕、轉加增敬。師天資聰敏、賦性敦厚。幼而好學、老而彌篤。汎愛親仁、誨人不倦。¹⁸凡見後進至於學者、喜及眉宇、盡力推轂、唯恐／其後也。臨衆唯誠、不以賢愚異其意。與人唯敬、不以怨惡介其懷。嗚呼、若非大根大機入聖人之室者、孰能至於是耶。暮年乞謝事、閑居／於東府廊中卓庵一所、號曰清安。卜終焉計。迨至元十有八年辛巳八月十有五日、示有微疾、至二十日告寂。壽七十有七、臘三十有五。／嗣法門人十有四員、落髮門人八十餘員、俗中受法者千餘。荼毘之日、送葬者、皆官豪勢要市戶之家。僧俗弗啻萬餘、悉皆仰慕哀慟、火／後獲其舍利者、不可勝數。此皆難評之理、不測之緣、信不誣矣。門人正安・正廣・正閑・正連等、建塔於靈巖祖林震地²¹、堅意祝豫爲銘。再三／懇求、事不獲已、爲之銘曰、／

潦倒清安、法中龍象。祖道爲心、神鋒在掌。應物隨機、莫可攀仰。道化東原、速如影響。／制行孤高、仁聲益廣。學贍才豐、同袍宗尚。語直心真、言辭倜儻。底理深明、不可誣謂。／海量圓成、天機宏敞。任哲使能、尊賢敬長。因緣莫測、施爲難倣。五坐道場、叢林標榜。／四衆堪依、群生倚仗。所到垂慈、恩波浩蕩。厭世歸真、示疾告往。七十餘年、風清月朗。／末後成緣、一時稱賞。／

至元十有九年歲次壬午六月十有五日建／

小師官門正安・提點正廣²²・書記正閑・監寺正連・正靈・正獒・正平等立石／

住持傳法嗣祖沙門淨肅勸緣／

岱麓高又玄篆額并刊／

【碑陰】

《題額》清安／老師／

嗣法〔長〕老

法孫／

山門都管顧淨平

劉正和／

法姪／

□□□禪師 趙□福禪師 崇孝□禪師 霊巖肅禪師／

清亭石匠解成／

〔註〕

- 1 【淨肅】 足庵淨肅〔（一）靈巖足菴肅公禪師道行碑〕參照。
- 2 【永達】 月巖永達。『續燈存藁』卷一一・『五燈會元續略』卷一二二二王午春、……木華黎軍克乾・涇・邠・原等州、攻鳳翔の足庵淨肅法嗣に、西京寶應月巖永達禪師として立傳される。また「大元少林開山光宗正法禪師宗派圖」（鷲尾順敬監修「菩提達磨嵩山史蹟大觀」〔三寶書院、一九三一〕拓本三七・四〇）の法孫の項に「宣授祖庭少林禪寺月巖永達禪師」と見える。
- 3 【靈明而廓徹】 「靈明而廓徹」と同じ。本來の自己に徹して、智見が明白なこと。「大慧宗門武庫」に「若梵行精潔、自業堅固、靈明廓徹、須知報謝」の例がある。
- 4 【任重而致遠】 「任重致遠」と同じ。成語。重い任務を負い長期間耐えることの喻え。據は「韓非子」人主に「夫馬之所以能任重引車道者、以筋力也」とある。
- 5 【先宗姚太師】 姚景行のこと。『遼史』卷九六「姚景行、始名景禧。祖漢英、本周將、……景行博學、重熙五年、擢進士乙科、……道宗即位、多被顧問、爲北府宰相。……累乞致仕、不從。復請、加守太師」とある。
- 6 【天兵南牧】 『元史』卷一、太祖本紀一に「(太祖)十七年(一二二二)壬午春、……木華黎軍克乾・涇・邠・原等州、攻鳳翔不下」とあり、木華黎（ムカリ）が鳳翔路に侵攻している。
- 7 【龍興汴公子京者】 龍興は真定路の龍興寺。慈恩宗の本山的存在であった（參沙雅章『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇、一八〇九頁）。『人文拓』GEN0012Xの『少林寺乳峰仁公禪師塔誌銘』（至元五年（一二六八）四月十三日河南登封嵩山少林寺）第一行目に「龍興汴福述并篆額」ともある。
- 8 【陶山仁公】 不詳。
- 9 【報恩蘭若】 燕京報恩寺のこと。
- 10 【法眼指簾因縁】 法眼文益の簾に因む爲人の接化。『從容錄』卷二七「法眼、以手指簾、時有二僧同去捲簾、眼云、『一得一失』」とある。法眼が簾を指したところ、近侍の二僧はともに行つて簾を捲き上げた。それを見て法眼は「一得一失」と言つたこと。『無門關』第二六則にも見える。
- 11 【桶底脫去】 桶の底が抜けたごとく身心脱落。『碧巖錄』第五

- 則、本則評唱に「(雪峰)謂巖頭云「我當時在德山、棒下如桶底
脫相似」」の例がある。
- 12 【更不疑天下老和尚舌頭也】 『碧巖錄』第四則、本則評唱に「山
遂珍重、揭簾而出。見外面黑、却回云「門外黑」。潭遂點紙燭度
與山。山方接、潭便吹滅。山豁然大悟、便禮拜。潭云「子見箇
什麼、便禮拜」。山云「某甲自今後、更不疑著天下老和尚舌頭」
の例がある。
- 13 【本京都行省劉公】 劉秉忠(一二六一～一二七四)。『元史』卷
一五七、劉秉忠傳に「劉秉忠、字仲晦、初名侃、因從釋氏、又
名子聰、拜官後始更今名。其先瑞州人也。世仕遼、爲官族。曾
大父仕金、爲邢州節度副使、因家焉。……至元元年……卽日拜
光祿大夫、位太保、參中書省事」とある。
- 14 【宣授保定路軍民都總管相公張公】 張柔(一一九〇～一二六
八)。『元史』卷五八、地理二に「保定路……元太宗十一年、升
順天路、置總管府。至元十二年、改保定路」とあり、當時保定
路は順天路であった。『元史』卷一四七、張柔傳から、張柔が順
天萬戶に陞つたことがわかる。また同卷、張弘略傳では、張柔
致仕後(一二六一)、第八子張弘略が順天路管民總管・行軍萬戶
となっている。
- 15 【宣授東平路軍民都總管相公嚴公】 嚴實(一一八二～一二四
〇)の次子嚴忠濟(？～一二九三)。『元史』卷五八、地理一「東
平路、下。……元太祖十五年、嚴實以彰德・大名・磁・祇・恩・
博・濬・滑等戶三十萬來歸。以實行臺東平、領州縣五十四。實
沒、子忠濟爲東平路管軍萬戶總管、行總管府事、州縣如舊。至
元五年、以東平爲散府。九年、改下路總管府」とある。
- 16 【日就月將】 成語。據は『詩經』周頌、敬之に「日就月將、學
有緝熙于光明」とある。
- 17 【不日成之】 成語。據は『詩經』大雅、文王之什、靈臺に「經
始靈臺、經之營之。庶民攻之、不日成之」とある。
- 18 【汎愛親仁】 據は『論語』學而に「汎愛衆、而親仁」とある。
- 19 【誨人不倦】 據は『論語』述而に「子曰「默而識之、學而不
厭、誨人不倦、何有於我哉」」とある。
- 20 【東府】 東平路のこと。
- 21 【震地】 東側の地。震は、「易經」說卦傳「震、東方也」とあ
る。
- 22 【提點正廣】 「(一〇)靈巖寺月泉同新禪師塔銘」では、正廣が
仲益同新の塔銘作成を雷復亨に依頼している。

九 靈巖寺廣福禪師塔銘

〔解題〕

本碑は靈巖寺第二十六代住持廣福の塔銘。碑陽の題額は「福公／禪師／塔銘」、碑陰の題額は「福公／長老」と刻字される。撰者の淨肅に關しては、「(一) 靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑」参照。立石は至元十九年(一二八二)。

廣福(一二二八~一二八二)享年五十五、僧臘二十八。潁陽趙州の人。住持在任期間は中統元年(一二六〇)から至元六年(一二六九)。靈巖寺住持退任の後は、東府四禪寺住持を務めた。

本碑の拓本は「人文拓」GEN0023A(碑陽)・GEN0023B(碑陰)に見える。

〔釋文〕

〔碑陽〕

泰安州長清縣十方靈巖禪寺第二十六代福公禪師塔銘/

當山住持傳法嗣祖沙門 淨肅述/

本寺書記 正閑 書/

竊聞實際理地、本無生滅、世諦門中、示有去來。生滅者、千變而萬化、去來者、左右而逢源。雖然去住自由也、要行藏
出處。師諱廣福、潁陽趙州人也。姓趙氏。幼歲出家、禮本州龍興寺高僧錄爲師、懲事彌年、忽思他適、名山巨刹
多所□訪。後聞復庵老師主鵠里崇孝禪寺²、直至造焉。一見言氣相合、機緣相契、令掌內庫、後更爲侍者。雖隆寒溽

暑、無日不參。叩寂十載、方蒙印可。既罷問之。後辭往靈巖、依棲清安、濤汰叢林、閑／習吟詠。已而命監寺事、一諾不辭、連充數次。迨中統元年庚申、清安老師移居崇孝、衆就請師開法住持／靈巖。一居丈室、敬嚴臨衆、以公滅私。於是宗風大振、名重叢林。不數載、殿宇堂廊、煥然一新、四方賢哲、悉皆／稱賞。住持十餘年、度徒百餘衆、賚賚嘉聲、播於京師。由是被恩受／

旨、作傳戒大會。十方信施、源源而來、泉湧食益、殊禎絕瑞、不可殫紀。暨至元有六年、歲在己巳、東府四禪寺／見命、師忻然而往、奮師子全威、用衲僧巴鼻、積歲積風、一時頓革。一居十有五年、雖同衆而食、隨衆而役、／殊無懈倦。師禪晏之暇、交結官豪、接談勝仕、內不傷神、外不決人、量事而接物、隨機而度人。終日談笑有／味、舉止非常、據末法之中、真一代法施之主也。一日謂徒衆曰、「名山大刹、不可久居。」於是就東府中、卓庵一／所、卜終焉計。及至元十有九年四月十一日、示有微疾。至二十日、告逝。壽五十有五、蠟二十有八。門人思純／等、建塔於靈嵒祖林震地、堅欲命予爲銘、知不可辭、爲之銘曰、／

天資純志、秉性非常。龍象標格、叢林紀綱。心明萬法、氣壓諸方。聖凡莫測、／佛祖難量。眞俗並顯、理事雙彰。這邊那畔、左右無傷。不居偏正、豈落存亡。／通身絕朕、遍界難藏。隨緣赴感、□瑞呈□。滄冥浮木、苦海舟航。兩□大利、／千古聲光。五十餘載、弗露鋒鋩。／

至元十有九年歲次壬午十月日建／

小師思純 思朗 思雲 思海 思忍 思溫 思危 思維 思究 思善 思松 思梅 思素 思敏 思景 思

資 等 立石／

住持傳法嗣祖沙門 淨肅 勸緣／

清亭石匠 蘇珉 李珎 刊／

碑陰

落髮小節

思達

思雲

四三

尾

思聞

思善

四

思

思

思「晤

四

四
五

思
取

思
□

思
念

三

李思安／

受戒門人
長清縣陰河□□
田思妙 同妻
楊思□/

本寺知事／

首座 □□ 提點 正廣 監寺 正泉 維[那] 正安 [管]顧 [淨]平 副寺 智□ □恩 典座 智□ 直歲 智瑞 知客 智錦 助緣／

〔註〕

1 【龍興寺嵩公】 不詳。

2 【復庵】 不詳。なお、後掲「(一三) 靈巖寺桂庵覺達禪師道行碑」にもその名は見え、萬壽寺住持であつたとする。

3 【鵠里崇孝禪寺】 不詳。なお、第三十四代住持智慧は靈巖寺住

持を務める前は、至大元年から數年間、鵠里崇孝禪寺住持の任にあつた。後掲「(二四) 靈巖寺涌泉智慧禪師壽塔銘」参照。

(松浦典弘)

一〇 靈巖寺月泉同新禪師塔銘

〔解題〕

靈巖禪寺第二十九代住持仲益同新禪師の塔銘并びに序。碑陽の篆額は「新公／禪師／塔銘」、碑陰の題額は「鞍山長老」。塔銘は雷復亨の撰。耶律希逸の書及び篆額。至元二十二年（一二八五）十二月二十六日に立石される。

仲益同新（一二三〇～八五）、享年六十六、僧臘四十五。法諱は同新、道號は仲益、別號は月泉。俗姓は郭氏、母は延氏、燕京奉先縣神寧太平里の人。仲矩德方（一二〇五～八一）の法嗣、萬松行秀（一二六六～一二四六）の法孫である。興定四年に生まれる。正大八年（一二三一）十二歳、安山寺堅公山主に從い出家し、太宗十一年（一二三九）二十歳、具足戒を受ける。堅公のもとを辭し、仲矩德方に参じた後、天黨嵩公禪師に長く参じたが、母延氏の喪にあう。再び仲矩德方に

參じ嗣法する。憲宗三年（一一五三）鞍山慧聚禪寺に住持し、憲宗五年（一二五五）同寺に再住する。至元六～十年（一二九～七三）に、靈巖禪寺に住持する。退院後、安山寺に歸り庵を結ぶ。その後（至元十九・二十年頃のことか）、建康府に赴き、大藏經（普寧藏か）を大都（の鞍山寺か）に將來する。至元二十二年（一二八三～八五）靈巖禪寺に再住し、至元二十二年五月一日に示寂する。仲益同新の事績は、本碑塔銘と「（一〇附）大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序」を參照。また靈巖寺住持期間は、「（一一四）靈巖寺涌泉智慧公禪師塔銘」も參照。なお、仲益同新は『補續高僧傳』卷一「・『五燈全書』卷六・『續燈正統』卷三六に立傳される。

拓本は、『北拓』第四八冊九七・九八頁にある。「人文拓」はGEN0027X・GEN0026A（但）GEN0026Bは別碑の陰)。『泰山志』卷一八は、碑題と考證を載せるのみで、錄文を缺く。拓本の寸法は『北拓』の記載によると、碑陽は通高一四センチ、幅九二センチ。碑陰は通高一六三センチ、幅九二センチ。

なお『北拓』は本碑を「郭同新公塔銘」と表題するが、仲益同新の諱と俗姓郭を合した「郭同新」は不適切である。

〔釋文〕

〔碑陽〕

泰安州長清縣十方〔大〕靈巖禪寺第二十九代新公禪師塔銘并序／

進士雷復亨撰／¹

嘉議大夫山東東西道提刑按察使漆水耶律希逸書丹并篆額／²

師諱全新、字仲益、月泉其號也。姓郭氏、父曰雙明居士、代爲燕之奉先神寧〔太〕平里人。自垂髫時、即有向善心。每僧踵門、必出戶迎肅、合掌問訊。親鄰族黨、咸嘉異之。幼習儒書、爲功日倍。於／世俗紛華之事、恬不經意。年十二、懇願出家、父母不奪其志、送於安山寺。禮堅公山主爲師、侍事瓶錫、久而愈恭。凡有力役、莫之或後。不數載閒、通大經五部。堅嘗謂人曰「是子作畧、其法器／乎」。隨受具足戒、時年廿。有參謁諸方之志、同輩多沮止之。廻成偈曰「氣宇衝

香大丈夫、流言俗慮豈能拘。手提三尺吹毛劒、直取驪龍頸下珠」。⁷此足以見 師之立志不凡、度越群迷之徑也。／後從天黨嵩公大禪師、入室請益、多所發明。以奔母延氏喪、未盡底蘊。續於清安方公禪師門下、得徹曹洞之宗旨、遂爲首嫡嗣法。癸丑中、海雲大禪師專疏請 師開堂住持鞍山慧聚／禪寺。乙卯、便宜府劉公再疏申請之。 師修墮舉廢、局面一新。凡檀越之來至者、歡迎之、用度之不給者、力辦之。其殿廡垣砌傾摧圯毀者、不逾時而俱完美焉。於是、大衆愈服、教風闡播。／至元六年、／

國師拔合思八法旨馳疏、請師遷住十方靈巖大禪寺、答其勤也。 師旣至其所、以維持山門、不憚艱苦、送迎賓客、鞠躬盡瘁。至於談功責己、潛德密行、不可概舉也。如是者亦有年、適以事忤／于當塗權勢、致有同室操戈之撓。實直在此、而曲在彼。 師畧不與較、但援筆成詩、振錫而「去」。「雖□徒黨攀□切至、望望然莫之顧也。」其詩曰「流行坎止本由天、屈指靈巖已四年。人事衰時／宜拂袖、風波深處好廻紅。駑駘入廄誇千里、騏驥牽車贈數鞭。¹⁵收拾巾瓶歸去也、一聲長嘯向雲煙」。可不謂之浮雲富貴優游自得乎。正與賦歸去來者同趣、又果安知其非東林之靖節耶。／「退」居京城、結庵養道。由是、 師之名譽益重、與相往來、皆一時賢士大夫。 尚書張公子有¹⁷、待遇之殊厚。

師因訪藏教於東南、歷覽江淮山

川之勝。歲餘來歸、則琅函滿載、錦軸充囊矣。／師寓江南時、靈巖山門提點正廣等持¹⁸、總統所并本州諸官書疏、徑往建康府、禮請 師復住十方靈巖大禪寺、彰其德也。且不遠數千里而迎一方丈主人、世亦罕見矣。非中悅誠服、其／誰能若是乎。 師猶未之遽允也。逮還東平而後受疏、再赴住持。歡聲遠近、晨夕焚修、三時鐘鼓、「入」室小參、學者雲臻。

師證道弗迷、誨人無倦。凡親贍欵、皆隨淺深而有得焉。廿二年春、／山東憲府監司耶律公、相門世胄也。高 師學德、訪之禪扉、機話相投。就請於濟南觀音寺結夏。 師以遇合難、再抱疾而往。未幾、左丞相薨于²¹京、公奔喪去。未經旬、 師疾彌篤。然猶／不廢學徒自新之業。侍者正連問旨正宗閒、 師忽命道友觀音山講主告之曰「余平生深信因果、此心未嘗少替。率中年於天黨和尚泊清安老師處、得箇修行快路阿字法門也。不虛負／爲僧之志。今我甫及七旬、老病相逼、去亦樂矣」。時正連在側泣下。 師復曉之曰「人之生死、物之起滅、世常理也、何憂何悅」。遂令執筆代書頌□云「咄

憇皮囊、兀底相殃。伎倆不解、思想全忘。來／本無從、去亦無方。六鑿空空、四達皇皇。且道遮還有窒礙者麼」。「良」久云「擺手便行無窒碍、雲[歸]天霽兩茫茫」。語竟右脅而寂。寔至元二十有二年五月一日也。僧臘四十五、俗壽六十六。停之／三日、面容如生、人皆讚歎。本府官與治殯事。舉柩之際、香焚擁戶、旆旒蔽塵、結駟千蹄、聚觀如堵。荼毘訖、收[靈]骨於靈巖鞍山祖塋三處、建塔遵遺教也。嗣法者三人、落髮者二百餘人。其繼／志述道、衣鉢有傳矣。抑嘗論之、心之靈靈、知覺一而已矣。儒家則有人心道心之分、釋宗則有卽心非心之說。此非自扞格也、而實相表裏也。人心者何安是已、道心者何誠是已。卽心者眞／實之義存、非心者微妙之法寓。去乎妄而[興]乎誠、由真實而入微妙、其致一也。□而通之、特□乎覺者耳。是覺也、五蘊皆空、六根清淨。「認」得本來面[目]、但見性體圓明。在聖釋而不增、處凡愚／而不減。住誼煩而不亂、居禪定而不寂。「右」、愚於月泉[老]師得之矣。師自童卯知慕慈風、「比」長、薺爲辭章、達觀方外、勃勃乎遊從[之]心有不可遏[者]。□遇宗匠、尋詣闡奧、用能無凝滯於襟／懷、無充詭於勢利。視物聚散如泡影之過目前、□爲不加欣感於其閒、庸非覺者乎。每臨風對月、感事舒興、形于聲畫、非一而足也。惜乎、多散失不傳。其徒可得而記錄者、不過近年所作而／已。皆信手拈來、無假采擇。其敍事、如遠公運老[池]塘暗、陶令菊殘霜露秋。其駢麗、如風梧響落敲窓葉、霜菊香浮倚檻花。其豁暢、如溢浦波光涵曉日、爐峯嵐色湧晴空。其雅澹、如風氣濕衣／詩骨爽、泉聲漱石耳根清。其感慨、如秋雨未收風不定、一聲邊鴈耳根來。其了悟、如凭欄仰羨秋空闊、一片孤雲自在飛。律調清新、句意老練、率皆此類也。染指一二、庶知鼎鑄焉。邇因提點／正廣等持 師行實錄、以請銘于復亨。辭意勁懇、牢讓不獲。敬拜爲之銘、銘曰／

天開

大元

萬國來臣。／

聖恩涵濡、風俗還淳。慧日祥光、弘際無垠。維新公師、勇被三衣。掉廣長舌、參向上機。心印如如、衢燭輝輝。究竟本體、／「活」乎其歸。覺海慈航、浮游徜徉。超清淨界、離聲塵鄉。四諦俱泯、八風不農。方山峩峩、濟水決決²⁴。素塔凌空、相與蒼茫。／

至元廿二年「歲」次乙酉十二月二十六日當山提點正廣・嗣法正連小師・副寺思教等立石

清亭石匠□彬在山張或刊

【碑陰】

嗣法庵主/

真定□府珂庵主

靈巖寺連庵主

溫州溫庵主

落髮小師/

思琳

思學

思坦

思貴

思瑨

思令

思普

思經

惟榮/

思珪

思教

思昭

思旭

思林

思古

思韶

思律/

思惟

思喜

思志

思整

思芝

思能

思禧

思論/

思善

思定

思幽

思冀

思蘭

思巖

思謫

思蒼

思筠

思濟/

思瑩

思松

思口

思畿

思苓

思道

思潭

思相

思慶

思永

思宗

思洪/

思鑒

思月

思瓊

思藏

思雲

思遠

思潮

思容/

思淵

思情

思藏

思萬

思隆

思本

思哲/

思開

思義

思廓

思良

思殷

思南

思徹/

思樂

思禎

思榮

思榮

思珪

思克

思碧/

思奉

思輝

思贊

思贊

思意

思運

思澤/

思周

思遷

思緣

思緣

思惲

思惲

思佩

思開/

思祕	思諒	思忻	思珎	思寂	思興	思懃
思聰	思曉	思玉	思泰	思啓	思就	思清
思椿	思炳	思敬	思圓	思回	思成	思顯
思覺	思演	思珠	思禹	思堯	思孝	思款
思添	思理	思賢	思香	思舜	思可	思誘
思性	思體	思耕	思朗	思文	思端	思詮
思嚴	思固	思吉	思住	思訥	思晦	思海
思常	思默	思宣	思淨	思謙	思轡	思瑞
思章	思忠	思會	受戒門人	李思忠	趙思孝	鄭思會
思[紺]／						
山門知事	監寺	正廣	維那	正安	典座	智舉
					直歲	思固
					管顧	淨平／

〔註〕

1 【雷復亨】 不詳。

2 【耶律希逸】 耶律楚材の孫、耶律鑄の子。耶律鑄と希逸の兄希亮については、岩村忍「耶律鑄」・「耶律希亮」（『蒙古史雑考』、一九四三）がある。また『一三、一四世紀東アジア史料通信』第一号（二〇〇四）に徳永洋介氏の「耶律鑄夫妻墓誌銘」錄文

と訓読がある。

3 【燕之奉先神寧「太」平里】 「（一〇附）大都鞍山慧聚禪寺月泉新

寺と表記する。

公長老塔銘并序」に「燕都房山神寧太平里」とある。また『元史』卷五八、地理一、大都の條に「房山〔下。金奉先縣、至元二十七年、改今名〕」とあって、至元二十七年（一二九〇）に奉先縣は房山縣に改められる。

4 【安山寺】 鞍山慧聚禪寺のことであろう。「（一〇附）大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序」中でも、鞍山慧聚禪寺を安山

- 5 【堅公山主】 不詳。
- 6 【大經五部】 華嚴經・大集經・大品經・法華經・涅槃經のこと。
- 7 【三尺吹毛劍】 三尺は劍の別稱。吹毛劍は拭きかけた毛をも切つてしまふ鋭い劍。すぐれた力量の喻え。『碧巖錄』第百則、巴陵吹毛劍の例がある。
- 8 【驪龍領下珠】 佛祖の法の得難い喻え。據は、『莊子』列禦寇に「夫千金之珠、必在九重之淵而驪龍領之下、子能得珠者、必遭其睡也」とある。
- 9 【天黨嵩公大禪師】 不詳。「(一〇附)大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序」には「磁州大明嵩禪師」とも記される。
- 10 【清安方公禪師】 仲矩德方(一二〇五~八一)。「(八)靈巖寺清安禪師方公塔銘」参照。
- 11 【海雲大禪師】 海雲印簡(一二〇二~五七)。山西嵐谷寧遠の人。俗姓宋氏。中和□璋に嗣法する。中觀□沼に從い業を受け、十一歳、具足戒を受ける。大慶壽寺等に住持する。程鉅夫『雪樓集』卷六、「海雲簡和尚塔銘」・『佛祖歷代通載』卷二参照。
- 12 【便宜府劉公】 劉秉忠(一二一六~一二七四)のこと。「(八)靈巖寺清安德方禪師塔銘」の註を参照。
- 13 【同室操戈】 成語。兄弟が争うことやうちわもの喻え。據は『後漢書』列傳二五、鄭玄傳に「時任城何休好公羊學、遂著公羊墨守・左氏膏肓、穀梁廢疾。玄乃發墨守、鍼膏肓、起廢疾。休見而嘆曰「康成入吾室、操吾矛、以伐我乎」とある。
- 14 【流行坎止】 『漢書』卷四八、賈誼傳に「乘流則逝、遇坎則止」とあり、註に「孟康曰「『易』坎爲險、遇險難而止也」、張晏曰「謂夷易則仕、險難則隱也」とある。進退行止は強要されないこと。
- 15 【駕駒入厩誇千里、駢驥牽車贈敷鞭】 『楚辭』宋玉、九辯に「却驥驥而不乘兮、策駢駢而取路。注「駕駒、喻不肖」とあるのをふまえる。
- 16 【賦歸去來者】 『東林之靖節』ともに陶淵明のこと。前者は「歸去來辭」、後者は廬山東林の結社のことと言う。
- 17 【尚書張公子有】 張九思(一二四二~一三〇二)、字子有、宛平の人。『元史』卷一六九、張九思傳と『道園學古錄』卷一七「徽政院副使張忠獻公神道碑」によると、至元十六年(一二七九)、工部尚書を授かり、同十九年、詹事院丞に遷る。
- 18 【提點正廣】 本碑陽の他、本碑陰、「(一〇附)大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序」に見える。また「(八)靈巖寺清安禪師方公塔銘」には、仲矩德方(一二〇五~八一)の門人と記される。
- 19 【山東憲府監司耶律公】 耶律希逸のこと。
- 20 【濟南觀音寺】 不詳。

年（一二八五）四月十二日に薨っている。

22 【來無所從、去亦無方】「來無所從、去無所趣」に同じ。『大般若波羅蜜多經』卷三八四（大正三、九八五b）に「若菩薩摩訶薩修行般若波羅蜜多時、如實知色、來無所從、去無所趣。雖未來無去、而生法相應」とある。

23 【四達皇星】四方にゆきわたつてひろびろと大きい。據は、『老子』知北遊篇に「其來無迹、其往無崖。無門無房、四達之皇子也」とある。

24 【方山峩峩、濟水泱泱】方山・濟水ともに靈巖寺の境致である。

（加藤一寧）

一〇附 大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序

〔解題〕

大都鞍山慧聚禪寺住持であつた仲益同新禪師の塔銘并びに序。篆額は「故月泉／新公禪／師虛塔」。塔銘は林泉從倫撰、南溪居實の書。本碑は八面碑である。至元二十八年（一二九二）四月二十八日に立石される。

仲益同新は靈巖禪寺第二十九代住持でもある。その傳記は「（一〇）靈巖寺月泉同新禪師塔銘」の「解題」を参照。

拓本は『北拓』第四八冊一九頁にある。拓本の寸法は『北拓』の記載によると、通高一一五センチ、幅一三六センチ。本碑の所在は『北拓』に記されず不明である。錄文は『全元文』二〇冊五二〇～五二二頁にある。なお、本碑には、石の瑕を避けて刻したためにできた空格があるが、錄文には表記しなかつた。

〔釋文〕

大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序／

大都萬壽退隱林泉老人從倫撰
大都奉福禪寺南溪野衲居實書

佛祖之道、歷劫相承。非獨於今、輝赫於世。始自西乾四³、波及東震三⁴。曹溪之後、派而爲五。源遠流長、浩浩不絕者、臨濟・曹⁵洞・雲門者焉。今洞山之下、萬松一枝、布列諸方、廢覆天下。舉世咸謂、中興祖道法海之游龍也。松之法孫月泉新公長者者⁶、嗣續門風之一傑也。公名同新、字仲益、號月泉、燕都房山神寧太平里雙明居士郭君次子也。母延氏。兒時喜佛、凡見苾芻⁷、必奉迎之。既長讀書、過目成誦。其生知夙稟之質、拔萃出類、皆歎賞焉。年方一紀、偶辭親曰「欲事於佛、而福九族、其能允乎」。⁸二親設計、欲沮其志、囑⁹之可也。遂詣安山、依堅公山主祝髮、年滿受具。每臨衆執役、採汲炊春、日加彌謹。侍師供衆之餘、涉獵¹⁰雜花。不一二載、通五大經。乃師記曰「此子、他日可興吾此山矣」。一日、辭師奔燕、投諸講肆、研窮奧義於懸談中。六相十玄¹¹、頗獲佳趣。屢對同袍訴參訪之意、雜然剝之。憤悱而書偈曰「氣宇衝霄大丈夫、流言俗慮豈能拘。手提三尺吹毛劍、直取驪龍頸¹²下珠」。徑謁清安方禪師、一見心奇之。不數日、懇求入室。方乃問曰「欲行千里、一步爲初。最初一步、汝作何生行」。公叉手進前。方曰「果是脚跟不點地」。公拂袖便出、自是、師資緣會、機語相投。究妙窮玄、畧無虛日。聞磁州大明高禪師、學該內外、名播諸方。卽¹³徒步往謁而親依之。於杖拂之下、多所發藥而深育焉。故淘汰最久。將成九仞、有一簞之礙。不幸而丁母憂、來燕致祭。恨¹⁴芥緣差、不盡其善。旣還故里、復扣清安。亦猶善財參訪南回、重見文殊之結果也。由是、以西祖不傳之傳而悉受之。¹⁵晦迹未久、聲名芳馨。癸丑春、安山耆宿、具疏堅請、開堂演法而住持之。時海雲宗師、同伸勸請。是日、林泉亦爲引座度衣而已。在¹⁶會權豪仕庶、翕然增敬。因茲雲山改色、鐘鼓新音。內外雍容、遐邇稱善。未三五載、增修產業、開拓山林。破垣頽屋、無非濟楚。乙¹⁷卯秋、拂袖他之¹⁸

便宜劉公相國具疏、同衆復邀住持。至元六年、¹⁹

大元帝師拔合斯八、法旨命主濟南十方靈巖禪寺。公旣至、晨香夕燈、陞堂說法、備依古式、雲水依棲、猶母德之厚矣。

因靈忌／勇退、遮留不可。僉謂「賢愚安可竝居者也」。還安山故刹、甘韜晦焉。每村如來藏教、未暇遍看。可購求之、令衆普閱、亦山門千古／之奇事爾。遂訴於／

皇太子府詹事院張公尙書子有。相公聞之加歎、欣慰巨量。議往江南而追究之、遂齋良駒及元寶數萬貫文。公渡江親幹、
口／經寒暑而幸獲焉。所據經營起發、涉險歷艱、不弱白馬之西來矣。¹⁶靈巖提點正廣、慕公之道、特往江南、命公復住。
若非學曠口／豐、因緣會遇、何啻千里而同風邪。經之來燕、公之應命。不意、老病相仍、抱疾日久。時山東東西道提刑
按察使耶律九相、訪以／祖道。邀往濟南觀音院結夏、擬欲諮詢。未幾、疾甚、自忖難痊。呼侍僧畧說無常生死之要、令
代筆書偈曰「咄愍皮囊、兀底相殃。」伎倆不解、思想全忘。來無所從、去亦無方。六鑿空空、四達皇皇。且道這箇還有窒
礙也無。良久云「擺手便行無罣礙、雲歸天際／兩茫茫」。至元二十二年五月初一日也。偈畢、儼然而逝。世壽六十有六。
僧臘四十有五。殯殮之際、萬指奉迎、綵幢幡花、蔽空塞／路。見聞之者、莫不感慨嗟嘘。闍維畢、分靈骨、建三塔焉、
靈巖・安山・祖塋。嗣其法者二、曰珂、曰連。落髮小師、成璞等二百餘員。口／公平昔性豪邁、質直無僞、倜儻無拘。
一代英傑之衲子爾、非林泉叔姪之私而臆許也。捨此緒餘、而爲銘曰、／
正法眼藏、涅槃妙心。佛佛授手、自古及今。¹⁷一華五葉、聯芳不絕。
子子孫孫、各闡玄門。月泉澄湛、影浸乾坤。¹⁸森羅萬象、是渠形狀。
主刺安山、大智閑閑。修完祖刹、人莫能攀。¹⁹般安藏教、究圓明覺。其聞具備、三無漏學。
兩住靈巖、不倦指南。翻然歸去、踏碎澄潭。¹⁹不忘之壽、幾人能有。用勤燕珉、永傳不朽。／

大元至元二十八年歲次辛卯月癸巳日乙未時庚申住持山主成璞・成璋・思口口建／

成璞 成除 思[璞]

豐隆山珂禪師

成珣 思學 思琳

惟淨／ 惟性／

嗣法小師

法弟同□ 落髮小師 成璉 思教 思同

法孫

惟通／

東原連禪師

成□ 思溫 思「明」

惟「議」／

□□ 思□ 思□

惟賢／

〔註〕

1 【林泉從倫】（生寂不詳）萬松行秀（一一六六）一二四六）に

嗣法。萬壽寺に出世し、報恩寺に住持する。至元九年（一二七二）、内殿に召され、禪學大旨を説く。至元十八年、大都憫忠寺で道藏偽經焚燒の際、林泉に下火が命ぜられた。古則公案に對し彼が評唱を加えたものに、『空谷集』『虛堂集』がある。『五燈

會元續略』卷一・『五燈嚴統』卷一四に立傳される。

不詳。

2 【南溪居實】

3 【西乾四七】西天二十八祖のこと。西天はインド。釋迦の正法が以心傳心によつて、一師より一資に傳えられ、第二八祖達磨まで傳法したこと。

4 【東震三三】東土六祖のこと。東土は中國。中國禪宗の初祖菩提達磨から、二祖慧可・三祖僧燦・四祖道信・五祖弘忍・六祖慧能までの六代の祖師の總稱。

5 【曹溪之後、派而爲五】曹溪は六祖慧能。五は、六祖慧能以下分派した中國禪の鴻仰宗・臨濟宗・曹洞宗・雲門宗・法眼宗を指す。

6 【萬松一枝】萬松行秀のこと。

7 【拔萃出類】成語。群を抜いている。據は、『孟子』公孫丑上「聖人之于民、亦類也。出于其類、拔乎其萃」。

8 【欲事於佛、而福九族】諺語。たとえば『筠州洞山悟本禪師語錄』（大正四七、五一七〇）に「故經云「一子出家、九族生天」とある。

9 【雜花】華嚴經のこと。

10 【六相十玄】

華嚴宗の教義。六相は事物が各々有する六種の相

で、總相・別相・同相・異相・成相・壇相のこと。十玄は、華嚴宗の四種法界中の事事無礙法界の相を十方面から示したもので、同時具足門・廣狹自在無礙門・一多相容不同門・諸法相即自在門・隱密顯了俱成門・微細相容安立門・因陀羅網法界門・託事顯法生解門・十世隔法異成門・主伴圓明具德門のこと。

11 【欲行千里、一步爲初】俗語。據は、『五燈會元』卷十五、臨安府靈隱雲知慈覺禪師の章に「問「如何是道」。師曰「甚麼道」。曰「大道」。師曰「欲行千里、一步爲初」」とある。

12 【脚跟不點地】脚が實地についていないこと。『臨濟錄』行錄に「老和尚脚跟不點地」の例がある。

13【將成九仞、有一簣之礙】完成間近であったのが、もう一步のところである。據は『書經』旅獒に「爲山九仞、功虧一簣」とある。

14【善財參訪南回、重見文殊】善財童子が發心し文殊師利菩薩の指示に従い、南遊して一百十城を経て、五十三人の善知識に参じる。最後に普賢菩薩から十大願を授けられ、法界に證入する。

その後再び文殊に見えたことをいう。據は『華嚴經』入法界品。15【引座】『禪林象器譜』卷一に「忠曰〈引座者、導引他陞座也。若突然敷演、則衆可驚疑。故住持先表白、故語尾必有恐人無憑等語〉。舊說有二。……二他刹虛席。請本寺西堂、或首座等遷補。即專使、先請本寺住持引座、次受請新命陞座」とある。

16【白馬之西來】後漢明帝永平十年に攝摩騰と竺法蘭が白馬を以て經像をもたらしたこと。

17【一華五葉】『景德傳燈錄』卷三、「菩提達磨章の達磨の傳法偈に「吾本土茲土、傳法救迷情、一華開五葉、結果自然成」とある。

18【三無漏學】戒定慧の三學。『楞伽經』卷六、「攝心爲戒、因戒爲定、因定發慧。是則名爲三無漏學」とある。

19【踏破澄潭】『林閒錄』卷下に「踏破澄潭月、穿開碧落天」とある。

* 「(一〇) 靈巖寺月泉同新禪師塔銘」と重なるものは、註を省略した。

(加藤一寧)

一一 靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑

〔解題〕

至元三十年（一二九三）、智錦・覺達等立石。從倫撰ならびに書丹篆額。碑陽に「肅公禪師道行之碑」、碑陰に「足庵長老」と横題あり。

本碑は靈巖寺住持であった淨肅の道行碑である。淨肅、俗姓は孫氏、金臺永平の人。足庵と號す。香山明公に禮して落髮し、遍く名宿に參じ、雪庭福裕が燕京萬壽寺の住持となると彼の下に赴き衣法を受けた。のち大都の大聖壽萬安寺

に隠遁していたが、命を受けて萬壽寺に開法し、その翌年、宣授河南府僧尼都提領に充てられた。在任九年にして靈巖寺の住持となり、住すること八年にして萬壽寺の住持に遷った。その後、香山壽聖寺に退居し、本寺に示寂している。俗壽は六十、僧臘は不明。

足庵淨肅が何代目の住持であったのか記載はない。ただ、至元十九年（一二八二）六月立石の前掲「（八）靈巖寺清安德方禪師塔銘」二行目に「當山住持傳法嗣祖沙門淨肅述」と記しており、この當時において現任の住持であったことが分かる。その翌年、すなわち至元二十年（一二八三）から同二十二年（一二八五）までは月泉同新が第二十九代住持（再任）として在任していたのであるから（前掲「（一〇）靈巖寺月泉同新禪師塔銘」）、足庵淨肅は第二十八代住持であったことになる。

本碑の拓影は『北拓』第四八冊一二八頁（碑陽）・一二九頁（碑陰）および「人文拓」GEN0039A・GEN0040X（碑陽）・GEN0039B（碑陰）にあり。また『中國文化史蹟』第七卷九頁にも碑陽のみを收める。錄文は『泰山志』卷一八にある。拓本の寸法は『北拓』の記載によると碑陽が高二一三センチ、幅一〇三センチ。碑陰が高一八六センチ、幅一〇四センチ。

〔釋文〕

【碑陽】

靈巖足庵肅公禪師道行碑

大都報恩禪寺傳法住持嗣祖林泉老衲從倫撰并書丹篆額¹

青州法祖、渡江已來、至溯方居萬壽³、立曹洞一宗。與聖安竹林、晦堂佛日而鼎峙焉、故三派淵源、於今愈盛。青州之下、⁴四傳而得萬松、光映叢林、聲傳四海。天下指爲祖道中興。復嗣雪庭裕、裕嗣足庵肅、其餘龍象、碩大光明、表表可紀。/⁶

觀肅之學業道德、亦四科十哲之一數爾。公名淨肅、號足庵、金臺永平張家里孫氏子。祖居滿城之西、以隴雲耕月、而立其家。經四世而生公、其父見異常童、有出塵之格、攜歸唐縣、禮香山明公落髮。給侍之餘、令閱梵文、目擊千言、娓娓成誦。後聞雲峰亨公、走依座右、日復一日、於袒拂之下、發明大事、雖祕傳密授、不滿初心、深自韜晦、遍參名宿、謁三／陽廣・仰山通・報恩資、皆蒙許可。後雪庭掌天下僧權、而主萬壽。才學博贍、道德豐盈、遐邇雲臻、慨然輻輳。公亦袖香、逕／造其室、一見心奇之、鍼芥之緣、不差毫忽、遂以衣法而併付之。詰旦捲衣去、依趙好乳峰禪伯、稟受外典、未及食新、果／造幽微。復參東山微・九峰信、信命嗣續東山之道、公掉臂弗受、遁燕之萬安、寄傲南窗、閉關却掃、杜絕人跡。當是時嵩／少闕人、就命開法於萬壽之堂。越明年、／

宣授河南府僧尼都提領、居九祀、革故鼎新、未嘗少息、剏建方丈二十四楹、古未之有也。當修營之際、輦土般石、必先／其力、上下悚然、莫不服膺、爭先爲之。次主靈巖八載、廣閣大厦、椽栱差脫、人不堪其憂、公爲之一新。其餘僧舍增新者、／百有餘間、自來修營締構、無出其右。會萬壽虛席、命補其處、一到增修廊廡、翕然稱善。此公居三巨刹、立叢林、弘祖道、／興福之大概也。偶四大違和、退居香山壽聖故刹、壽及耳順、而歸寂焉。闔維後、收靈骨而歸塔矣。小師智錦、不遠千里、／求銘於予、予以叔姪之義、不辭鄙陋、而爲銘曰、／

曹溪洶湧幾多年、洪波渺知無邊。餌雲鈎月咸爭先、龍門一跳勝飛仙。三居大刹光先賢、／行藏取舍通精研。曇華現瑞非無緣、壘天美景恆非遷。包容萬象攬雲牋、雄雄氣象摩青天。／遍參名宿機盤旋、縱橫妙用鑽彌堅。涅盤心印寔堪傳、足庵承受忘其年。根深蒂固榮恩田、／枝枝葉葉鬱茂祈聯綿。／

至元三十年歲次癸巳重陽日

小師監寺智錦等立

靈巖傳法住持嗣祖桂庵覺達同立

錦川匠人夏中興刊

碑陰

嗣法小師

落髮小師

法孫

受戒門人

智泉 智賢 智住 智藏 智教 智在 智固
智資 智燕 智昭 智林 智用 智固

智願
子□
子雲
魯智祥
伊智善

少林禪寺永達禪師
黃華禪寺信照禪師
寶應禪寺智全禪師
靈巖禪寺普就禪師

智宣	智誠	智祥
智欽	智瑞	智越
智簡	智達	智相
智志	智便	智延
智然	智進	智友
智喜	智郎	智友
智蘋	智舉	智曉

智應	智英	子願	子存
智孝	子成	子蓋	妻杜智
子定	子就	子義	楊智貞
子江	伊智平	李智賢	
智秦			

智周	智妙	智祿	智浩	智善	智珎	智錦	智了	子妙	子明	劉智忠
智正	智懃	智通	智潭	智有	智敞	智準	智嚴	子貴	子涌	妻杜智圓
智進	智恩	智好	智戒	智守	智順	智文	智遇	子辯	子端	李智明
智添	智固	智宜	智經	智悟	智月	智能	智久	子用	子山	國智才
智果	智會	智仙	智行	智永	智柔	智濟	智現	子喜	子存	李智鑑
智興	智堅	智巧	智仲	智問	智潭	智如	智得	子深		妻魯智善
智雨	智本	智微	智期	智潤	智辨	智惠	智聚			待詔李智明
智信	智會	智昇	智湛	智燦	智榮	智性	智良	智然	智良	夏智柔
智萬								子超		

山門知事

首座正安 提點正廣 監寺思教 総那正連 典座思念 直歲思宗 □顧淨平 知客思良

〔註〕

1 【從倫】 前掲「(一〇附) 大都鞍山慧聚寺月泉新公長老塔銘并序」や「大元大都路易州易縣來山里永安寺都綱雲溪壽公道行碑」(『北拓』第四八冊七九頁)などにも撰者としてその名が見える。『全元文』卷六四四には彼の撰にかかる道行碑および序文を六編收めるが、本碑は含まれていない。

2 【青州法祖】 希辯(一〇八一—一四九)。あるいは一辯とも。俗姓は黃氏、洪州の人。宣和年間(一一一九—一二二五)に青州天寧寺に住し、のち燕京華嚴寺・萬壽寺・青州普照寺などに歴住す。『五燈會元續略』卷一に傳あり。

3 【萬壽】 燕京萬壽寺。『元一統志』(元・李蘭芳等撰、趙萬里校輯、中華書局、一九六六年)卷一・大都路・古蹟の條によると、本寺は遼の天祿初(九四七)開龍禪師智常の創建にかかる。保寧初(九六九)、景宗より悟空の寺名を賜わり、統和十九年(一〇〇一)、萬壽禪院と改名。太康中(一〇七五—一〇八四)に華嚴寺と改められ、金の皇統初(一一四一)、熙宗より大萬壽の寺名が賜與された。また『析津志輯佚』(元・熊夢祥撰、北京古籍出版社、一九八三年)寺觀の條によると本寺には金の世宗と章宗および兩帝の皇后の御容が安置されていたという。

4 【聖安竹林・晦堂佛日】 通常用いられる表記法であれば聖安・

晦堂が寺名、竹林・佛日が僧號となる。聖安は燕京大聖安寺を指す。『析津志輯佚』寺觀の條に「大聖安寺，在舊城，金皇統初、賜名大延聖寺。大定三年、新堂成、崇五仞、廣十筵、輪奐之美、爲都城冠。七年、詔改寺之額、爲大聖安。」とある。

一方の晦堂寺および竹林・佛日の號を持つ僧は特定できない。あるいは聖安・竹林が寺名、晦堂・佛日が僧號か。竹林寺は燕京城内にあり。『元一統志』卷一・大都路・古蹟の條によると遼・道宗の清寧八年(一〇六二)、宋楚國大長公主が左衛顯忠坊の邸第を施して寺に改め、竹林の號を賜つたという。晦堂については『元一統志』同右の條に「大聖安寺，在舊城。按寺記、金天會中、佛覺大師瓊公・晦堂大師俊公、自南應化而北……皇統初、賜名大延聖寺。大定三年、命晦師主其事。」とあり、この晦堂大師俊公を指すか。佛日は誰を指すものか不明。海雲印簡(一二〇二—一二五七)の號(佛日圓明海雲大宗師)に含まれるが、彼の活躍時期は青州希辯よりも五十年ほど後であり、印簡を指すとは考え難い。

5 【青州之下・四傳而得萬松】 萬松は著名な萬松行秀(一一六六—一二四六)のこと。青州希辯の四代目の法嗣に當たる。『五燈會元續略』『續燈存藁』等に基づき青州希辯以下の法統を示すと

以下の通り。青州希辯—大明法寶—王山覺體—靈巖満—萬松行秀—雪庭福裕—足庵淨肅

6 【雪庭裕】 福裕（一二〇三～一二七五）。俗姓は張氏、太原の人。雪庭と號す。憲宗モンケ朝に都僧省となり僧尼・寺院の統領を委ねられ、また三度の道佛論争においては佛教側の代表を務めた。嗣法小師が三十人、弟子を度すること千餘人を數えた。元初の曹洞宗において福裕の法統に連なる者が大勢を占め、至元八年（一二七一）、大都に天下の僧を招集したところ、福裕の嗣法者が三分の一を占めたという。「嵩山少林寺裕和尚碑」（『程雪樓集』卷八）および「少林開山光宗正法大禪師裕公之碑」（『中國文化史蹟』第二卷九二頁／鶴尾順敬著提達磨嵩山史蹟大觀三寶書院、一九八一年、圖版三三～三六）がある。

7 【職之萬安】 大都の大聖壽萬安寺。チベット様式の白塔が在ることから白塔寺と俗稱される。大都における敕建寺院の一つ。至元九年（一二七二）創建（『元史』卷七・世祖紀）。寺内に神御殿を有し、世祖クビライと皇后、皇子チンキムとその妃、および仁宗アユルバルワダの御容が安置されていた（『元史』卷七五・祭祀志・神御殿條、中村淳「元代大都の敕建寺院をめぐつて」『東洋史研究』五八一・六四～六八頁）。

8 【嵩少】 嵩山少林寺のこと。

9 「宣」 平擡。

10 【覺達】 靈巖寺第三十一代住持。後掲「（一三）靈巖寺桂庵覺達禪師道行碑」参照。

（藤原崇人）

一一 灵巖寺普覺正廣提點壽碑

〔解題〕

本碑は提點正廣の生前に建てられた塔銘。題額は「廣公／提點／壽碑」、至元三十一年（一二九四）の立石にかかる。碑陰には門人・法孫・知事僧の題名が刻される。

正廣、字は濟川、號は普覺大禪師。揚州江都縣の人。清安德方に師事し、靈巖寺の役職を歴任する。その足跡の中で

も、杭州普寧寺に赴き大藏經(普寧寺版大藏經)をもたらした功績は特筆すべきであろう。なお、撰者左思忠に關して詳細は不明であるが、第三十一代住持覺達の塔銘「(一三)靈巖寺桂菴覺達禪師道行碑」の撰文もその手になる。

本碑拓本は『北拓』第四八冊一三四、一三五頁及び「人文拓」GEN0042Xに收められる。また、『山左金石志』卷二二に著錄がある。『北拓』の記載によつて寸法を示せば、高二二八センチ、幅八七センチ。

〔釋文〕

普覺禪師廣公提點壽碑

將仕佐郎棣州儒學教授南宮左思忠撰

靈巖傳法住持嗣祖沙門桂菴野衲覺達書丹并題額

夫達理山禪、通方野衲、或院居受業、或錫挂諸方、扶持法道、法道興行、輔弼叢林、叢林茂盛。經祁寒暑雨、忘重苦大勞、護法不避喪／軀、安僧那知有己。將無作有、補短絕長。一僧之寒、猶己之寒、一僧之餒、猶己之餒。赤心似舊、白頭如新。寺僧獲優足之宜、常住享豐／榮之慶。如斯之德、今誰有乎。僕於普覺大禪師見之矣。師姓夏氏、名正廣、字清安老人¹。濟川、揚州江都縣人也。年七歲、²天兵南下、國破家亡、身無定在。有輔國上將軍樞密副使合坦官人、引至江北之清平、乃師先祖之故鄉、聊爲住坐。當時是也、³見師好善心慕佛乘、年十四、送入靈巖、投爲出家、拜住持⁴清安老人爲師。披剃之後、登壇受具。日往月來、委當院門、一了百／當、其爲人權變如此。會至元四年八月二十八日、榮受宣命、保護院門。總統諸師、知師多能、給付副身、俾爲本寺東西兩架都提點。又賜普覺大禪師之號。語云「量材受職、其在茲乎。」師嘗自警曰「天下三巖、靈巖爲最。寺僧雖有、藏教殊無。其如法衆看念何。其如雲侶檢閱何。」至元二十六年、與住持寶峰長老并衆／知事商略曰「道離文字者禪、不離文字者教。奈教自禪來、禪從教入、使失者得而迷者悟。」遂領本寺數人、前往杭州南山普寧寺、印／經一大藏、渡江而北、龕於靈巖。雖玄奘重來、只是這箇。師又念曰「哀

哀父母、生我劬勞。欲報之德、昊天罔極。隨挈祖父母・父母・靈骨・抵於泰安之長清。旣月乃日、植松楸、立墳隣、重新棺椁、再整衣衾、榮葬於縣之南一鄉靜默峪。春秋祭祀、以時思之。其爲僧孝・親之心、於茲可見。度落髮小師伯餘人。其高第一人曰思金等・蒙師之恩、報師之德、建壽塔、立壽碑、不遠千里、出示始末、求文於余、刻諸貞石、傳無窮之名、播無窮之美。余不愧辭荒筆謬、識短才疎。因而爲銘。其銘曰、

靈巖名刹古道場、叢林人物皆諸方。

出類拔萃誰非常

阿師頭角獨軒昂。／

聖朝平土收封疆、慕擅隨蟻歸／

吾皇。靈巖薤髮十歲強

清安門下蘭生香。／

天書一札受十行、院門威護增威光。

東西兩架僧主張、有條不紊歸權綱。

大師普覺心清涼、寒灰枯木爲肝腸。

取經

一藏從蘇杭、衆心閑靜師心忙。

祖先靈骨俱攜將、歸來卜葬南一鄉。／功成名遂難掩藏、建碑立塔爲昭彰。

思金求文來

我傍恨無健筆爲發揚。願師壽算等無量、名與方山同久長。

至元三十一年仲夏重午日門人庵主思金等立石

當山傳法住持嗣祖沙門桂菴野衲覺達勸緣

錦川族人石匠夏友・夏明□刊

【碑陰】

思聚思妙思炳思香思妙・思忠思忠思「蓋」思遠思壽・思泉思尙思童思潮思孝・思閨思資思登思通・思玉思仁思山思勝・思「明」思口思全思道・思寬思榮思微思百思定思南思賢思千・思煥思院思淵思萬・思江思秦思玄思敬・思詮思忍思總思德・思口思義思來思添・思金思進思津思然・思山思輝思貢思遇・思圓思「琛」思從思達・思滿思濱思備思口・思清思起思

居 思惲／思明 思民 思彩 思固／思允 思傳 思尊 思寧／思貴 思旺 思果 思杭／法孫

惟玄／惟□／惟恩／惟縁／惟贊／惟興／惟德／惟端／惟俊／惟鑒／

大□知事

監寺智錦 官門智舉 維那思讓 副寺智恩・思□ 典座智運 直歲思川・思志 監修惟卞 園典智志 莊主思詮／首座思教 書記思金 知藏□澄 管勾淨平 知客思月 錢帛思和 殿主思珪 外庫思義 待者智□・徳興・惟演助緣

〔註〕

1 【合坦官人】『元史』卷一五九・商挺傳に「樞副合答」、同卷一五四・洪君祥傳に「樞密副使合達」の名が見えるが、或いは同一人物か。

2 【江北之清平】清平縣は德州に屬する飛び地。丙申年(一一三六)の分撥によつて、德州は五投下のひとつウルウト族ジユルチエデイの分地とされた。

3 【清安老人】徳方、「(八)靈巖寺清安德方禪師塔銘」参照。

4 【副身】管見の限り他の用例を見いだせないが、政府が發給する任命狀・身分證である「付身」と同義と考えられる。なお、「元典章」新集・吏部・儒官・正錄教諭直學條に「除教授祇受敕牒、學正受中書省劄付、學錄・教諭竝受吏部付身」の記載が見える。

5 【天下三巖】陳廢撰「重建十方棲巖禪寺之碑」(『北拓』第四八冊六二頁)に「又以畧名之者、天下有三焉。濟南之靈巖、上黨之紫嵒、河中之棲巖。」とある。

6 【寶峯】順、靈巖寺第三十代住持。「(一三)靈巖寺桂菴覺達禪師道行碑」・「(二八)靈巖寺創建龍藏殿記」・「靈巖禪寺第三十四代慧公禪師壽碑塔銘」(『泰山志』卷一八)にその名が見える。

7 【印經一大藏】廣公によつて完成後間もない普寧藏が靈巖寺にもたらされたことが、竺沙雅章「元代大藏經概觀」(『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年)にて指摘される。

8 【哀哀父母】『詩經』小雅・谷風之什・蓼莪「蓼蓼者我、匪莪伊嵩。哀哀父母、生我劬勞。……欲報之德、昊天罔極。」

一三 灵巖寺桂庵覺達禪師道行碑

〔解題〕

本碑は靈巖寺第三十一代住持覺達の道行碑である。題額には「達公／禪師／道行／之碑」と刻され、大德五年（一二三〇）の立石にかかる。

覺達（一二四七）一二八九年七十二、僧臘五十三。桂庵は號。汴梁尉氏縣の人。靈巖寺第三十一代住持を務めた。在任期間は不詳であるが、至元三十年（一二九三）立石の「（一）靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑」の立石者として住持覺達の名が見える。靈巖寺住持を退いた後は、法王寺に隱棲の後、普門寺住持となつたことは本碑にも記される通りであり、本碑の立石は普門寺住持在任期間のことである。覺達の傳の基本史料としては、他に沒後の延祐六年（一二三九）に撰された「汝州香山大方普門禪寺第十一代住持桂庵塔誌銘」（『嘉慶寶豐縣志』卷一七に節錄）が存在する。それによれば、普門寺住持の後は大都報恩寺・天寧寺の住持を務めたとある。但し、皇慶二年（一二三三）立石の「（一六）靈巖寺山門五莊園記」、延祐元年（一二三一）立石の「（一七）靈巖寺古巖普就禪師道行碑」の撰者として住持覺達の名が見られ、さらに三十四代住持智慧は覺達の退席をうけて住持となつた（「（一四）靈巖寺涌泉智慧禪師壽塔銘」参照）ことから、三十三代住持普就の後をうけ再び靈巖寺の住持を務めたと考えられる。

本碑の拓本に關しては、碑陽は『北拓』第四八册一六一頁及び『人文拓』GEN0059A・GEN0060Xに見える。なお、「人文拓」GEN0059Bに本碑の碑陰として掲載される拓本は別碑のものである。拓本の寸法は、『北拓』によれば高さ二四二センチ、幅一〇〇センチ。錄文は『泰山志』卷一八に掲載。

〔釋文〕

靈巖禪寺第三十一代桂庵達公禪師道行之碑／

將仕佐郎廣平路永年縣左簿圓通居士南宮左思忠撰 本寺僧正閑書／

有道山僧、無塵野衲、家風冷淡、活計清貧。紙襖麻衣、芒鞋竹杖、坐則寒灰枯木、行則野鶴孤雲。洒落心田、寬洪眼界、脚根點地、鼻孔遼天。把住放行、只由自己、收來／縱去、不倩他人。心似桂臺之鏡明皎皎然、性如走盤之珠活碌碌地。

超今越古、視死如生、傲富貴若浮雲、輕功名如草芥。先覺覺後、自利利他、如斯識量、今誰有乎。／僕於 桂庵和尚見之矣。 師諱覺達、字彥通、桂庵其自號也。生爲汴梁尉氏縣七里店李氏子。幼而穎悟、長而端嚴、口不茹羶葷、心不思榮貴、每聞誦 佛書、輒／諦聽而喜形於色。父母相謂曰、「此子終非在家子、爲出家兒則可也。」遂許爲 佛子、年甫十二、

三禮龍門山寶應寺 嵩巖和尚爲師、披剃之後、登壇受具。無童行／氣、有老成心、遂於本師告香入室、其師授以本色鉗

鎖、似有入路、其聰明有如是乎。師嘗勸謂曰、「男子生世、不遠走高飛天涯海角、參師訪道、終是自家伎倆、不／外尋

覓、如管中窺豹時見一班耳。」遂辭 師雲遊講肆、聞南京 溫公講主明唯識海義、遂師聽學一通百了、遂得法師之名、非

爲妄說。師嘗自警曰、「道離文字者／禪、不離文字者教、今既學道、可不離文字而入道乎。」羅籠不住、呼喚不迴、遂爲復

參、聞 琅山和尚名傳天下、鼓動人間、始爲參扣、未幾聞邢州資戒大會、復還洛／陽。問本 師崧巖曰、「赴會之餘、其

行藏云何、其依止云何。」 嵩巖曰、「削髮在洞下之前、成名於曹山之後、他宗異派、不可外尋。」又聞燕京遂後有資戒大

會。 復庵／和尚住持萬壽、爲曹洞宗師、舍是而他參、猶之秦而適齊矣、其依止不可勝用也、遂造燕京之萬壽。 復庵

一見、待如故人、遂授以衣鉢、掌之三五年閒、求一言半／句之教、復庵退離萬壽、隨至齊河之西庵。因緣未至、時節

未來、復還燕京、參 林泉大和尚⁵。心清目冷、室奧門深、屏退紅塵、消殘白日、百煅千煉、刮垢磨光、囊鋒／露影。 林

泉付以衣頌、始爲罷參。會至元二十二年、有奉聖州棟谷山龍巖禪寺書疏、禮請出世開堂。師於是日開大口談禪、拈寶香

壽⁶、雖復庵林泉只是這箇、爾後整頓叢林、寺僧得優足之宜。住持四載、師自念曰、「急流終勇退、打閑處抽身、方是衲僧。」遂爲退院、復還燕京。／

林泉請住藥師小刹、乃衣鉢所也。粥魚有序、齋鼓依時、寒谷生春、燼灰發焰。慨然一曲、唱起還鄉、其省親之心、於茲可見。布衣芒鞋、腰包頂笠、杖挑明月、袖挽清風、徑造汴梁之尉氏。乘行之際、愧於齊河之西庵靈巖、諸師聞師到此、請看轉藏經。其留連如此、日來月往、寶峯退院、靈巖虛席、遠疏禮請、師辭讓再三、諸師稽首曰、「粥飯因緣、行藏時節、不可逃趨。」師知不獲免、灰心住持。慇懃六載、常住事產、無者有之、舊者新之、破者完之、地土擁隘者寬濶之、菌林斫伐者告／

綸言護持之。師遂退院、渡河而南、至於法王、暫爲小隱。有洛京龍潭小刹、古道場也。聞師在此、請爲永還、剃度住持。當是時有香山普門禪寺、虛席、乃大悲證果之處。／大小知事雲集、法侶遠疏禮請、復爲住持。與前代住持海公禪師、從舊至新、勤無二跡、先聖後聖、其揆則一、其此之謂歟。靈巖舊住落髮小師留有數人。其一人曰思巖等、想師道業、念師功行、若不刻銘立石、使後世百年以來十數輩之後、幾於無聞。乃持狀出示始末、託興公侍者、不遠千里、求文于余。況桂庵與思忠有死生之契、義不可辭。其實以次序之、因而爲銘。其銘曰、／

桂庵許我爲和尚、枯木寒灰爲兩樣。脚根鼻孔高下分、點地遼天不虛誑。半生過教與參禪、頭角軒昂一龍象。勞神焦似扣禪關、始得禪門了宗匠。林泉泉下立功名、三派宗風獨自唱。開堂出世般谷山、往往羣邪俱掃蕩。歸來都下住藥師、不起狂波與風浪。／道人活計一鉢囊、明月長擔在肩上。幡然退爲省親行、尉氏汴梁爲去向。何期靈巖請住持、三載閱窮經一藏。天涯海角衲僧家、又住香山得名望。大悲要分正手眼、一喝瞎爲根本相。揚名後世是思巖、千里求文遠相訪。師徒烜赫兩生光、耀古騰今長萬丈。／

住持靈巖禪寺月庵長老福海勸緣

大德五年三月旦日 小師 思捨 思遵 思訓 等 立石／

錦川匠人夏中興 刊并篆／

〔註〕

- 1 【龍門山寶應寺崧巖和尚】 不詳。
- 2 【南京溫公講主】 不詳。
- 3 【堀山和尚】 不詳。
- 4 【復庵】 不詳。なお「(九) 灵巖寺廣福禪師塔銘」には鶴里崇
孝禪寺の住持としてその名が見られる。
- 5 【林泉】 不詳。
- 6 「壽」 一字擡頭。
- 7 【寶峯】 灵巖寺第三十代住持か。「(一三)亨公首座壽塔」「(一
四) 灵巖寺第三十四代慧公禪師碑銘に寶峯順公の名が見られる。
- 8 「綸」 一字擡頭。
- 9 【香山普門禪寺】 不詳。香山は龍門山の東に位置する。
- 10 【海公禪師】 灵巖寺第三十二代住持福海。月庵長老。「(一五)
靈巖寺普耀月庵福海禪師道行碑」 參照。

(松浦典弘)

一四 灵巖寺淨平管勾勤跡銘

〔解題〕

- 本碑は靈巖寺僧淨平の寺務業績を記した碑である。立石は大德十年（一三〇六）にかかる。撰者の覺達は靈巖寺第三十一代住持（「(一三) 灵巖寺桂庵覺達禪師道行碑」 參照）。
淨平は濟南鄒平縣の人、生卒年は不詳である。
本碑拓本は『北拓』第四八冊一八三頁に見える。拓本の寸法は『北拓』によれば高さ七三センチ、幅七七センチであ
る。

〔釋文〕

靈巖寺平公管勾勤跡之銘

本寺書記 思圓 書／

當山前住持嗣祖沙門桂菴野衲

覺達 撰／

夫深山裏鑊頭邊、經營產業、開拓山門、輔弼叢林、護惜常住、運／先覺覺後之心、行自利利他之行者、其孰能究歟。唯管勾名體／相稱耳。公諱淨平、濟南鄒平縣九湖里馬氏之子。長年十有／九歲、不甘處俗、聞／

止菴老人道價崢嶸、名振山東、徑造靈巖丈室、始爲落髮。習經／業之後、受具戒已來、公心貞性古、言無粧飾、所稟天性也。自此／閑暇之際、發上品忠心、施功向前。三門之左、鑿石開路、使車馬／直徹院庭、人皆翕然。更栽接梨柿諸雜果樹伍伯餘株、遶寺諸處、及梨峪栽竹、壘石牆遮護看守、忠心爲最。時有／

鞍山月泉、作詩上壽、贊云、「管勾多年苦用心、栽培松竹出雲青、／老僧無可爲添壽、只指松筠作壽齡。」知人之鑑、良可爲證、不可／掩人之德、以示來者、使後進發見賢思齊之志、不爲無益、不負／平公開山路壘石牆栽接之初心焉。餘錄公之實跡、信筆而書、／使後世播無窮之苦行耶、仍惠之以銘。其銘曰、／

靈巖勤跡厚、施功獨占先。心貞兼志壯、／德性自天然。何時嘗出寺、甚日下平川。／鑿石開大路、車馬徹庭前。接成梨柿樹、／栽竹更心堅。梨柿并竹子、年年貨賣錢。／高低石牆起、可羨老平禪。行滿功成處、／廣種福無邊。止菴門下子、昆仲少齊肩。／苦行千年播、佳名萬古傳。／

大德十年三月二十七日 山門監寺 思川 立石／

當山傳法住持嗣祖沙門古巖野衲

福就勸緣 清亭方茂興刊／

〔註〕

1 【鞍山月泉】 靈巖寺第二十九代住持同新。〔（一〇）靈巖寺月泉

同新禪師塔銘」參照。

2 【見賢思齊】 『論語』里仁篇。「子曰、見賢思齊焉、見不賢而內自省也。」

3 【古巖野納福就】 靈巖寺第三十三代住持。(一七)靈巖寺古巖
普就禪師道行碑 參照。本碑では「福就」とするが、(一七)では「普就」。

(松浦典弘)

一五 靈巖寺普耀月庵福海禪師道行碑

〔解題〕

本碑は靈巖寺第三十二代住持福海の道行碑。篆額は「海公／禪師／道行／之碑」、皇慶二年（一三一三）の立石にかかる。

福海（一二四一～一三〇九）享年六十八、僧臘五十一。號は普耀、月庵と稱する。山西翼城の人。靈巖寺第三十二代住持を務め、その在任期間は大德二年（一二九八）から大德六年（一三〇一）。同じく孫榮嗣の撰になる「汝州香山十方大普門禪寺第十代普耀月庵海公禪師道行碑」が嘉慶『豐寶縣志』卷一七に、思微の撰になる「崧山大法王禪寺第十二代月庵海公禪師道行之碑」が『金石萃編補正』卷三に收められる。書者覺達は靈巖寺第三十一代住持。その詳細は「(一三)靈巖寺桂菴覺達禪師道行碑」に見える。

本碑拓本は『北拓』第四九冊三〇頁及び「人文拓」GEN0083Xに、錄文が『泰山志』卷一八に收められる。また、『山左金石志』卷二二に著錄がある。『北拓』の記載によつて拓本の寸法を示せば、碑身は高二二八センチ、幅九九センチ、額は高二六センチ、幅七七センチ。なお、碑陰「紹懋禪師等題名」は失拓とされる。

〔釋文〕

十方大靈巖禪寺第三十二代普耀月菴海公禪師道行碑并序

觀物道人憚齋孫榮嗣撰

大靈巖禪寺傳法住持嗣祖桂菴覺達書丹并篆額

集賢大學士陳榮祿鄰於京城萬壽寺，予由是亦往來其間。方靈峯禪師退來山席，棄冗于此。予每見讀洪覺範林閒錄³。其書

閒引用儒之經史子集、文體彬蔚瀏亮，良鮮儔匹。而靈峯／求虛、無扣寂寞，責有窮音。抑又一覺範出，惜乎不爲陋學所知。及典法萬壽、由東川銘⁴，予始受知靈峯。皇慶癸丑夏四月甲子詰旦，靈峯偕比丘數輩，攜普耀法嗣思然至大二年四月／十二日行實，於愚爲普耀請銘。愚遽曰「東川銘序、不通句讀。碌碌之誚、幸息於包羞。其可再。」靈峯曰「伯陽父不云乎。『下士聞道大笑之。不笑不足以爲道。』果復有韓柳・二蔡⁶・王官麻革輩／出、則當趨走下風。鏡中塵烏能爲明害。」辭不獲已、勉閱理其狀。師號普耀、諱福海、自稱月庵。翼城楊氏季子。生而異光照室、稚而性好浮圖。里閈寺曰香雲。每

戲往則累日忘歸、處如己／室。父母二兄付其志不可奪、至丙午僅五稔、乃爲童行於香雲。講主成公誦讀不再、略無遺忘。

歲戊午、披剃受具戒、罄獲成公平昔之業、有龍象稱。乃納履而西、入安西伯達禪師室、參／究無懈。久之、伯達訝其聰敏、以趙州柏樹子檢量¹⁰。師機鋒勁捷、辭理明哲。蒙記莖云「他日祖道、必賴此子弘揚。」常自度云「雖達毘盧界、宜修普

賢行。」聞寶應嵩巖禪師與復庵重足一跡、／器量沈雅、禪風大振、存誠敬謁、遂入嵩巖室。參訪之暇、思留翰墨重九、有

「賴有黃花封嶽頂、又添紅葉壯嵩陽」之句。嵩巖聞之云「海維那、異日當爲嵩山法主。」至元丙子、聞復庵受大都／萬壽

寺疏、遂北上入復庵室。以師雖不若楊歧、會從遊久、見其穎悟特達、卽以衣頌付之。及復庵退席居齊河、以書召之、俾

應嵩山法主請。果符嵩巖之兆。至元庚辰春、開演於法王座、／綱頽載振、紐絕復維。叢席規矩之餘、臺門堂殿、一切所

須、簷宇無不具者。尙冀瞻盼壯麗、乃鑿西堂埂垣、後崖廣基、以起海會、延十方雲侶。金碧燦爛、奐然一新。寔嵩陽之勝跡也。至元／丙戌夏、龍門寶應・汝陽香山二疏交至、師去龍門就香山者、欽／

綸命也。師自指門登座、至大德丁酉、凡一十二臘。其創者、四圍石・寺基・正門・丈室・二湧路、水擊來麁之具、厥三所焉。寺處山顛、唯雨水是賴。師以己資餕運給用、十二臘始終如一。殿宇／僧室、弊者補、闕者增、功與法王等。傳誦不怠、度苾芻千餘指。大德戊戌、領疏移席於靈巖禪寺、師至則曰「危哉巖乎。名非妄得。」遽命遼師鑿鑿廣平、隆殿堂於久替、新丈室三十餘楹、諸／棟宇無一不備。大德壬寅、以己資飯僧萬、起退席念、率爾受疏、掛錫南陽丹霞山。古跡成爐、府北叢竹、廣袤三頃、常住也。比丘衆野處其中、師傾囊鳩功、作塹深廣成尋、以禦諸畜。創鐘／魚竈釜於瓦礫之餘、手足胼胝、不辭勞苦、竹利遂歸日用。諺曰「師之身、餒虎欲得而食之、師亦捨之矣。」大德癸卯、香山比丘衆、退思久積、勤舊畢至、泣哭以請、「丹霞烏能仇讐哉。」師亦弗／果拒、返錫香山。未及朞、大德甲辰、大都萬壽禪寺具疏懇請、冬十月庚寅登座、當是供費。事見東川碑。大德乙巳、欽蒙／敕賜元寶萬五千緡。王公通施、亦二萬緡、以之作倅櫃納質、贏羨計焉。東廡等三十餘楹、創爲西廡。偶駟驥列肆之增、繁文則近俚。至大己酉春正月戊戌、以疾示寂。¹⁵茶毘靈骨、自萬／壽始、餘分於靈巖・香山・法王・丹霞者、皆壽塔焉。嗣法者二十餘、比丘度出時輩者三百。壽六十有八、爲僧五十一臘。其於無上正等正覺之道、確乎其不可拔、於文殊普賢觀音門中、略／聲色而偏動用。觀始終之際、則可知已。書不云乎。「知人則哲。惟帝其難。」¹⁶而欲斟淺深於滄海、窮涯際於太虛。况視聽之所不暨、四空之所彫昧、不生不滅者哉。以是、知摩竭提寂滅道場、／毘邪離不二法門、形乎彼岸矣。夫彼岸者、名言不可得、隨迎不可見。師豈不得其蘊乎。是其可銘也。已詞曰／

乾乾梵師 乃眷中土。 繫西四七 寔爲東祖。 道本於一 離而乃五。 派分世異 昭譜著譜。 青州崛起 用彰曹洞。
巍乎萬松 當代紀統。 爰及乎月／纂復衣頌。 大覺冥契 詎乖妙用。 五啓玄關 返錫者一。 修普賢行 厥攻克卽。
六通洞徹 樞機固必。 語極有無 默究愈悉。 唯此靈區 敢侔名宇。／朽梧上疊 檉桷下煩。 高甍嶠嶸 周原膾膾。
氣聳泰顛 勢超梁父。 憑軒廣陸 極目沃流。 離朱至精 莫測迥脩。 去彼祇樹 來此少留。 其徒僉曰／師寔罕儔。
刊銘貞石 永揚厥休。

大元皇慶二年歲次癸丑八月旦日小師思軋等同立石

大靈巖禪寺傳法住持嗣祖沙門桂菴覺達勸緣

清亭蘇克珉等刊

〔註〕

1 【陳榮祿】 陳願（一二六四—一三三九）字は仲明、清州の人。

皇太子時代より仁宗アユルバルワダに仕え、即位の後には集賢大學士に任じられる。常に宿衛にあって政務に參畫し、後至元五年（一三三九）、七十六歳にして卒するや、文忠を追謚される。『元史』卷一七七に立傳。

2 【靈峯禪師】 不詳。

3 【林閒錄】 二卷、江西廬山歸宗寺の眞淨克文の法嗣、覺範慧洪の紀譚警語集。大觀元年謝逸の序あり。『正續藏經』二乙・二二・四所收。

4 【東川銘】 文脈から孫榮嗣の撰になる東川讓公の碑銘を指すと考えられる。「東川讓公」の名が『柳待制文集』卷一二「萬壽長老佛心寶印大禪師生塔銘碑并序』に、「萬壽東川和尚」の語が

「南陽汝州香山十方大普門禪寺第十二代汾溪滿公大禪師道行之碑」（嘉慶『豐寶縣志』卷一七）に見える。なお、本碑においては「東川銘序」・「東川碑」とも記される。

5 【下士聞道大笑之。不笑不足以爲道。】『老子』四一章「中士聞道若存若亡、下士聞道大笑之、不笑不足以爲道。故建言有之。」

6 【二蔡】 蔡京と蔡卞。

7 【王官麻革】 麻革、字は信之、臨晉王官の人。正大年間、杜仁傑、張澄らとともに河南内鄉山に隠れ、元好問と交遊する。金末に南京（開封）に赴き太學に學ぶ。『貽溪集』を著す。『元詩選』三集卷一に小傳が載せられる。

8 【成公】 不詳。

9 【伯達禪師】 不詳。

10 【趙州柏樹子】 趙州が一僧の祖師西來意の問について示した公案。「趙州因僧問、如何是祖師西來意、州云、庭前柏樹子。」

11 碑刻は「楊」につくる。

12 【嵩巖】 圓玉の號。少林寺・寶應寺・法王寺・香山寺の住持を歴任する。傳に從倫撰『汝州香山嵩巖玉公長老道行碑』（嘉慶『豐寶縣志』卷一七）がある。

13 【復庵】 倪瓈『清閑閣全集』卷九・「畫龍門獨步圖」に「復庵長老」の名が見える。

14 【楊岐】 （九九六—一〇四九）、諱は方會、北宋の禪僧。臨濟宗

楊岐派の祖。袁州宜春の人。慈明楚圓に師事し、嗣法の弟子には白雲守端ら十數人がいる。碑刻は「歧」につくる。

15 碑刻は「茶」につくる。

16 【知人則哲。惟帝其難。】『尙書』虞書・皋陶謨「禹曰、吁咸若時、惟帝其難之。知人則哲、能官人。安民則惠、黎民懷之。」

(井黒 忍)

一六 靈巖寺山門五莊記

〔解題〕

本碑は靈巖寺の莊田五所の四至を記載したもの。題額は「靈巖山門五莊之記」、皇慶二年（一三一三）に住持覺達によつて記された。

本碑拓本が『北拓』第四九冊三二頁に、錄文が『泰山志』卷一八に收められる。また、『山左金石志』卷二二に著錄がある。『北拓』の記載によつて寸法を示せば、高八〇センチ、幅一〇九センチ。

〔釋文〕

自元貞年間、於塔寶峪口選吉地、剏建／新莊一所、曰北莊也。建／佛殿三間、內／塑自在觀音一堂全。伽□堂一所、內塑／關王全。西□房三間、穿井一眼遶莊、開／荒地數頃有餘、盡在寺家山場界至內。／遂作一偈、出示諸人。偈曰「置罷南莊置／北莊、春秋普請好開荒。休辜壯志探公／老、祖父田園要主張。」獨鶴泉、宜開舊地、／曰中莊也。水屋頭、開地栽桑、曰東莊也。／覆井坡、可蓋新房、曰南莊也。中塲店西、／曰西莊也。已上這五莊、只在靈巖產業／界至內、起建永

遠、贍濟常住、供給衆僧、／不爲無益、以示來者。他日百千年後、使／諸人共知山門外有五莊在。／

大元皇慶二年歲次癸丑季冬望日

當山傳法住持嗣祖桂菴野衲覺達記³

首座思教 書記思圓 知藏智正 教讀思亨 錢帛思海／提點智舉 提點思宗 監寺思讓 前監寺思川 官門思角／維那
智運 副寺思班 典座子謙 直歲思粟 殿主思子／副寺思宣 直歲惟鑒 直歲思酉 直歲子嚴 殿主洪望／外庫思柳
知客惟香 東莊主思癸 南莊主惟堅 西莊主惟山／北莊主子吉 中莊主子益 園頭思圃 侍者德慧／山門衆知事同立石
錦川夏中興門人王庭玉刊

〔註〕

1 【琛公】 廣琛、靈巖寺第二十代住持。「靈巖寺王珩路伯達二詩
刻」(『泰山志』卷一六)・「(六) 瞻巖寺田園記」・「(七) 十方靈
巖寺碑記」にその名が見える。

2 【覆井坡】 地名。「(六) 瞻巖寺田園記」にその名が見える。
3 【覺達】 碑刻には「覺達」の印として刻される。

(井黒 忍)

一七 灵巖寺古巖普就禪師道行碑

〔解題〕

靈巖禪寺第三十三代住持古巖普就禪師の道行碑。篆額は「就公／禪師／道行／之碑」。靈巖寺第三十一代住持桂菴覺達

撰ならびに書・篆額。延祐元年（一二一四）九月十五日に立石される。

古巖普就（一二四七～？）、享年・僧臘・寂年はともに不明である。法諱は普就、道號は古巖。禪師號は妙巖弘法禪師。足菴淨肅の法嗣である。真定の人、俗姓劉氏。幼い時に兩親をなくす。十五歳の時に、封龍山禪房寺の讚公山主のもとで落髮し、具足戒を受ける。順德淨土成禪師・林棠寶積雲峯禪伯・鵲里崇孝寺仲矩德方に參じ、その後、靈巖寺足菴淨肅に八年間參禪する。至元十三年（一二七六）に、順德府・大都に赴き、登壇受具し、度牒を賜わる。至元十八年（一二八一）、足菴が萬壽寺に住持するのに從つて、引き續ぎ足菴に參じ、印可される。その後、寶積寺に閑居する。至元三十年（一二九三）に、靈巖寺の座元に充てられる。大德六年（一二〇二）、普耀福海の退院により、靈巖寺に七年間住持する。その間、大德十一年（一二〇七）には、皇太子の令旨を受け、後にまた聖旨を受けて、寺は一新される。また總統所からも妙巖弘法大禪師の號を賜わる。一旦、靈樓庵に隠退するも、封龍山禪房寺に二年間住持する。皇慶元年（一二一二）十一月に、再び靈樓庵にもどる。皇慶二～三年頃に少林寺に住持する。

拓本は、「人文拓」GEN0090A・GEN0091X (GEN0090B に本碑の碑陰として掲載される拓本は別碑のものである)。錄文は『泰山志』卷一八にある。また、古巖普就の道行碑には、延祐五年六月吉日（一二一八）立石の「妙巖弘法禪師道行碑」（鶴尾順敬監修『菩提達磨嵩山史蹟大觀』[三寶書院、一九三三] 拓本四二）もある。なお、この「妙巖弘法禪師道行碑」に「至元二年（一二六五）、師十有九」とあり、生年が定宗（グユク）二年（一二四七）と判明し、また同碑に「世壽七十（以下の數文字、拓本では缺けている）」とあり、世壽が七十餘歲とわかる。

〔釋文〕

靈巖禪寺第三十三代古巖就公禪師道行之碑／

靈巖禪寺傳法住持嗣祖沙門桂菴野老覺達撰書丹并篆額／

西乾四七、東〔震二〕三、莫不名高天下。蓋爲根深蒂固、源遠流長、心心相印、祖祖相傳。故曹洞淵源、於今愈盛。³ 青州之下、四傳而得／萬松、建立叢林、光揚祖道、聲傳四海、天下指爲祖道中興。復嗣〔雪庭〕裕、裕嗣足菴肅、肅嗣古巖就。觀就之學業道德、「面目」嚴冷、⁶脚跟點地、⁷鼻孔遼天、⁸諸方敬仰、豈虛言哉。古巖禪師、名實相符矣。公諱普就、古巖其晚年自號也。真定在城劉氏子、幼亡其父母、不／食茹葷。長年十有五、歲厭俗境、好慕空門、徑往封龍山禪房寺、禮讚公山主爲師、落髮親炙、博通經業、令登壇受具。聞順德淨土成／禪師、道行超邁、誘人不倦、卽往依棲。次謁林棠寶積雲峯禪伯、妙窮玄、南詔之興、日益加矣。又聞鵠里崇孝清安老人、將空劫已／前一□大事因緣爲汝。¹⁴ 日復一日、槌拂之下、發明此事。雖祕傳密授、不滿初心、深自韜光、遍參名宿。謁靈巖足菴肅、朝〔晚〕問道、如救／頭然、依棲八載。迨至元十三年、赴順德・大都兩處、登壇受具、蒙／賜度牒。¹⁷ 及至元十八年、當是時、萬壽虛席、命足庵住持、公亦不憚驅馳、結絕不了的公案。幸遇本分鉗鎌、百鍛千鍊、故於金鎖玄關／無窒礙矣。遂以衣頌而付之曰「質朴眞純有古風、將來足可振吾宗。若逢才器須傳受、歷代相承繼後蹤」。

復還寶積閑居。及至元三／十年、詣於靈巖、充座元位。大德六年、月菴海公退堂、卽時本寺具疏、請開堂住持。大德丁¹⁹未、榮受／

皇太子令旨

又受／

聖旨、／

護持山門產業、前後一新、蒙總統所賜妙嚴弘法大禪師之號。日往月來、匡持七載。大剎不可久居、退隱靈棲庵、²²守道而已。又受封／龍山禪房之命、住持二載。皇慶元年仲冬、復還靈棲庵。此時、祖庭少林闕人、本寺知事持疏、不遠千里而來、謹請接續住持。當可／續佛慧命、接物利生、平生足矣。靈巖受業小師數十餘輩、其一人曰子貞等、想師道業、念師□行。若不刻銘立石、使後世百千／年以來十數輩之後、幾於無聞。乃持師行狀、出示始末、求文于余。余不愧辭荒筆謬、摭其實而爲銘曰、／

達磨面壁、自離西天。全提正令、密付單傳。青州之下、四傳萬松。中興祖道、大【振】宗風。／雪庭親孫、足菴嫡嗣。質朴真純、常行二利。大哉古巖、面目嚴冷。接物利生、提綱振領。／靈巖影裏、幸受／²⁴皇宣。功成名遂、絕後光先。靈棲媧舍、不可潛身。禪房莫住、翫少林春。三花樹下、／五乳峯前。末後一着、心月孤圓。門資衆等、不辭勞苦。樹此豐碑、名傳萬古。／

大元延祐元年歲次甲寅九月望日／

小師子彬・子謙等同立石／

當山傳法住持嗣祖沙門桂菴野老覺達勸緣／

清亭蘇克珉等刊／

〔註〕

1 【桂菴覺達】 灵巖寺第三十一代住持桂菴覺達(一二四七)一三

一八)。「(一三)靈巖寺桂菴覺達道行碑」參照。

2 【西乾四七、東震二三】 「(一〇附)大都鞍山慧聚禪寺月泉新公

長老塔銘并序」「註」「西乾四七」・「東震二三」參照。

3 【根深蒂固】 成語。基礎もしつかりして盛んなさま。據は『老子』下篇に「是謂深根固柢、長生久視之道」とある。

4 【心心相印、祖祖相傳】 師弟が以心傳心し、法燈を綿綿續嗣する。據は『從容錄』第十三則、頌「心心相印、祖祖傳燈。夷平海嶽、變化鵬鵠」。

5 【青州】 青州一辯(あるいは希辯)(一〇八一)一一四九)。洪州の人。俗姓黃氏。宣和年間(一一一九)一一二五)青州天寧

10 【讚公山主】 不詳。

8 【鼻孔遼天】 自負高慢の喻え。『碧巖錄』第八七則、頌評唱に「既然鼻孔遼天、爲什麼也穿却」の例がある。

9 【龍山禪房寺】 不詳。

10 【讚公山主】 不詳。

- 11 【順德淨土成禪師】 不詳。
- 12 【林棠寶積雲峯禪伯】 不詳。
- 13 【南詢】 善財童子が南方五十三人の善知識を訪問し、道を尋ねたこと。轉じて、問法行脚の意。據は『華嚴經』入法界品。
- 14 【鵠里崇孝清安老人】 靈巖禪寺第二十五代住持仲矩德方(一二〇五)一二八一)。「(八)靈巖寺清安禪師方公塔銘」には「至中統元年(一二六〇)庚申、相公復請師住鵠里崇孝禪寺」とある。
- 15 【如救頭然】『雜阿含經』卷三九(大正二、二八五C)に「爾時世尊作是念、此是惡魔來作惱亂。卽說偈言「常逼迫衆生、受生極短壽。當勤修精進、猶如救頭然」とある。
- 16 【至元十三年、赴順德大都兩處、登壇受具、蒙賜度牒】『元史』
- 卷九、世祖紀、至元十三年(一二七六)二月辛酉・九月辛酉の條によると、二月は順德府開元寺で、九月は大都で、資戒會が行われた。古巖普就は二度とも參加し、具足戒と度牒を授けられる。ただし古巖は封龍山禪房寺の讚公山主尙のもとに居た時にも、登壇受具している。尙、元初の資戒會については、桂華
- 17 【足庵】靈巖禪寺第二十六代足菴淨肅。「(一〇)靈巖足菴肅公禪師道行碑」参照。
- 18 【金鎖玄關】『碧巖錄』第八八則、垂示に「當機敵點、擊碎金鎖玄關」の例がある。
- 19 【月菴海公】靈巖禪寺第三十二代普燿福海(一二四一)一三〇九。「(一五)靈巖寺普燿月菴福海禪師道行碑」参照。
- 20 「皇」二字擡頭。
- 21 「聖」二字擡頭。
- 22 【靈棲菴】不詳。
- 23 【子貞】吉甫子貞。「(三〇)靈巖寺明德子貞大師塔銘」参照。
- 24 「皇」二字擡頭。
- 25 【三花樹】一年に三度華を開く樹。貝多樹。
- 26 【五乳峯】少林寺の境致。少林寺の背後に在る。

淳祥「山西からみた元初の佛教―寺院の連繫と法會と―」(『谷大學史學論究』第九號) 參照。

一八 靈巖寺智舉提點壽塔碑

〔解題〕

本碑は提點智舉の生前に記された塔銘。南陽香山普門禪寺住持覺達が智舉に贈つた「俚語」を載せる。題額「舉公／提點／壽塔」の上方に「唵摩拏鉢訥銘二合吽」の眞言が刻され、延祐元年（一三一四）の立石にかかる。また、碑陰は「山偈奉示」と題され、至大四年（一三一七）に靈巖寺住持覺達が智舉に寄せた書、および落髮小師・受戒門人の題名が刻される。

智舉（一一六〇～一二三一八）享年六十九、僧臘五十五。字は彥高、號は圓明廣照大師。山西太平の人。足庵淨肅のもとで出家し、月庵福海に師事。靈巖寺の役職を歴任する。その詳細は本碑および「（一一五）靈巖寺智舉提點塔銘」に見える。本碑拓本は「人文拓」GEN0092X・GEN0079A（碑陽）、GEN0079B（碑陰）に收められ、「山左金石志」卷二三に著錄がある。

〔釋文〕

諸路釋教都總統所照得、泰安州靈巖禪寺監寺／僧智舉、勝心廣運、院務繁興、容衆尊賢、上和下睦、／具斯美德、宜贈佳名、可曰圓明廣照大師。／

南陽香山住持桂菴野衲²、爲靈巖舉公監寺、／
荷負叢林、領略常住、積有年矣。乃 足庵門³／

資、既稱智舉、可字彥高。遂作俚語、以爲贈之。／

頭角崢嶸接九臯、襟懷洒落絕纖毫、扶持大利寧／辭倦、輔翼叢林不憚勞、退姦邪輩、不負／靈巖舉彥高。／

大元延祐元年季秋望日小師子津等同立石

【碑陰】

山偈奉示／

彥高監寺、以代別後／

起居之間。／

洒落襟懷甚快哉、提／

綱振領上燕臺、公心／

一片無私徇、佇聽／

春雷震地來。／

靈巖住持桂菴書／

至大四年仲冬日寄／

落髮小師／

子津 子端 子住 子可 子圓／子淵 子昌 子慶／子聰 子清 子恭 子〔恩〕／子祥 子通 子信 子福／

子瑞 子全 子成 子成／子詔 子慶 子庸 子貴 子衷／子揮 子果 子興 子良／子敝 子壽 子禧 子喜／

心固厚志堅牢、足庵門下最英豪、而今戰

子忠 子金 子從 子徳／子親 子玉 子源／
受戒門人／

李子遇／周子蓮／李子貴／李子春／趙子因／錦川王德溫刊

〔註〕

1 【圓明廣照大師】諸路釋教都總統所よりの賜號に關しては、
「（二三）圓明廣照大師舉公提點懇績塔銘」・「（二五）舉公提點
懇績施財記」にも關連する記載が見える。

照。なお、「南陽香山」は汝州香山十方大普門禪寺を指す。「汝
州香山十方大普門禪寺第十一代住持桂庵達公塔誌銘」（嘉慶『豐
寶縣志』卷一七）參照。

3 【足庵】淨肅、「（一一）靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑」參照。
（井黒 忍）

一九 灵巖寺執照碑

〔解題〕

本碑碑陽は、泰安州が靈巖寺に發給した「執照」（證明書）を刻したものである。題額には楷書で「泰安州／申准執／照
之碑」とあり、執照の發給年次は延祐二年（一二三五）九月である。碑側には、觀音菩薩をあらわす眞言がバスパ文字で
刻されている。

①碑陽

碑陽の執照に關しては、船田善之氏によつて、二〇〇四年三月十三日に、第四回遼金西夏史研究會（於愛知縣蒲郡市）に

において「長清靈巖寺執照碑の研究－元代文書行政の一斷面－」と題する研究發表がなされた（要旨は遼金西夏史研究會のホームページに掲載されている。URL:<http://homepage3.nifty.com/liaojinxixia/yousi4/funada.html>）。船田氏は本執照を題材として大元ウルスの文書行政制度を考察され、執照そのものに關しては解題・校訂および釋讀・内容の分析・文書としての價值について詳細に検討を加えられている。船田氏のホームページ（URL:<http://www.geocities.jp/funadayos/>）によれば、本執照碑に關して「『靈巖寺執照碑』碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一斷面」（『アジア・アフリカ言語文化研究』七〇號、東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇〇五年九月掲載決定）および「『靈巖寺執照碑』碑陽所刻公牘の價值」（中國元史研究會編『元史論叢』第一〇輯掲載豫定）という二本の論考が發表される豫定である。本解題の内容は、船田氏の研究成果によるところが大きい。

なお、船田氏によれば、先行研究として祖生利「元代白話碑文研究」（北京、中國社會科學院博士論文、二〇〇〇）があり、中國國家圖書館所藏の拓本に依據して詳細な校注がなされているそうである（一二四～一二五頁。報告者は現時點で未見）。

本碑の拓影は「人文拓」に、碑陽上部に碑側を横倒しに配置したもの（GEN0108X）と、題額を備えたもの（GEN0107X）の二種類が收められており、當研究班はこの二本を使用した。一方、船田氏が利用された「靈巖寺執照碑」の拓本は、祖氏と同じく中國國家圖書館所藏のものであり、「人文拓」GEN0107X と同様に題額を備えている。國家圖書館所藏拓本の寸法は、縱約二三五センチ・幅約一〇〇センチ、碑身部分が縱約一八〇センチ・幅約九一センチ、碑首部分が縱約三四センチ・幅約五一センチとのことである。「人文拓」GEN0107X の寸法もほぼ同じである。錄文は『泰山志』卷一八・金石記四「靈巖寺執照碑并碑陰」に全文が著錄されている。また、『山左金石志』卷二三・元石「靈巖寺執照碑」に跋文がある。

本執照は、靈巖寺の所有地の境界と、寺產とりわけ九曲峪の礦山について保證を與えることを主な目的としており、

その大部分が、泰安州が長清縣に充てた文書（指揮）によって占められている。案件の經緯、案件の處理および文書の行移について詳細に記録されており、大元ウルス時代の文書行政に關する第一級の史料ということができる。

さて、本執照は、「元典章」等に見える案件と同様、行移した諸文書が複雑な入れ子構造を形成している。そこで以下、案件理解の一助とするために、そのあらましを述べる。

案件は、靈巖寺監寺陳思讓の訴状が發端となる（『累々被前煽煉人等告乞施行』）。陳思讓の訴状を受けて、長清縣が泰安州に宛てて上申書を提出（『據靈巖禪寺僧人陳思讓當官告稱申乞照詳』）、泰安州はこの長清縣の上申書を受けて對應策を検討する。はじめに泰安州は、以前に陳思讓が泰安州に提出した訴状（『本寺卽係與國家祝延祈福大禪寺將思讓等勾擾不安、告乞施行』）を参照する。

この訴状はまず、靈巖寺が、その所有地と寺産に對して正當な所有權を保持していることを主張する。そのためには、靈巖寺が受領した皇慶元年（一二三二）三月二日付聖旨の節略（『泰安州長清縣有的靈巖禪寺無體例勾當休做者』）を引用してその正統性を強調している。次に、靈巖寺山場内にある九曲峪の歸屬をめぐって、内史府の李忠顯との間に起きた争いについて報告している。李忠顯は延祐二年（一二三五）三月一日付聖旨を根據として九曲峪の引き渡しを要求。これに對して陳思讓は以前に受領した聖旨を李忠顯に差し出して、九曲峪が靈巖寺の所有に係ることを主張。李忠顯は長清縣に信牌を發行させ、陳思讓に對して騒擾を起こし、陳思讓は泰安州に對して對策を要請した。

泰安州はこの訴状内容の眞偽について長清縣に指揮を下して確認を命じた。長清縣は、主簿ジャムチ（札木赤）を靈巖寺の九曲峪に派遣して實地調査させ、その調査結果報告書（『靈巖寺陳思讓告地土請照驗事』）を泰安州の指揮に添付して、回答を泰安州に上申した（『照得、除外遵依、抄錄到碑陰界至保結。申乞照驗』）。

ジャムチは、現地人である魯進と段昌の二人を召喚してそれぞれ供述書を取り、それらが符合することを確認。さらに靈巖寺に赴いて「濟南府長清縣靈巖寺明昌五年上奏斷定田園記碑陰界至圖本」（以下「碑陰界至圖本」と略稱。註7参照）

を書き寫して魯進の供述との間に異同が無いことを確認した。そのうえで、陳思讓に靈巖寺の四至圖を描かせて報告書に添付し、長清縣に上申した。長清縣はジャムチの調査報告を受け、陳思讓の描いた四至圖と「碑陰界至圖本」に間違いがないことを保證して、泰安州に回答した。

泰安州は長清縣の回答を受けて、中書省兵部に上申書を提出して判斷を仰ぐ。兵部は内史府と調整したうえで、體例の通りに處理するよう、泰安州に命令文を下した(『仰已經備關內史府依例施行』)。泰安州は兵部の命令文を受けて、靈巖寺に對して執照を發給した。

②碑側

碑側にはパスパ文字で「om mani pa [m] m hum」とある。これはサンスクリット語の真言「oṃ maṇi padme hūṃ」を音寫したもの。真言の意味は「ああ蓮華の上の寶珠」であり、チベット・モンゴルのチベット佛教徒が常に唱える觀音菩薩の真言である。同じ觀音菩薩の真言は、「莫高窟造像記」(『北拓』第五〇冊四三頁、至正八年(一二四八)五月十三日刻)に、漢字・サンスクリット・チベット文字・パスパ文字・ウイグル文字・西夏文字という六種類の文字で書かれた真言が、また「六字真言碑」(『北拓』第五〇冊一四五頁、元刻、年代不明)に、漢字とパスパ文字の二種類の文字で書かれた真言が見られる。

〔釋文〕

【碑陽】

¹皇帝聖旨裏、泰安州長清縣承奉／

泰安使州指揮、「來申、『據靈巖禪寺僧人陳思讓當官告稱、【累累被前煽煉人等、於本寺山場內、搔擾不安、誠恐已後引惹事端、告乞施行。】得此。縣司參/詳、如蒙出榜禁治、誠爲便益、申乞照詳。』事。得此。照得、先據靈巖禪寺僧人陳思

讓狀告、『本寺卽係與／

國家祝延祈福大禪寺、經今千有餘年、全憑本寺地土・山場四至內諸樹、修理殿宇房廊、養贍僧家。已有累降/⁴聖旨事意・四至碑文爲驗。皇慶元年三月初二日、本寺欽受/⁵

御寶／

聖旨節該、【泰安州長清縣有的靈巖禪寺爲頭寺裏住持的桂庵長老提點・監寺爲頭的和尚每根底、執把着行的/⁶

聖旨與了也。這的每寺院裏・房舍裏、使臣休安下者。鋪馬・祇應休拿者。商稅・地稅休與者。寺院裏休斷人者。官糧休
頓放者。不棟是誰、占着的田地交回付與／者。但屬寺家的并下院田地・水土・蘭林・碾磨・竹子・山場・解典庫・浴房・
店舗、不棟甚麼他的、棟的是誰、休侵奪者。這和尚每道〈有／

聖旨。〉麼道、無體例勾當休做者。】欽此。除欽遵外、於延祐二年三月初一日、有長清縣賣到文字壹幘、令本寺僧人前去
中塢店聽讀／

聖旨。思讓與本寺長老・大小人等前到本店、有　內史府差來官李忠顯等、向思讓言道、【俺賣擎／
御寶／

聖旨前來。】開讀訖。除欽遵外、其本官對思讓等言道、爲【您這寺九曲峪內有銀鐵洞治、起立銀鐵冶、便要吐退、准伏文
狀。】思讓回道、【元奉／

聖旨交您無違礙。地內這九曲峪、是俺寺家四至地內、贍寺常住山場・地土、自來爲主、不曾有人侵奪。】道罷。本官前
去長清縣、令本縣官司行發信牌、將思讓等勾擾不安、告乞施行。】得此。爲恐不實、行據本縣申、『照得、除外邊依、
移牒本縣主簿扎木赤進義、不妨本職、親詣靈巖寺九曲峪、照勘踏覲前項銀鐵／洞治、是否本寺山場四至內地土、明白保
結牒來。去後、回准牒該、備奉泰安州指揮、爲【靈巖寺陳思讓告地土、請不妨本職、親詣九曲峪、踏覲前項銀／鐵洞治。
不見是否山場四至內地土、爲此喚到劄底保見役社長魯進狀結、八年七十三歲、係本保生長人氏。自記事以來、知得靈巖寺

山場、東至仙臺／嶺、南至青尖山并大峪分水河曲屈爲界、西至老婆山、北至方山碁子嶺。自今、九曲峪興燬銀洞治、委是靈巖寺山場四至內地土外、別不知其餘事。／因如官司已後體究得、銀洞治却不係本寺山場四至內地土、進情願甘當誑官罪犯無詞。／得此。又喚到勦提領轉委頭目段昌狀稱、卽與魯進詞理、／相同。文狀在官、却行前到靈巖寺抄錄到明昌五年鐫鑿碑陰界至⁷、照勘得、亦與魯進所責無異。及喚到本寺監寺陳思讓彩畫到四至圖本、粘連保／結牒來、請照驗事。】准此。縣司今將彩畫到四至圖本・抄錄到碑陰界至保結。申乞照驗。】事。得此。申奉到／

中書兵部、『仰已經備關／

內史府、照勘、依例施行。』奉此。行下本縣、依上施行去訖。今據見申、使州除外、合下仰照驗、欽依累降／聖旨事意、依上禁治施行。』奉此。除外、合行出給執照、付靈巖寺。收執。欽依施行。須至出給者。／執照。

右付靈巖禪寺。收執。准此。／

延祐貳年玖月

日⁸

〔註〕

1 「皇帝聖旨」三字擡頭。

2 【陳思讓】後文に「本寺監寺陳思讓」と見えることから、陳思

讓は當時靈巖寺の監寺であったことがわかる。なお、「(一六)

靈巖寺山門五莊記」(皇慶二年(一三一三)住持桂庵覺達記)の

碑陰題名に「監寺思讓」の名が見え、また「(一二) 灵巖寺普

覺正廣提點壽碑」(至元三十一年(一二九四)立石)の碑陰題名

に「大口知事・維那思讓」と見える。

3 「國家」一字擡頭。

4 「聖旨」三字擡頭。以下「聖旨」に關してはすべて同様に三字

擡頭。

5 「御寶」一字擡頭。以下「御寶」に關しては同様に一字擡頭。

6 【桂庵長老提點】桂庵覺達(一二四七~一三一八のこと。覺

達の肩書について「泰安州長清縣有的靈巖禪寺爲頭寺裏住持的」

とあるので、覺達がこの聖旨が發令された時點で(靈巖寺が聖

旨を受領したのは皇慶元年(一三一二)三月初二日)靈巖寺住

持であったことが知られる。覺達については「(一三)靈巖寺桂

庵覺達禪師道行碑」參照。

7 【明昌五年鐫鑿碑陰界至】「(六)靈巖寺田園記」の碑陰「濟南

府長清縣靈巖寺明昌五年上奏斷定田園記碑陰界至圖本⁸を指す。
【延祐貳年玖月 日】「延」「祐」「年」「月」「日」は倍角の大

きさ。「日」にその下端がかかる形でバスバ文字のほぼ正方形の
印が刻されている。

(清水智樹)

二〇 灵巖寺勸請法容長老住持疏碑

〔解題〕

至治二年（一三二二）十月疏。思川立石。

本碑は泰安州の官府が無爲法容に對して靈巖寺住持の就任と祝聖を求めた疏文を刻したものである。法容は晉寧路霍州の人。無爲と號す。靈巖寺の第三十五代住持となる。詳細は後掲「（二六）靈巖寺無爲法容禪師塔銘」を參照。

本碑の拓影は『北拓』第四九冊九三頁に收める。拓影の寸法は『北拓』の記載によれば高一二四センチ、幅六八センチ。

〔釋文〕

泰「安」州勸請疏

山門監寺思川立石

石匠李克堅刊

今請／

國¹ 焚修、祝延／
容公長老住持十方大靈巖禪寺、爲／

皇帝聖壽萬安者。/²

聞靈巖禪寺古佛叢林、闕箇住山人、誰爲弘道者。伏惟/
容公長老、襟懷洒落、氣象軒昂、得處孤高、來源正當、古巖親嗣、/
子敬嫡孫、三玄戈甲忒知心、五位槍旗偏伏手。由是/
泰安州勸請、崇拈一辨之真香、容長老承當、主張千年之常住、/
方山改憔悴之色、鶴泉動和雅之音、傳少林無盡之心燈、祝/
聖主萬年之睿算。謹疏。/⁵

至治二年印十月日疏

都目

提控案牘單押

泰安州判官

承務郎同知泰安州事王押

朝列大夫泰安州知州兼管本州諸軍奧魯勸農事陳押

泰安州達魯花赤兼管本州

〔註〕

1 「國」一字擡頭。

2 「皇」三字擡頭。なお「皇帝聖壽萬安者」の七字の上には削つたような横線が原本も刻まれており、あたかもこの七字を削除しようとしたかのような印象を受ける。

3 【古巖】古巖普就のこと。靈巖寺第三十三代住持。前掲「(十七)靈巖寺古巖普就禪師道行碑」參照。

4 【子敬】不詳。前掲「(十七)靈巖寺古巖普就禪師道行碑」には古巖の受業小師として子貞・子彬・子謙等の名を記すが、彼

らは「子」の字を共通して僧名に用いている。これより見て子敬も同じく受業小師の一人であろう。

5【一辯】青州希辯のこと。前掲「(十一) 灵巖寺足庵淨肅禪師

道行碑」「註」「青州法祖」参照。

6「聖」三字壇頭。

(藤原崇人)

一一 灵巖寺壽公禪師捨財重建般舟殿記

〔解題〕

泰定三年(1320)三月記。恆勇書、思川上石。「捨財記」と横題あり。

本碑は泰定年間に實施された靈巖寺大殿および山門の重修に際して、本寺僧の壽公禪師が中統寶鈔數千緡を施してこれを助けたことを刻記する。

本碑拓影は『北拓』第四九冊一一三頁および「人文拓」GEN0134X であり。その寸法は『北拓』の記載によると高九〇センチ、幅四九センチ。

『泰山志』卷一八には本碑の錄文を收めているが、首題から四行目までは錄しておらず、五行目頭の「大利益」より始めている。按文によると本碑の右半分(嚴密にいうと三分の一ほど)はもともと寺壁に嵌つており、この部分の刻字が確認できなかつたようである。

〔釋文〕

壽公禪師捨財重建般舟殿記

書記恆勇書

佛法自漢孝明帝¹西域迎至洛陽、楚王英²獨先好之、及其盛³也。靈巖乃晉法定禪師東遊選方山、咸康年、成帝興之初也。⁴至後魏正光元年建殿、經今千餘載、光明廣大、徧照十方、有⁵大利益、綿綿者歟。無柰年深歲久、殿宇既漏日風穿、可憐日⁶往月來、聖賢盡仄身雨倒。幸有大施主本寺僧/

壽公禪師、特運虔誠、施中統寶鈔參阡縉、用助大殿緣事、又⁷施寶鈔壹阡伍伯縉、重修西三門、可謂昔時勝跡。今日重興⁸／三十二尊鎮山羅漢、光生一千餘歲、祝／

壽大堂具備、承斯妙善。願／

皇基茂盛、共享堯舜之年、施主興隆、俱獲人天之福、餘希見賢思⁹齊者。昔大元泰定三年歲次丙寅三月吉日記。／

山門監寺思川上石

當山住持傳法嗣祖沙門古淵野衲智久勸緣 石匠李克堅刊

〔註〕

1 【漢孝明帝】 後漢第二代皇帝劉莊（位五七—七五）。光武帝の第四子。母は陰皇后。帝紀は『後漢書』卷二にあり。「明帝感夢求法說」が良く知られており、帝が夢に神人を見て使者を西方に派遣し、月氏國において『四十二章經』を寫して歸國したこと、また洛陽城の西、雍門の外に佛寺を建立したことを説く（『後漢紀』卷一〇、『牟子理惑論』他）。

2 【楚王英】 劉英（？—七一）。光武帝の子。明帝の異母弟で母

は許氏。建武十五年（三九）、楚公に封じられ、同十七年（四一）、楚王にすすむ。『後漢書』卷四二に立傳されている。前註に述べた明帝の「感夢求法說」が創作とされる一方、楚王英は史實上の佛教信者と認められている。『後漢書』楚王英傳「（光武帝）詔報曰、楚王誦黃老之微言、尙浮屠之仁祠、絜齋三月、與神爲誓、何嫌何疑、當有悔吝。其還贖、以助伊蒲塞桑門之盛饌。」

- 3 【成帝】 東晉第三代皇帝司馬衍（位三一・五～三四一）。帝紀は『晉書』卷七にあり。
- 4 「壽」 平壘。
- 5 「壽」 二字擡頭。
- 6 「皇」 二字擡頭。

（藤原崇人）

一一一 灵巖寺智舉提點敷績施財記

〔解題〕

本碑は提點智舉が靈巖寺に寄進し常住とした土地の四至を示したもの。智舉の死後、天暦一年（一三一九）に当時の住持智久によつて記された。

智舉に關する詳細は「（一八）靈巖寺智舉提點壽塔碑」の「解題」を參照。撰者は智久、字は古淵野衲。本碑の他に『泰山志』卷一八に收錄される「靈巖寺壽公施財修寺記」・「靈巖寺何約張鵬霄詩刻」・「靈巖寺塑像題名碑」・「靈巖寺泉公首座壽塔銘」・「大靈巖禪寺亨公首座道行懇績壽塔記」および「（二四）靈巖寺涌泉智慧公禪師壽塔銘」・「（二五）靈巖寺智舉提點塔銘」にその名が見える。

本碑拓本は『北拓』第四九冊一二〇頁及び「人文拓」GEN0142Xに收められる。また、『山左金石志』卷一二三に著録がある。『北拓』の記載によつて拓本の寸法を示せば、高一〇六センチ、幅六八センチ。

〔釋文〕

舉公提點懇績施財記

清亭李克堅刊

聞隆替有數、賢鄙在人。中興上祖叢林、全賴出倫釋子。恭惟/
舉公提點者、祝髮於足庵門下、施功於方嶺會中、散一襟之和氣、與／物爲春、澄千頃之洪波、於人無閒。²三欽/
皇恩特旨、驚外道以魂飛。一奉／

潛邸綸言、斥邪宗而膽喪。旣得田園周備、諸處建立莊嚴、博飯種田、栽／桑接菓、刲葺貞堂・方丈、重修香積・庫司。
前殿觀音塑粧、後堂大像粧／塑。施爲立落、動止非常。受／

帝師法旨護持、奉／

總所公文加號。由是、悟六塵無我、知五蘊是空、布施齋僧、看經禮懺。／謹以典買到四頃地土、計中統鈔柴阡兩、施常
住、永遠爲主。／

開坐如後。／

- 一、姚家前典到活業、南北畛帶桑地壹段、約十五畝、該鈔貳／阡壹伯肆拾兩。／
- 一、買到莊西王馬駒帶桑菜園壹所、鈔壹阡壹伯伍拾兩。／
- 一、買吉二帶桑菜園壹所、鈔貳阡貳伯兩。／
- 一、買劉三帶桑菜園壹所、鈔陸伯兩。／

用報四恩、永資三有。餘希／

法輪恆轉、祖道興隆、歲稔時豐、遠安邇肅。時天曆二年歲次己巳正／月下旬吉日當山住持古淵野衲智久記。

提點思讓 監寺思川 提點子貞 官門覺文 維那子廉 副寺妙酬 典座覺亮 直歲惟勝 首座思泉 書記恒勇 教讀思
亨 藏主思岑 知客覺道 錢帛思檀 外庫惟緣 殿主思虔 上石

〔註〕

- 1 【足庵】淨肅、「(一) 灵巖寺足庵淨肅禪師道行碑」参照。
2 【散一襟之和氣】『五百家播芳大全文粹』卷九〇・王望之「餞席帥」に「灑千頃之洪波、於人無間、散一襟之和氣、與物爲春」の語が見える。

3 「皇恩」二字擡頭。
4 「潛邸」一字擡頭。
5 「帝師」一字擡頭。

(井黒
忍)

一一一 灵巖寺思亨首座壽塔記

〔解題〕

本碑は靈巖寺にて首座を務めた思亨の壽塔。題額には「亨公首座壽塔」と横書きで刻される。立石は至順二年(1331)にかかる。

思亨は愛凌の人。號は圓明慈覺大師、またの號は明宗廣教大師。靈巖寺第三十代住持と考えられる寶峯順公を師とし出家。燕京萬壽寺教讀、靈巖寺教讀を経て、靈巖寺首座となる。

本碑の拓本は「人文拓」GEN154A・GEN155Xに見える。なおこの碑は四面に刻字されており、他の三面には「大佛頂尊勝陀羅尼神呪」を刻する(「人文拓」GEN154B・C・D)が、ルリでは省略した。

〔釋文〕

大靈巖禪寺亨公首座道行勲績壽塔記 小師惟通惟中等 立／

首座諱思亨、姓趙、愛凌人。喪父母、容貌魁偉、意氣豪邁、周遊僧寺。年／十六歲、禮寶峯順公和尚爲師。²受具披度後、擔簍負笈、游學講肆。博／通諸經、又以其餘力、兼讀儒典廣韻、悅大藏經。／

諸路釋教都總統所、讚道高貌古、德厚人欽、明三藏而徹底窮源、講五經／而精通要妙。佳號圓明慈覺大師、又／昭文館大學士・榮祿大夫・佳號明宗廣教大師。遍遊諸大禪會、首造燕京／萬壽、充教讀、僧衆美愛。觀音院請爲宗師。立功立事、通玄關結識檀越、／成美成仁、從長捨短、僧俗敬仰。厭都事冗、詣山東大靈巖寺、充教讀。又／充首座、扶宗立法、樹正摧邪、塑佛齋僧、粧嚴花菓等事、無不捨施。年高／施陪堂、鈔壹阡貫。又全管僧堂、捨鈔肆拾餘錠、移壽塔布「施」。鈔肆拾錠、／與常住作長生供、通前施鈔伍阡貫。種種捨施、垂裕後昆、「見」賢思齊、不／可無言、以俚語鷗鳩天。／氣象軒昂忠政多、輕財重事無如他。僧堂全管數千貫／移塔捨錢念百過、無縫罅、妙禪和、佳聲浩浩占高科／旌明行業人稱讚。延永芥城拂劫波。

嘗大元至順二年歲次辛未孟秋當山住持古淵野衲 智久記

〔註〕

1 「大」一字擡頭。

をうけ住持になつたとある。

2 【寶峯順公和尚】 靈巖寺第三十代住持か。「(一三)靈巖寺桂庵

3 「諸」一字擡頭。

覺達禪師道行之碑」によると第三十一代住持覺達は寶峯の退席

4 「昭」一字擡頭。

(松浦典弘)

一四 灵巖寺幽泉智慧禪師壽塔銘

〔解題〕

本碑は靈巖寺第三十四代住持智慧の塔銘。題額には「慧公／禪師／碑銘」の文字が刻され、至順二年（1331）の立石にかかる。

智慧、生卒年は不詳で、本碑立石時に七十餘歳、僧臘五十五であった。道號は湧泉。袁州の人。淨肅を師として靈巖寺にて出家。濟寧路泗水安山禪院、鵲里崇孝禪寺の住持を経て、桂庵覺達の後をうけ靈巖寺住持となつた。その後數年で住持を退いたが、至順元年（1330）には請われて肥城縣空杏禪寺の住持となつた。

本碑の拓本は『北拓』第四九册一三七頁（碑陽）・一三八頁（碑陰）及び「人文拓」GEN153A（碑陽）に見える。なお、「人文拓」GEN153Bに本碑の碑陰として掲載される拓本は別碑のものである。本碑拓本の寸法は『北拓』によれば、碑陽は高さ一七一センチ、幅九二センチ、碑陰は高さ一二七センチ、幅九〇センチである。

〔釋文〕

【碑陽】

靈巖禪寺第三十四代慧公禪師壽塔銘／

嵩山法王禪寺西堂無庵長老 覺亮撰／

當山住持傳法嗣祖古淵長老 智久勸縁／

書記恆勇書／

師諱智慧、道號涌泉、袁州人、出於大姓李氏。宿有善緣、既長年十六、恥爲世俗之所埋沒、遂決志出家。禮泰安州長清方山靈巖禪寺住持。足庵肅公長老爲師、落髮受具爲大比丘。於是隨衆習學五大部經、告香請益、禪宗奧典、雜勘公案、其間微省。足庵退席、至元二十年、復請安山月泉和尚¹住持、師巾瓶三載、隨衆參學。二十二年、值月泉圓寂。於二十三年、遂請寶峯順公長老接續住持、師亦乃隨衆參叩。一日、室中過『三祖大師信心銘』、至「言語道斷、非去來今」處、豁然頓脫。遂成一偈曰、「言詞盡淨絕機關、凡聖情忘造者難、木馬穿雲消息斷、依前綠水對青山。」寶峯忻然稱賞、遂印爲明道之偈、遂以衣頌付之、令續佛慧命、永傳不朽、乃爲清安嫡孫寶峯之子。既然大事了畢、奮然興志、淘汰諸方、名師宿德、無不參叩、皆蒙許可。師秉性聰敏、博覽群書、所以人皆稱賞。由是、一日有昭子明、具疏、敬請開堂出世、住持濟寧路泗水安山禪院、爲國梵修、祝延²/

聖壽⁶。至大元年、嚴侯七衙公子、具書疏、敦請住持鵲里崇孝禪寺⁷。數載、值靈巖桂庵退席、衆知事具書疏、敦請接踵住持靈巖禪寺。數載、師厭住持事煩、名山大刹不可久居、遂退居雲臺、養道爲終身之計。未幾、至順元年、有肥城縣空杏禪寺宗主賢公具疏、敦請住持本寺。師凡據五處名藍、皆有勤績可觀。享壽七十餘年、僧臘五十有五、尚健無恙。於是又有小師住持東平普濟惟昌庵主、狀師實行、以禮乞求壽碑塔銘、用傳百年之後不朽之計。辭不獲已、老拙然不敏、嘉其孝道之心、謹依來狀乃爲壽碑塔銘。銘曰⁸/

開法安山、名出塵寰。高提祖印、大振禪關。次主崇孝、嚴侯祖林。七衙公子、禮無不欽。遷住靈巖、與迷指南。咸歸正道、令悟玄談。退居雲臺、山境奇哉。四海禪侶、嚮化而來。老歸空杏、賢宰願心。鼎新革故、永作禪林。小師惟昌、碑塔報恩。揚名後世、千載常存。/
立石 清亭李克堅刊

提點思讓 監寺思川 提點子貞 官門覺文 維那子廉 副寺子揮 典座子時 直歲惟端
首座思亨 書記恆勇 藏主思泉 教讀思岑 知客思靄 錢帛惟山 修造思柳 待者子英 等助緣

惟瑞 惟院／
惟忠 惟米／
惟益 惟麵／

〔註〕

- 1 【足庵肅公】 淨肅。「(一三三) 灵巖寺思寧首座壽塔記」 參照。
- 2 【月泉和尚】 灵巖寺第二十九代住持同新。「(一〇) 灵巖寺月泉同新禪師塔銘」 參照。
- 3 【寶峯順公】 灵巖寺第三十代住持か。「(一二) 灵巖寺桂庵覺達禪師道行之碑」「(二三) 灵巖寺思寧首座壽塔記」 參照。
- 4 【三祖大師信心銘】 隋・僧璨撰。本碑の引く「言語道斷、非去來今」の一節はその末尾に當たる。
- 5 【濟寧路泗水安山禪院】 不詳。
- 6 「聖」一字擡頭。
- 7 【鵲里崇孝禪寺】 不詳。「(九) 灵巖寺廣福禪師塔銘」にもその名は見られる。
- 8 【桂庵】 灵巖寺三十一代住持覺達。「(一二) 灵巖寺桂庵覺達禪師道行碑」 參照。

(松浦典弘)

二五 灵巖寺智舉提點塔銘

〔解題〕

本碑は提點智舉の塔銘。題額は「舉公／提點／塔銘」、後至元二年(一三三六)の立石にかかる。碑陰には落髮小師・法孫の題名が刻される。

智舉に關する詳細は「(一八) 靈巖寺智舉提點壽塔碑」の「解題」を參照。撰述は古淵智久、「(一一) 靈巖寺智舉提點勸績施財記」の「解題」を參照。また、書者は德慧、號は佛智明悟通理大禪師、定巖野衲と稱する。靈巖寺第四十代住持。「(二六) 靈巖寺無爲法容禪師塔銘」・「(二七) 指公提點塔記」・「(一八) 靈巖寺創建龍藏殿記」・「(三〇) 靈巖寺明德子貞大師塔銘」の他、『泰山志』卷一八に收錄される「靈巖寺慧公道行碑」・「靈巖寺國師法旨碑」にその名が見える。

本碑拓本は「人文拓」GEN0173A・GEN0174X(碑陽)・GEN0173B(碑陰)に收められる。また、『山左金石志』卷二四に著錄がある。

〔釋文〕

圓明廣照大師舉公提點勸績塔銘

前住持傳法沙門古淵述

當代住持嗣祖沙門定巖書

公諱智舉、字彥高、姓胡氏、晉太平人。蚤喪父母、秉性英拔、卓犖不群。幼喜釋氏、周遊寺院。年甫十四、禮足¹/庵和尙²爲落髮師。侍錫巾瓶、習肄經書。一日、辭師遊學、研尋教典。窮幽探赜、慨然曰「法離文字、³久聞教外、別傳之旨。盍從事也。」遂參月庵海公、不憚寒暑、意融心會。一旦穎悟、而又切磋數稔。迺發足南、禮落⁴伽觀⁵音。名山巨刹、無不參謁。「後還」靈巖、首充典座、次充官門、後充監寺、提點、修葺堂殿、粧塑聖像。規運錢糧、開⁶張店鋪、興解典庫。

莊院六所、隨處殿宇聖像一新。大德丁未、詣⁷朝廷陳告、欽賚⁸/

聖旨⁴、還民占僧田、回付本寺。又奉⁹皇太子令旨、/

帝師法旨、護持山門。時／

諸路釋教都總統所、佳其德業、敬賜圓明廣照大師之號。⁷延祐初、恭往臺山禮文殊、於光中覩種種瑞像。／又鑿門首石崖、疊大踊路。至治壬戌、建水陸大會三晝夜、僧齋半萬、縉施數千。天曆改元、忽染微疾、請職／事僧并門人子津・子揮等、分付衣盃・莊宅・菜園等與常住、門人各與衣物。⁸一始畢、跏趺冥目而逝。其年／十一月二十五日也。報齡六十有九、僧臘五十有五。越三日、闔川僧俗、盡禮〔茶〕⁹昆于祖塋之西。落髮門人／子津・子揮・子聰・子敞等三十餘人、俗受戒門徒四人、奉靈骨歸祖林、瘞於塔矣。公平生道行勤績、不可無／聞于後。子揮等求銘於余、余再三固辭、然重其忠孝之道業、當駑鈍以報其誠。乃爲銘曰、

雪庭孫兮足庵子 器宇恢宏獨如此。 周遊講肆造玄微。徧扣禪關明妙旨。／叢林輔弼久有年 塑佛飯僧種福田。 殿堂香
積并廊廡 次第一一摝新鮮。／解庫油房增店輔 起莊六所皆成序。 欽賚／
丹詔回山中 民占僧田付本主。 懵然發意禮清涼 文殊隊仗光中遇。 歸來祖刹愈精勤。／[鑿]石疊溝修踊路。 傾囊啓
建冥陽會 拔濟有情離苦趣。 功成行滿便迴途。／凡有衣貲明分付。 語畢跏趺倏忽歸 報齡六十九終數。 小師慕德樹
堅珉／萬載洋洋流美譽。

至元二年歲次丙子孟夏望日

子津・子揮等〔立石〕

落髮小師／

子津 子住 子德／子淵 子貴 子元／子聰 子恭 子得／子祥 子信／子瑞 子誠／子詔 子庸／子揮 子興／子敞
子禧／子忠 子從／子親 子源／子端 子可／子昌 子慶／子清 子恩／子通 子福／子全 子成／子果 子中／子壽
子喜／子金 子衷／子慶 子王／子玉 子良／

【碑陰】

法孫／

覺深／覺亮／覺初／覺煙／覺愛／覺圓／覺齊／覺沖／覺尙／覺用／覺從／覺嵩／覺通／覺興／覺信／覺海／覺懃／覺遷／覺改／覺「妙」

〔註〕

1 【足庵和尚】 淨肅、「(一) 灵巖寺足庵淨肅禪師道行碑」參照。

2 【月庵海公】 福海、「(一五) 灵巖寺普耀月庵福海禪師道行碑」參照。

3 【朝廷】 三字擡頭。

4 【聖旨】 四字擡頭。

5 【皇太子】 三字擡頭。

6 「帝師」三字擡頭。

7 【時諸路釋教・】 賜號については「(一八) 灵巖寺智舉提點壽塔碑」に關連記事が見える。

8 【分付衣盂・】 常住の施財については「(二二) 灵巖寺智舉提點勸積施財記」に關連記事が見える。

9 碑刻は「茶」につくる。

10 【丹詔】 四字擡頭。

(井黒
忍)

二六 灵巖寺無爲法容禪師塔銘

〔解題〕

靈巖禪寺第三十五代無爲法容禪師道行の碑。靈巖禪寺第四十代住持定嚴德慧の撰。福廣の書并びに篆額。篆額「無爲／容公／禪師／塔銘」。後至元四年（一三三八）三月一日に立石される。

無爲法容。生寂年は不詳である(註20参照)。法諱は法容、道號は無爲。晉寧路霍州の人。俗姓は桑氏。十四歳の時、霍東斬壁村雲峯禪院の英公戒師のもとで剃髪する。十六歳で沙彌戒を受ける。その後、五臺山に遊方する。西京大普恩寺の圓戒大會に赴き、具足戒を受け、山東へ行き講肆を遍歷する。濟寧路金山洞の無及大和尚に六年間參ずる。杜公僧錄に命ぜられて、大藏經を閲讀する。二年後、嵩山大法王禪寺に行き、損庵大和尚等に參禪する。三十歳、古巖普就が少林寺に住持すると、從うこと六年で印可される。翌年、初めて洛陽天慶寺に住持する。四十歳、靈巖寺に住持する。その後、一旦歸郷し親に侍し、再び天慶寺に住持する。陝州に退き、大藏經を三年閲讀する。後至元三年(一三三七)、裕州維摩禪寺に住持する。

拓本は『北拓』第四九冊一八三・一八四頁にある。「人文拓」はGEN0181A・GEN0181B・GEN0182X。碑陰は『北拓』のものを錄文した。現地での確認では、『北拓』所收のものが正しい。また「人文拓」の碑陰には、無爲法容その人が嗣法門人に擧げられ、一世代前の別碑の陰と判明する。『泰山志』卷一八は碑題と考證のみで、錄文を缺いている。『北拓』の記載によると、拓本の寸法は碑陽、通高一九九センチ、幅九六センチ。碑陰、通高一二四センチ、幅六〇センチ。

〔釋文〕

〔碑陽〕

第三十五代無爲容公禪師道行之碑／

靈巖禪寺傳法住持嗣祖沙門[定]巖野衲德慧撰 書記福廣書篆／¹

兩儀未判而萬象不有者、空、四大未「和」而一眞□「二」者、性。且性與空、本一而未嘗有二之殊若是者。非天地玄黃而能覆、日月照臨而能明、王公尊大而能下、富貴崇高而能屈乎。旣天「地」日月王公富貴、皆不能獲。其得者、畢竟其誰乎。

由是論之、而得之者、莫過／

吾佛大雄世尊。於靈山會上、末後拈起、未免迦葉之「微」笑³、乃直傳之始也。至於西乾授手、東震符心、而未始有殊。迄今天下萬古之世、五派／岐分⁵、滔滔然而無處不有。清源下一十一世之外、雖祖於燈跡之多、不過／

吾祖萬松兩國之師。得其傳者、天下孫枝而最盛矣。以至天都之萬壽、河南之嵩少、及茲泰山方嶠之靈巖、是皆洞雲之長也。餘雖名山／大川、法胤浩繁、而安可枚舉。我宗 古巖大和尚嗣之。門人儒傑雖枝、惟無爲公道業之傳、清而尤苦。立志以來、孤高衆望、甚不雷同其／他。公晉寧路霍州桑氏子、生而異幼、不與童戲。凡所見僧、便會作掌而問訊之。父母知異宿種有善、而嘗嘆曰「此童之長也、必不得其子／矣」。齡始十四、果不樂俗、自誓出家。卽投鄉之霍東斬壁村雲峯禪院、禮英公戒師爲雉度之師。十六受沙彌十「戒」。□將日往月來、決有江／湖之志。一旦飛錫而遨遊五臺、金色光中、

瞻禮／

文殊菩薩。當時聞臺北西京大普恩寺起□圓戒大會¹²、卽往造之、受以具足。其後聞齊魯衣冠之國、多聖賢之風、慨然□錫而趨屆山東。歷／諸講肆、卽於麟府濟寧金山洞、巾瓶無及大和尚¹⁴、敬參六載餘。一言之下而發露有省。是時、東魯共讐師之道價之「高」、杜公僧錄貽卽躬／命師、於麟府檢以大藏。二載後、適嵩山大法王禪寺告香、侍參損庵大和尚¹⁶、以至香山汾溪¹⁷・少室還元、師皆偏參而非止一處。時歲三十／而立、卽請本師 古巖大和尚主之少林、依棲六禪、淘汰之餘而深獲其趣。師肯許卽嗣之以衣頌、罷「參」矣。越明年開堂、始授洛陽天慶／之請、迺出世之□也。厥後、於不惑之年、始受方山靈巖之命主之²⁰。未幾、翻然切有思親之恩、卽歸奉事□堂之終。可「謂」喪盡其禮、而終盡／其誠矣。後復河南、又應天慶之疏、主之三□。而退却於陝州、閱藏三載。後至元丁丑、裕州維摩禪寺請主之、卽今現□而傳道。於戲、天下／之徒、入吾聖門之學者、未「嘗不」以九仞之疲而虧之於一簣之功。是皆自拒而絕棄矣。斯非中夫正鵠之正歟。而又安得如我無爲大和／尙、自幼而壯、壯而至於老、至□「一」歲而廢於止、如昔元行於一步之初、以及今程於萬里之終。可謂廣求宗匠而偏履門風。語云『苗而不／秀有矣夫、秀而不實有矣夫』²³。諒哉言也。若公之志、修進於法器之勇、又非于葛藟于匏

施困²⁴、而陷於夫乎。如論之以志大、人可爲我輩烏／能耳耶。公桑姓、法容諱、無「爲字」者也。然居名利之剩、而徒亦剩矣。是時、小師覺初憶師命脈恐久失傳目。賴監寺貞公和尚儼寶師狀、而／丐文於我。我告曰「師主名利之多、德業綿遠、乃天下之法將也。非我孤陋不述而筆舌能盡焉」。如是數四、謝不獲免。故以來狀之實而次／第之。苟能辭、方以與認之詞而汚之金石。然雖如是、却弗湮□道行之誠。故前取以空性之說、以爲傳授本末、俾將後人識有龜鏡而／錄之端。故爲之銘曰、／

大哉性空、與天同軌。當體常空、混融一理。放一合□、卷方寸邇。失之曰塵、得謂之髓。天地日月、

尙莫能比。／

王公富貴、而安可使。惟我／

世尊、靈山拈起。迦葉一笑、洞徹玄旨。以至萬世、燈錄多紀。祖祖相傳、又過如此。我宗古嚴、度無爲子。／真得其傳、讚不虛美。幼自出家、親莫能累。廣求宗匠、門風徧履。一器法成、四維聞喜。信於豚魚、化及千里。／天慶開堂、靈巖來止。望刹多經、非惟一矣。今樹之碑、紀以終始。萬古年閒、聞之云耳。／

皆至元戊寅月萬季春姑朔日小師覺初・覺增等立石 清亭石匠張克讓・蘇亨・蘇子由等鐫／

山門知事 首座思參・書記福廣・知藏惟智・教讀惠□・知客惟聰・侍者惟和・錢帛子洪・殿主子延・庫主子融・／提點子□・提點子〔參〕・監寺子貞・官門子寺・維那慶□・副寺子敵・副寺覺文・典座子時・直歲子秦・西牛莊院主惟資・院主思周・西莊院主思畜・曠同院主子吉・大峪觀音院院主思柳・北莊院主妙政・神□寺院主惟香/

【碑陰】

落髮小師／

覺初	覺韁	覺選	覺密	覺恭
覺遲	覺備	覺賑	覺堯	覺敬
覺顏	覺祚	覺祺	覺舜	覺妙
覺折	覺睿	覺淵	覺臻	覺道
覺良	覺增	覺富	覺進	
覺顯	覺昇	覺偉	覺倣	
覺忻	覺浩	覺仁	覺習	
覺悅	覺弼	覺彰	覺詰	
覺正	覺輔	覺寂	覺霑	
覺楫	覺近	覺祕	覺贍	

〔註〕

1 【定巖野納徳慧】 犬巖禪寺第四代定巖徳慧。禪師號は佛智明悟通理大禪師。「靈巖寺慧公道行碑」(『泰山志』卷一八、ただし考證のみで、錄文を缺く)がある。

2 「吾」一字擡頭。

釋

3 【吾佛大雄世尊。於靈山會上、末後拈起、未免迦葉之微笑】 釋迦が金波羅華を拈じて佛法の端的を示すと、ただ迦葉だけが、その意を悟り微笑した因縁。「無門關」第六則「世尊拈花」に見える。

4 【西乾授手、東震符心】 「(一〇附)大都鞍山慧聚禪寺月泉新公

長老塔銘并序」「註」「西乾四七」・「東震二三」参照。

5 【五派岐分】 「(一〇附)大都鞍山慧聚禪寺月泉新公長老塔銘并序」「註」「曹溪之後、派而爲五」参照。六祖慧能以下分派した中國禪の鴻仰宗・臨濟宗・曹洞宗・雲門宗・法眼宗を指す。

6 【清源下一十一世】 清源は六祖慧能を嗣いだ青原行思のこと。十一世は芙蓉道楷となる。萬松行秀はその六代後。「妙嚴弘法禪師道行碑」(鶴尾順敬監修「菩提達磨嵩山史蹟大觀」(三寶書院、一九三二)、拓本四一)に、「青原四傳至洞山、山七傳至芙蓉楷、楷六傳至萬松」ともあり、當時の一般的な數え方である。なお、

- 妙巖弘法禪師は、靈巖禪寺第三十三代住持古巖普就のこと。(一)
 七) 灵巖寺古巖普就禪師道行碑 参照。
- 7 【天都之萬壽、河南之嵩少、及茲泰山方嶠之靈巖】 大都萬壽
 寺・河南府嵩山少林寺・泰安州方山靈巖寺。中村淳「クビライ
 時代初期における華北佛教界」(『駒澤史學』五四、一九九九)
 八二頁に「元一代の北方曹洞宗は、少林寺と靈巖寺、これに萬
 壽寺を加えた三大寺を中心とし、同派のトップクラスの高僧が
 これら三つの寺の住持を交替でつとめていた」とある。
- 8 【古巖】 灵巖禪寺第三十三代住持古巖普就。「(一七)靈巖寺古
 巖普就禪師道行碑」参照。
- 9 【霍東斬壁村雲峯禪院】 不詳。
- 10 【英公戒師】 不詳。
- 11 「文」一字擡頭。
- 12 【西京大普恩寺起□圓戒大會】 『元史』、卷一三、世祖一三、至
 元二年(一二八五)に「是歲、……集諸路僧四萬於西京普恩
 寺、作資戒會七日夜」と見えるが、年代は合わない。
- 13 【麟府濟寧金山洞】 不詳。麟府とは鄰の意であろう。濟寧は、
 泰安州の鄰の濟寧路。
- 14 【無及大和尚】 不詳。
- 15 【杜公僧錄】 不詳。
- 16 【損庵大和尚】 損庵洪益(一二六三~一三四〇)。『湖北金石志』
 卷一四「損庵益公道行碑」がある。「(一〇)靈巖寺明德子貞大
 師塔銘」に「順德路大開元宗攝所損庵大和尚」ともある。
- 17 【香山汾溪】 香山は南陽府汝州香山普門禪寺。汾溪は汾溪福滿
 (一二五~一二三四)。「大元少林開山光宗正法禪師宗派圖」
 (前掲『菩提達磨嵩山史蹟大觀』拓本三七一四〇)の法孫の項
 に「宣授諸路釋教都總統汾溪福滿禪師」とあり、萬松行秀の法
 孫にあたる雪庭福裕の法孫とわかる。また『寶豐縣志』卷一七
 「南陽汝州香山十方大普門禪寺第十二代汾溪滿公大禪寺道行之
 碑(節錄)」がある。
- 18 【少室還元】 少室は少林寺。還元は還元福遇。前掲「大元少林
 開山光宗正法禪師宗派圖」の法孫の項に「宣授祖庭少林禪寺還
 元福遇禪師」とあり、雪庭福裕の法孫。
- 19 【罷參】 『禪林象器箋』卷一二に「了畢大事。罷休參禪也」と
 ある。悟りを得て、參禪をやめること。
- 20 【於不惑之年、始受方山靈巖之命主之】 「(一〇)靈巖寺勸請容
 公長老住持靈巖疏碑」の疏文の年月日が「至治二年十月」であ
 り、至治二~三年(一三三二~三)頃に靈巖寺入寺の確率が高
 い。それが「不惑之年」すなわち四十歳。つまり無爲法容は、
 至元二十~二十一年(一二八三~四)頃の生まれ、また本碑立
 石が後至元四年三月一日であって、その直前に示寂していると
 假定するならば、後至元三~四(一三七~八)頃の示寂の可
 能性が高い。享年およそ五十二~四歳となる。
- 21 【裕州維摩禪寺】 裕州は南陽府裕州。維摩禪寺は不詳。
- 22 【以九仞之坡而虧之於一簣之功】 『書經』旅獒に「爲山九仞、
 功虧一簣」とある。

23【苗而不秀者有矣夫、秀而不實者有矣】『論語』子罕篇の句。

資質はすぐれているのに不幸にして早死にしたり、或いは功を成し遂げられない喻え。

24【于葛藟于匏匏困】『易經』困「困于葛藟于匏匏」（葛藟に匏匏に困る）。

に困る。まどゝく蔓草やごつごつした險阻に苦しむ。

25【覺初】「(II)○ 靈巖寺明徳子貞大師塔銘」には「庫主覺初」として見える。

26「世」一字擡頭。

魚にして吉なるは、信、豚魚に及べばなり」とある。信義の至れる喻え。

27【信於豚魚】『易經』中孚に「彖曰〈豚魚吉、信及豚魚也〉」（豚

魚にして吉なるは、信、豚魚に及べばなり）とある。信義の至れる喻え。

月の異名である。

（加藤一寧）

二七 靈巖寺子揮提點塔記

〔解題〕

本碑は提點子揮の塔銘。篆額は「揮公提點塔記」、後至元四年（一三三八）の立石にかかる。碑陰には落髮小師の題名が刻される。

子揮、號は通宗英德大師。齊河の人。靈巖寺にて智舉に師事し、役職を歴任する。撰者は德慧、號は佛智明悟通理大禪師、定嚴野衲と稱する。靈巖寺第四十代住持。「(二五) 灵巖寺智舉提點塔銘」・「(二六) 灵巖寺無爲法容禪師塔銘」・「(二八) 灵巖寺創建龍藏殿記」・「(II)○ 灵巖寺明徳子貞大師塔銘」の他、『泰山志』卷一八に收録される「靈巖寺慧公道行碑」・「靈巖寺國師法旨碑」にその名が見える。

本碑拓本は『北拓』第四九册一八五～一八六頁及び「人文拓」GEN0183A・GEN0184X（碑陽）GEN0183B（碑陰）に

收められる。また、『山左金石志』卷二四に著錄がある。『北拓』の記載によつて寸法を示せば、高一二九センチ、幅七二センチ。

〔釋文〕

通宗英德大師輔成堂提點揮公碑記并序

書記廣壑雲書并篆

且夫朝廷之綱一匡而四海清者、必自大臣治。叢林之規壹正而六和安者、必自大僧主。然則非朝綱而莫能齊其國、非叢規而無由治其衆。若言之、以治衆安僧、發招提之興者、天下名藍雖衆、莫逾我宗靈巖、知事豪邁、多能於治。始自元皇開創以來、我寺山場、屢經民侵於採。衆曾不安、累及官擾甚。先輩舉公提點知靈巖、時壹正於心、志不剉勇。卽趣／

京師、干省部、親／

聖上三授璽書來、安靈巖衆。自時、靈巖經界濶而山場定、民諍止而官事息。到今、山門一新而豐者、非公龍象之傑、

莫能如斯。公剃小師揮公提點、尤能如是而綱紀叢林之整。師齊河人、諱子揮、姓范氏、號通宗英德大師。童喜出家、而日訴雙親之許、親不從而望煥於老之將至。期不果定、父母皆亡。師時十有八歲。俗不可奪恪懷昔擔之誠、而遽適靈巖、雍求師度而要遂生平之志。師知宿根深蒂、卽隨從之、以善決而不違其剃、故與之師矣。師謂誰、舉公提點彥高也。然得其度、而出塵之志亦遂矣。後來法器既成、福緣將就。首先香積・典座、卽出過講、壹臘而歸。又充中・南二莊院主、及修各寺莊產。而又剗搆觀音伽藍壹堂。以至官門・監寺・倉主・錢帛・鋪庫・二主・副寺・院門・提點官門等、無不充者。至元丁丑、請退官門提點、而改充當山監寺。逾季而退上、充輔成堂提點。首紀叢林之綱、實海衆之望也。是季、割財柒伯伍拾緡、而朱油五花大殿、周圍戶牖、炳然壹新。茲非大僧之作、而安可如是。時小師覺初來以炷香、而告文於我、欲銘以壽塔之記、固圖庶見於將來不湮師行。我知來意之誠、禮主於孝、故不可辭轍、應之以諾。蓋與

之爲。且師之行性、沈厚而溫善、有觸於犯、忍而無校。凡所作爲端莊、「其」／事細不泛常。自披剃以來、普充名利「知」事、公心常住而舍己從人、斯可謂大僧之儀至也。若／論之、以人使之正、在國必治、在家必齊、在僧必行。我引此說、而實次序、故陋以述而爲之記。

當代住持嗣祖沙門定巖撰

至元戊寅仲夏月朔莫生立石。小師覺深・覺初 清亭石匠張克讓・蘇子由

【碑陰】

落髮小師／

覺深 覺海 覺俊 覺筠／覺□ 覺遷 覺道 覺閨／覺淵 覺爾 覺神 覺□／覺滬 覺成 覺山 覺順／覺齊 覺妙
覺望 覺恭／覺沖 覺俊 覺應 覺瘡／覺淀 覺善 覺來 覺尙／覺通 覺緣 覺財 覺道／覺嵩 覺貴 覺祐／覺安
覺玉 覺讚

〔註〕

1 「元」一字擡頭。

2 【舉公】智舉、「(一八) 灵巖寺智舉提點壽塔碑」・「(二二) 灵巖寺智舉提點壽塔碑」・「(二五) 灵巖寺智舉提點塔銘」參照。

3 「聖」一字擡頭。

4 【即趣京師・安靈嚴衆】關連の記事が「(一八) 灵巖寺智舉提點壽塔碑」・「(二五) 灵巖寺智舉提點塔銘」に見える。

(井黒 忍)

二八 靈巖寺創建龍藏殿記

〔解題〕

至正元年（一三四二）二月記。張起巖撰ならびに篆額、張蒙古臺書、德慧立石。題額があり「大元泰山／靈巖禪寺／龍藏殿記」と刻字する。

本碑は至元二十六年（一二八九）における大藏經（『普寧藏』）の購入と、後至元二年（一三三六）から同六年（一三四〇）にかけて靈巖寺第四十代住持の定巖慧公（徳慧）が主管した藏殿創建の始末を記す。『普寧藏』は江南地方における元代最初の大藏經である。白雲宗の本山・杭州普寧寺において開版し、至元十四年（一二七七）に雕造が始まり、同二十七年（一二九〇）に完成した。本藏經は官版の『弘法藏』と違い容易に購入が可能であつたため、華北の諸寺僧は杭州まで赴き印造して持ち歸っている（参照沙雅章『元版大藏經概觀』『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年、三五〇～三五三頁）。本碑の記載より靈巖寺もそのなかのひとつであったことが分かる。

本碑九行目には「泰安分土王、邸於是寺、外護尊禮、尤切注意。」と見え、靈巖寺の所在地である泰安州を分地（投下領）とするモンゴル貴族（マングルのクイルダル家）が本寺に駐し、外護者となつていていたことを記しており、本寺が分地領主と密接に結びついていた様子が見て取れる。

本碑の拓影は『北拓』第五〇冊一頁、「人文拓」GEN0008X および『中國文化史蹟』第七卷六頁に收める。「人文拓」は『北拓』に比べて鮮明である。判讀不能文字は『泰山志』卷一八所收の錄文より補つてある。拓影の寸法は『北拓』によると高二一〇センチ、幅九三センチ。碑額は高四五センチ、幅三四センチ。碑陰に正書の「捐資題名」を刻するが

失拓とされる。なお、以下の釋文では碑面の瑕を避けて生じた空格は無視している。

〔釋文〕

大元泰山靈巖禪寺剏建龍藏之記

正奉大夫侍御史燕南河北道肅政廉訪使張起巖譏并篆額

中奉大夫嶺北等處行中書省參知政事張蒙古臺書

天下佛宇以巖名者、則泰山靈巖爲之冠。以其境屬中土、占岱宗右腋、面勢環抱、當秀絕處。前乎此、未有識其勝概以據有者。殆天造地設、神靈珍藏、以待夫雄尊崇大者處之、然後爲稱也耶。蓋巖之巔、東如列屏、如翠堵波、獻奇駢秀、巒乎雲表。北如連城、截然展拓、高出千仞、俯臨真境、若嚮若護。東巖南引而左拱、與北巖子午相直、其上有穴洞明、望之若月。元魏正光閒、法定禪師、駐錫於此、睹其形勝、兀坐獨處、德風所扇、慧照所加、靈怪斂避、虎獸馴伏。復有泉涌于寶、泓而爲池、土俗目其神異、爲構丈室、延居其中、演教授徒、是爲開山初祖。歷隋暨唐、殿堂齋寮、日新以盛。宋太平興國・天禧・景德、徧以其號錫宇內寺院、故寺嘗號景德。寺之千佛殿・五花殿、攝于其時。石刻具在、迄今廣宇周廊、遺制尚存。／

皇元崇奉釋教、視前代爲有加。泰安分土王²、邸於是寺、外護尊禮、尤切注意。至元二十四年丁亥、第三十代住持寶峯順禪師³、以爲名山大刹、／大衆雲集、受學之人、必資講誦。我佛之教、其言傳於世者爲經、歷代高識發揚翼成者、曰律、曰論、曰疏、增衍廣大、至五千餘卷。今板本在江浙、在閩、於是專。普覺大師提點廣⁴、往購至杭、則普寧寺已具經律論完本、遂購而航致之、浮江絕淮踰河、抵郡之陰河鎮。以二十六年三月十八日、具法事、作禮迎致、權置寺之五花殿。後四十五年、當至元後元乙亥、息庵讓禪師、圖建外三門、方具材庀役、俄受少林之請、佛智明悟通理大禪師／定巖慧公、嗣主法席。乃相舊輪藏之基、規模故在也、謂宜起廢。庶琅函寶笈附閣有所、諸於廣智大師提點川・明德大師監寺貞等、

度爲藏殿／三楹、輒三門材爲之。寺之耆德法屬、聞是語已、欣然出衣盃資以助、以倡鄰鄙、濟南達宦善士之樂施者相繼也。經始于至元後二年冬十月、／畢工于六年夏四月。宏敞虛闊、位置崇整、扁其額曰龍藏。中爲龕帳、以麻像設、以覆藏函、供張器皿。殿所宜有、種種備具、金碧絢爛、彝燈芬灼、裝／嚴佛界、觀者起敬、總其所用、爲楮泉二萬三千餘緡。師偕提點貞・監寺揮等、來請記於予、予惟大雄氏之教、肇自東漢、流傳震旦、其爲言說、普／令一切世間識原達本、發無上妙心、如良藥療衆疾、如慈航濟苦海、如慧燭破幽暗、以之開迷惑顛倒、以之釋貪着愛欲。人之求其法者、舍是經／何以哉、知有是經而不能讀、讀而不能思、思而不能從、是與未嘗見聞者、無以異也。夫採藥療疾、取米救飢、而藥與米、究竟有盡。惟是經也、取而／讀誦、思惟其義、開發覺悟、深造自得、利己利人、普蒙福惠。於是經也、復無所損、義益明暢、如清淨水、洗滌塵垢、水亦還潔、如大寶月、照徹昏闇、／月自明朗、然則來學者、舍此弗究、可乎。師張姓、世爲保定完州人。居州之南壇山、年八歲、禮古唐甘露禪院誼公爲師、得法於靈巖桂庵達禪師。／至元後丙子、得錫今號、是爲住山四十代師云。至正元年二月望日記。／

山門提點子貞 提點子廉 監寺子揮 監寺子洪 修造思柳 維那維智 副寺恩寵 典座子時 副寺子泰 子可 惟寬
覺喜 淨心 直歲子路 覺昌 覺宗 覺千／
耆宿首座思讓 首座子英 書記思岑 藏主恩周 知客子全 倉主子敵 錢帛子慶 庫主覺初 浴主恩洪 外庫覽增 侍
者戒信 殿主子延等／

十方靈巖禪寺住持傳法嗣祖沙門佛智明悟通理大禪師定巖野衲德慧立石／

石工張克讓蘇亨刊

〔註〕

1 【元魏正光閒、法定禪師駐錫於此】前揭「(二一) 灵巖寺壽公

禪師捨財重建般舟殿記」には、「靈巖乃晉法定禪師東遊選方山、

咸康年、成帝興之初也。至後魏正光元年、建殿。」とある。

2 【泰安分土王】 太宗オゴディ八年（一二三六）の丙申年分撥によりマングトの畏答兒（クイルダル）の子である忙哥に泰安二萬戸が分地（投下領）として與えられ、さらに郡王に封ぜられた。彼が沒すると、その子の只里瓦鰐・乞答鰐・孫の忽都忽・兀乃忽里・哈赤が郡王號を襲封している（『元史』卷二・太宗紀・八年七月條、卷九五・食貨志・歲賜條、卷一二一・畏答兒傳）。本碑にいう分土王を特定することはできないが、忙哥の子孫五人の中の誰かであろう。

3 【寶峯順禪師】 前掲「（一）靈巖寺普覺正廣塔點壽碑」「（

三）靈巖寺桂庵覺達禪師道行碑」「（一四）靈巖寺湧泉智慧禪師壽塔銘」にその名が見える。

4 【普覺大師提點廣】 正廣のこと。前掲「（一）靈巖寺普覺正廣提點壽碑」参照。

5 【息庵讓禪師】 義讓のこと。靈巖寺第三十九代住持。後掲「（一）九）靈巖寺息庵義讓禪師道行碑」参照。

6 【明德大師監寺貞】 子貞のこと。後掲「（一〇）靈巖寺明德子貞大師塔銘」参照。

7 【桂庵達禪師】 覚達のこと。靈巖寺第三十二代住持。前掲「（一

二）靈巖寺桂庵覺達禪師道行碑」参照。

（藤原崇人）

二九 灵巖寺息庵義讓禪師道行碑

〔解題〕

本碑は靈巖寺第三十九代住持息庵義讓の道行碑である。碑陽の篆額に「息庵／禪師／道行／碑記」とあり、至正元年（一三四一）十一月の立石。碑陰には嗣法門人・落髮小師・法孫・受戒徒弟の題名が刻されている。

本碑の拓影は『北拓』第五〇冊八頁、および「人文拓」GEN0198A・GEN0198B・GEN0199X・GEN0200Xなど、錄文は『泰山志』卷一八・金石「靈巖寺讓公禪師道行碑」に收められる。また、『山左金石志』卷二四・元石「靈巖寺讓公禪師道行碑」に跋文がある。『北拓』の解説によれば、拓本は高一六〇センチ・幅七〇センチである。

息庵義讓（一二八四～一三四〇）は、俗姓は李氏、河北真定の出身。十八才で具足戒を受け、至治二年（一三二二）に洛陽の天慶寺に住持となつて以後、熊耳の空相寺と靈巖寺の住持を歴任し、後至元二年（一三三六）に嵩山少林寺の住持に就任した。息庵は、金・大モンゴル國時代に華北における曹洞宗の發展を基礎づけた萬松行秀（一一六六～一二四六）の四世の法孫にあたる（萬松行秀—雪庭福裕—足庵淨肅—古巖普就—息庵義讓）。なお息庵については、本碑以外に、撰者・篆額者を同じくする「河南府路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持息庵禪師行實之碑」（以下「行實碑」と略稱。至正元年三月立石。拓影：①常盤大定・關野貞『中國文化史蹟』第二卷・法藏館、一九七五、九四頁 ②「人文拓」GEN0193X。解説：常盤・關野前掲書解説上・第二卷「河南嵩山」、七一～七三頁）、および「（二八）靈巖寺創建龍藏殿記」がある。

本碑撰者の古源邵元（一二九五～一三六四）は初名を契源といい、古源と號した。越前出身の日本人僧である。臨濟宗聖一派に屬し、東福圓爾（聖一國師、一二〇二～一二八〇）の法孫として、のちに京都五山第四位の慧日山東福寺の第二十五世となつた。古源は、嘉曆二年（泰定四年、一三二七）から貞和三年（至正七年、一三四七）までの二十一年間にわたつて大元ウルスに滯在し、河南・山東の地に本碑および「行實碑」を含む合計六點の碑文を撰したことで有名である。歸國後は、京都五山の禪僧として活動し、天龍寺首座・正法山大聖寺住持・鳳凰山等持寺住持・東福寺住持（のち再任）・播磨の金華山法雲寺住持を歴任した。（古源については、佐藤秀孝「入元僧古源邵元の軌跡（上）／（中）／（下）—嵩山少林寺首座から京都東福寺住持へ—」『駒澤大學佛教學部研究紀要』五四／六〇／六一、一九九六／二〇〇一／二〇〇三、一四七～一八八頁／一九九一四〇頁／七三～一四〇頁を、本碑については、塚本善隆「元における東福寺廿五世邵元とその撰書の元碑」同著『塚本善隆著作集』第六卷（大東出版社、一九七四）、九七～一二七頁（原載：『日華佛教研究會年報』第一年、一九三六）を參照）篆額者の益吉祥は、義讓の跡を繼いで少林寺の住持に就任した損庵洪益のことである。

〔釋文〕

〔碑陽〕

靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑／

日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元撰并書／

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都宗攝圓照普門光顯大禪師益吉祥篆額／

大萬松兩國師下有□□總統、三世而繼其燈者、息庵也。師真定人、諱義讓、姓李氏。生而穎異、志氣不群。卯歲禮本府華嚴寺相闔黎、爲師薙落。受具之後、偏於講肆、聽習華嚴、而深造毘盧_{〔藏〕}海。厥後遂周由燕趙之閒、遍參宗匠、末後往風龍山、扣古巖宗師₂之室。古巖一見甚稱賞之。未幾、老師應靈巖之舉、師乃侍往。皇慶中、古巖赴少林之請、師又遂之。巾侍數歲、晨昏參請、機緣相契、乃密付衣頸、便續洞上宗風。且令掌書記、復游南陽、領紀綱於香巖、司記室於香山、又歸嵩陽、首衆於法王。至治年間、開堂於洛₁之天慶、次遷熊耳之空相、住泰山之靈巖。凡所住之處、皆革故鼎新、百慶俱舉。至元丙子秋、適嵩之少林虛席、本山知事齊疏迓₃請、匡率五載、玄風大振、聲名藉甚、學徒雲臻。師傳道揚化之餘、以莊嚴法社爲心、故爲丹青粧鑾、殿宇祖刹爲之改觀。加之、寺內廊廡、倉庫并莊園、水磨、所有房宇、悉皆修整、倉廩之畜、十倍於常。苟非宿殖之力焉、有如此盛者歟。庚辰之夏、遘疾彌留、乃命門人曰、「斯疾不可起也。固往必矣。」急須營塔。至五月十二日、窈堵畢功。其日師召知事門人等、付于於後事、遂索筆書偈訖、右脇而逝。偈曰、「來時本靜、去亦圓周。虛作舞任、意乃優游。」至十四日闋維、門人分靈骨、重塔於靈巖。世壽五十七、僧臘三十六、門弟子百₄有餘人、嗣法者一十三人。庚秋七月、參學小師勝安攜師行實、不遠千里、來乞文於我。而我迺日本之產、又非陳良去楚而北悅₆/周孔之道也。然不獲厥中華之魯柰公、再三辭不得已而諾之、以應平實於說、他日有荆舒、而我之以膺者₈、予好何哉。雖文不美、蓋口耳也、亦不甚難而須次第之實。且息庵師乃大宗匠、而道價超倫之人也。以至□自脫俗、師相公後、錫飛寰海、學歷名山、以之續達磨₇後之燈、以之契吾祖不傳之旨、正偏兼帶兮、惟自縱橫、黑白未分。

也。許誰得妙、由是論之。師平昔梳風錢月、斂玉淘／金、乃其續餘□何奇特焉。師平日貴乎、灑落爲道、而自在不拘、凡游戲三昧、而縱放取捨、隨流穩當、雖不拘於文字、而亦不惰於偏枯。然所居之處、存亡進退、而不乖於其時、又非得失、而動於其心也。自我萬松大宗師去後、天下禪林而道風鼓舞、二嚴獲／者、惟師也。於是師之生世、幼而至壯、壯而至於老、皆道豐時盛、而得遂其志、以至嫡嗣古巖大和尚、而天下禪老、誰能出於其／右乎。主於靈巖、天下名刹、誰聞而不仰於其風歟。終於少林、天下宗風、誰敢不偃於其學歟。今分塔於茲靈巖、可謂至矣廣矣而甲終焉之計矣。吁雖我拙而弗敢作之文、故盥滌焚香、稽首輒染短翰繫之銘。銘曰、新豐一曲、迥絕追尋。格外玄旨、罕逢知音。雪庭閒出、續焰少林。五乳峯下、鳳翔龍吟。遞代相繼、以心傳心。惟息庵師、耀古騰今。吹無孔笛、彈沒絃琴。妙旨回互、暗度金針。四尸望利、接物隨宜。舉唱宗旨、不落空時。末後一着、不勞佇思。踏翻大海、趨倒須彌。劫石可碎、泰華可夷。師道師德、萬世不衰。／

至正元年仲冬之新復日、小師覺宗・覺際・覺迂・覺彰・覺猷・覺棟等立石／

清亭石匠張克讓等鐫

【碑陰】

嗣法門人

落髮小師

晉寧才庵主

覺得

覺聖

覺信

覺嵩

覺闡

法孫
受戒徒第

晉寧澤庵主

覺道

覺□

覺能

覺瑞

覺震

覺重

了溫

舜都偉禪師

覺善

覺□

覺超

覺鹿

覺猷

覺雲

覺上

淨口心庵主

覺圓

覺泉

覺慾

覺祥

覺榮

覺上

了□

萬安安庵主

覺通

覺深

覺際

覺麟

覺賢

覺諸

濟南路了然居士□□

舜	□宗庵主	覺悟	濟南路唯心居士	鄭
少林定庵主	覺真	覺棟	覺隱	
晉寧霑庵主	覺明	覺梁	覺彰	
晉寧銑庵主	覺妙	覺材	覺正	
洛京昇庵主	覺理	覺傑	覺忠	
少林春庵主	覺性	覺世	覺中	
廣平實庵主	覺智	覺樞	覺稽	
覺繹	覺等	覺機	覺誠	
覺玄	覺先	覺志	覺吾	
覺談	覺溥	覺靈	覺吉	
覺訪	覺清	覺儕	覺永	
覺神	覺越	覺晶	覺興	
覺宣	覺哉	覺儕	覺歸	
覺傳	覺千	覺靈	覺盡	
覺普	覺博	覺隆	覺本	
覺	覺化	覺博	覺酬	
覺	覺雄	覺禪	覺士	
覺	覺有	覺顯	覺復	
覺	覺來	覺	覺良	
覺	覺	覺如	覺碩	
覺	覺	覺門	覺	
覺	覺	覺禪	覺	
覺	覺	覺延	覺	
覺	覺	覺	覺	
濟南路寶寶娘子覺信				
首座子英	提點子貞	書記思岑	藏主思同	倉主子敵
時直歲子路	提點子廉	監寺子揮	官門子洪	洪
時直歲子路	提點子廉	監寺子揮	官門子洪	洪
維那惟智	副寺思靄	「覺」□	副寺子慶	庫主覺初
錢帛子慶	錢帛子慶	庫主覺初	外庫覺增	殿主子緣
殿主子緣	殿主子緣	侍者惟元	浴主思	浴主思
侍者惟元	侍者惟元	浴主思	典座子	典座子
浴主思	浴主思	濟南路唯心居士	濟南路唯心居士	濟南路唯心居士
濟南路唯心居士	濟南路唯心居士	濟南路唯心居士	濟南路唯心居士	濟南路唯心居士

〔註〕

1 【大萬松兩國師】 萬松行秀（一一六六—一二四六）は、俗姓は蔡氏、山西河内の出身。邢州淨土寺の淨贊に師事して出家。金章宗朝において中都の萬壽寺の住持となり、のち仰山棲隱寺・報恩洪濟寺の住持を務め、大モンゴル國の太宗オゴディの二年（一二三〇）に敕によって再び中都萬壽寺の住持となつた。『祖燈錄』『從容錄』『請益錄』『鳴道集辨宗說』などの著作がある。

2 【古嚴宗師】 古嚴普就。普就については「（一七）靈巖寺古嚴普就禪師道行碑」参照。

3 【虛作舞任、意乃優游】 「行實碑」は「虛空作舞、任意優游」に作る。「行實碑」の方が意味・平仄の兩面において自然であ

り、こちらが本來の形であろう。

4 【二十三】 「行實碑」は「一十二」に作る。

5 【參學小師勝安】 傳不詳。

6 【陳良去楚而北悅周孔之道】 『孟子』滕文公章句上「陳良楚產也。悅周公・仲尼之道、北學於中國、北方之學者未能或之先也。彼所謂豪傑之士也。子之兄弟、事之數十年、師死而遂倍之。」

7 【魯柰公】 不詳。

8 【有荆舒、而我之以膺】 『毛詩』魯頌・駢之什・閟宮「戎狄是膺、荆舒是懲、則莫我敢承。」

9 【雪庭】 雪庭福裕。福裕については「（一一）靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑」註6参照。

（清水智樹）

三〇 灵巖寺明德子貞大師塔銘

〔解題〕

吉甫子貞の塔銘。靈巖禪寺第四十代定嚴德慧撰。福廣の書ならびに篆額。篆額は「明德／大師／貞公／塔銘」。至正元年（一二三四一）十二月冬至に立石される。

吉甫子貞、生寂年不詳。俗姓は郭氏。法諱は子貞、道號は吉甫。別號は明德大師・慈明廣德大師である。本塔銘は、

吉甫子貞の寄付供養の賞賛を目的として建てられる。その具體的な内容は、およそ以下の通りである。吉甫子貞は、靈巖禪寺第三十三代住持古巖普就に薙髪され、子貞の法諱を與えられる。具足戒を受けた後も、靈巖寺で修行を續け、直歲・副寺に任せられる。その後、各地を徧歴し、大都萬壽寺に至り、典座となるが、ちょうど慶壽寺に住持していた北溪によつて、慶壽寺の典座に當てられる。また武清責莊監寺・固安州稻莊提點も兼務する。北溪からは、明德大師の號を與えられる。その後、再び萬壽寺で典座の役を擔う。至順元年（一三三〇）靈巖寺に歸り、大知事・提點・監寺となる。元統元年（一三三三）私財を投じて觀音兩臺・千佛般舟二殿・祖塋・石像・法定大祖師像一龕・侍者像二龕・經藏殿・毘盧遮那佛像一尊・侍兩佾像・衛法山神祠等を新造改修する。至元年間には、さらに対祠一堂・五龍王衆像をつくる。その翌年春には、聖僧樓一座を改修し、五葉殿の黃金暖帳を新調する。その間數年にわたり、寄付供養を行い、損庵禪師からも、慈明廣德大師の號を與えられた。

拓本は「人文拓」GEN0196A・GEN0196B・GEN0197X。「北拓」には收録されない。「泰山志」卷一八は碑題と考證のみで、錄文を缺く。

〔釋文〕

明德大師輔成堂提點貞吉祥碑記／¹

十方大靈巖寺傳法住持嗣祖沙門定巖撰／

前靈巖禪寺記室福廣野叟書并篆／

公博陵茌山十寒、土俗郭姓、大族之家。明德號、吉甫之字也。當時、古巖大和尚主茲方丈、而始與之雜、訓之以諱／曰子貞也。受具足後、氣志出倫、而雖有其肩輩者、皆弗敢尚。蓋福德深厚、人物匪常、而其難兄難弟也宜矣。公勤／績此山、壯志于今、蓋自有年矣。此非漸於山上有木、而鴻盤於衍、⁴安能便獲高大之昇歟。如公昔修漸福、以及今／成高大之

器、是皆苦功多在前矣。且昔肇充本藍直歲副寺、後舉志方遊名處、而福緣甚、果期然天都、閣錫萬壽／寺、用充典座、香飯汝衆。于時、慶壽住持大司空北溪長老、聞公誠有爲作、而遂索公入慶壽居、命充典座、知香積／事。又充武清責莊監寺・故安州稻莊提點。⁸ 是時、北溪知公氣志傑、不下於衆、以大司空銀印、號公爲明德大師。後／復萬壽、充先典座、福作彌深。至順庚午、歸本山靈巖、屢充大知事。迄至于今、提點監寺亦復充矣。元統改元、磬割／己財積、刲塗觀音兩堂、以巖千佛般舟二殿。次及祖塋、更石像、而改塑法定大祖師一龕及侍者二、以至經藏殿／中、塑毘盧遮那佛一尊并侍兩侶者、全然。又去寺六七里、道側起祠、塑衛法山神一堂。¹¹ 後至元、創構本山龍／祠一堂。¹² 內塑五龍王衆。¹³ 越明季春、全金粧聖僧樓一座、方完而大發良心、於五葉殿內、粧黃金暖帳、燦然一輝。而／又累年、普散義貲飯僧。若是者、北幽燕、東齊魯、南嵩洛、西秦刑、雖名刹多、而主其事者輸公。然現作緣／事、畧而陳之。而矧未來洪爲善心、而安可形容哉。如公之賢、每捐私帑、莊嚴本山大刹、輸換一新、可謂、歷年久而／公事多、隆寺興而捨財剩。如是則不辜先師古巖大和尚。嚴教震驚、而公號號心服、以威遵而不怠。故福業得超／於人上。近年、順德路大開元宗攝所損庵大和尚、以師號公爲慈明廣德大師。厥又古齊中順大夫濟南路達魯／花赤薛徹都相公、以父師尊公爲陳禮。非福業宏大、而安可宗攝大人歸而敬之。至元午寅¹⁷、福膺命授／

大元帝師玉印法旨一道、乃法王之宣衛身之寶也。如無福者、疇能爾乎。暇日丐文、來及於我。固鑄金石、以壽塔銘。／欲於終年、瘞而收來、庶見始末而不泯。予雖孤陋寡、述而不作、粗引是說。姑且爲之銘曰、／

公師古巖兮道風威震、外牆其肩兮門庭萬仞。壯志披剃兮授具稟彝、終成巨器兮漸而歸進。位莅大／僧兮福慧兩嚴、屢充監寺兮道必忠信、僧齋兮磬割囊資。佛尊累塑兮捨財不憚、綱紀名山兮有／始有終。公心常任兮無私無徇、人品閒出兮天賦英資。法王宣授兮 帝師玉印。治家有序兮克儉克勤¹⁹、／飯僧無虧兮絕飢絕餓。今碑壽塔兮玉石金鐫、千古堅名兮磨而不磷。／

至正元年仲冬月新復之日小師覺山・覺喜・覺昌・覺才・覺尙等立石／²⁰

【碑陰】

落髮小師

覺山

覺福

覺明

覺仔

覺宣

覺祥

覺觀

覺澤

俗徒弟／
劉覺連／

伊覺旺／

孫覺梅／

謝覺秀／

覺喜

覺開

覺寧

覺□

覺壽

覺讚

覺德

覺隨

覺寶

覺祿

覺甚

覺香／

覺願／

覺昌

覺寅

覺泰

覺號

覺顏

覺誠

覺甚

覺海／

覺□

覺祿

覺香／

覺願／

覺尚

覺奇

覺潤

覺慶

覺慶

覺誠

覺甚

覺海／

覺□

覺祿

覺香／

覺願／

覺才

覺從

覺志

覺號

覺顏

覺誠

覺甚

覺海／

覺□

覺祿

覺香／

覺願／

〔覺〕女

覺定

覺平

覺住

覺歷

覺中

覺能

覺保

覺貴

覺通／

覺松

覺檀／

覺溫

覺江

覺富

覺溝

覺瑞

覺來

覺保

覺貴

覺通／

覺松

覺檀／

〔覺〕口

覺元

覺元

覺奇

覺從

覺志

覺平

覺住

覺歷

覺中

覺能

覺檀／

山門知事

覺禪

首座子英

書記思口

知藏思同

知客口口

倉主子敵

錢帛子慶

庫主覺初

殿主子緣

外庫覺增／

覺

覺

覺

提點子廉

監寺子口

官門子洪

維那惟智

副寺思靄

子秦

覺喜

副寺子可

副寺淨心

典座子時

直歲子祿覺昌

覺宗覺遷

助緣／

〔註〕

1 【貞吉祥】『泰山志』卷一八「靈巖寺提點貞公塔銘」の考證に

よると、「損庵（洪益）稱益吉祥。此碑標題稱貞吉祥。子貞其名

也。吉甫其字也。云貞吉祥者何居。恐與益公之吉祥、又屬釋氏之佳號矣」とある。「(二九)靈巖寺息庵義讓禪師道行碑」參看。

2 【博陵茌山十寨】 泰安州の鄰の東昌路博平縣・茌縣に在る十寨の意であろう。

3 【古巖大和尚】 灵巖禪寺第三十三代住持古巖普就。「(一七)靈巖寺古巖普就禪師道行碑」參照。

4 【漸於山上有木、而鴻盤于衍】 「漸於山上有木」は、「易經」漸に、「象曰「山上有木、漸。君子以居質德善俗」とあり、「鴻磐於衍」は、「易經」漸に、「六二、鴻漸于磐、飲食衎衎、吉。象曰「飲食衎衎、不素餽也」とある。

5 【大司空北溪長老】 不詳。『安陽縣金石錄』卷一〇「太都大慶壽寺住持大司空北溪長老施錢米記」に「彰德天寧禪寺爲受業地」とあり、天寧寺で業を受けたことがわかり、同卷一〇「彰德路天寧寺鐘識」には「榮錄大夫大司空領臨濟一宗事主大慶壽寺彰德路十方萬壽天寧禪寺佛心普慧大禪師北溪」とあって、住持した寺名・禪師號などがわかる。

6 【香積】 維摩が香積如來の世界から香飯をもたらし僧に供養したことから、轉じて禪林では、僧に供する飯を香飯と言い、食事を調理する所を香積と言う。據は「維摩經」香積品。

7 【武清責莊】 武清は大都路縱州武清縣。

8 【故安州稻莊】 故安州は大都路固安州のことであろう。

9 【千佛般舟二殿】 「千佛」は、『中國文化史蹟』第七卷三頁の「千

佛殿」のこと。ただし萬曆・康熙年間に重修される。

10 【法定大祖師一龕】 法定は、「(七)十方靈巖寺碑記」に「後魏正光初、有梵僧曰法定、杖錫而至、經營基構、始建道場。定之至也、蓋有青蛇前導、兩虎負經。四衆驚異、檀施雲集」と記される。「法定大祖師一龕」は、『中國文化史蹟』第七卷三〇頁「魏法定塔」に「中に法定の像あり」と記されるものである。

11 【衛法山神一堂】 不詳。

12 【龍祠一堂】 不詳。

13 【五龍王衆】 不詳。

14 【讎號】 恐惧驚顧のさま。

15 【捐庵大和尚】 捐庵洪益(一二六三～一三四〇)のこと。「(一六)靈巖寺無爲法容禪師道行碑」參照。

16 【薛徵都相公】 不詳。

17 【至元午寅】 至元戊寅の誤りであろう。

18 【大】 一字擡頭。

19 【克儉克勤】 克儉克と作るが、文の構造から言つても、銘の部分は九字一句であり、一字を脱している。意と押韻を以て「勤」の字を補う。

20 【新復之日】 冬至。「(二九)靈巖寺息庵義讓禪師道行碑」參照。

照。『泰山志』卷一八の考證に「仲冬新復日者、冬至也。用字亦不多見」とある。